

第百三十六回国会
衆議院

金融問題等に関する特別委員会議録 第三号

(二七九)

平成八年五月二十八日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 小里 貞利君

理事 大島 理森君

理事 松田 岩夫君

理事 早川 勝君

理事 伊吹 文明君

理事 柿澤 弘治君

理事 岸田 文雄君

理事 七条 明君

理事 野呂田芳成君

理事 原田昇左右君

理事 堀之内久男君

理事 与謝野 馨君

理事 安倍 基雄君

理事 江田 五月君

理事 鹿野 道彦君

理事 笹川 堯君

理事 平田 米男君

理事 村井 仁君

理事 山田 正彦君

理事 田中 昭一君

理事 細谷 治通君

理事 吉井 英勝君

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

法務大臣 長尾 立子君

外務大臣 池田 行彦君

大蔵大臣 久保 亘君

文部大臣 奥田 幹生君

厚生大臣 菅 直人君

農林水産大臣 大原 一三君

通商産業大臣 塚原 俊平君

理事 尾身 幸次君

理事 小沢 辰男君

理事 森本 晃司君

理事 錦織 淳君

理事 石橋 一弥君

理事 金子 一義君

理事 栗原 博久君

理事 中村正三郎君

理事 蓮実 進君

理事 穂積 良行君

理事 松永 光君

理事 横内 正明君

理事 愛野興一郎君

理事 加藤 六月君

理事 北側 一雄君

理事 野田 毅君

理事 松岡満壽男君

理事 山田 宏君

理事 坂上 富男君

理事 永井 哲男君

理事 田中 甲君

理事 海江田万里君

出席政府委員

内閣法制局長官 大森 政輔君

警察庁刑事局長 野田 健君

防衛庁参事官 澤 宏紀君

防衛庁参事官 別府 信宏君

防衛庁教育訓練局長 栗 威之君

防衛施設庁建設部長 田中 幹雄君

防衛施設庁建設局長 中 幹雄君

経済企画庁調整局長 鎌谷 真平君

運輸大臣 亀井 善之君

郵政大臣 日野 市朗君

労働大臣 永井 孝信君

建設大臣 中尾 栄一君

自治大臣 倉田 寛之君

国家公安委員会委員長 倉田 寛之君

内閣官房長官 梶山 静六君

内閣官房長官 中西 績介君

国務大臣 中西 績介君

国務大臣 岡部 三郎君

国務大臣 白井日出男君

国務大臣 田中 秀征君

国務大臣 中川 秀直君

国務大臣 岩垂壽喜男君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

国務大臣 鈴木 和美君

経済企画庁調査局長 中名生 隆君

法務省民事局長 濱崎 恭生君

法務省刑事局長 原田 明夫君

大蔵省大臣官房総務課長 武藤 敏郎君

大蔵省主計局次長 伏屋 和彦君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省証券局長 長野 彪士君

大蔵省銀行局長 西村 吉正君

大蔵省国際金融局長 榊原 英資君

国税庁次長 若林 勝三君

文部大臣官房長 佐藤 禎一君

農林水産大臣官房長 高木 勇樹君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

委員の異動

五月二十八日

辞任

金子 一義君

栗原 博久君

穂積 良行君

江田 五月君

松岡満壽男君

同日

辞任

七条 明君

進実 進君

与謝野 馨君

山田 宏君

同日

辞任

山田 正彦君

同日

補欠選任

江田 五月君

補欠選任

与謝野 馨君

進実 進君

七条 明君

山田 宏君

鮫島 宗明君

同日

補欠選任

穂積 良行君

栗原 博久君

金子 一義君

山田 正彦君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

委員の異動

五月二十八日

辞任

金子 一義君

栗原 博久君

穂積 良行君

江田 五月君

松岡満壽男君

同日

辞任

七条 明君

進実 進君

与謝野 馨君

山田 宏君

同日

辞任

山田 正彦君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

委員の異動

五月二十八日

辞任

金子 一義君

栗原 博久君

穂積 良行君

江田 五月君

松岡満壽男君

同日

辞任

七条 明君

進実 進君

与謝野 馨君

山田 宏君

同日

辞任

山田 正彦君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

委員の異動

五月二十八日

辞任

金子 一義君

栗原 博久君

穂積 良行君

江田 五月君

松岡満壽男君

同日

辞任

七条 明君

進実 進君

与謝野 馨君

山田 宏君

同日

辞任

山田 正彦君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

補欠選任

江田 五月君

同日

委員の異動

五月二十八日

辞任

金子 一義君

栗原 博久君

穂積 良行君

江田 五月君

松岡満壽男君

同日

辞任

七条

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出、衆法第三号)

○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外五名提出、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案の各案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。与謝野馨君(発言する者あり)始めます。

○与謝野委員 それでは、ただいま……(発言する者あり)質問を始めてよろしいですか。

それでは、総理大臣並びに大蔵大臣にお伺いしたいのですが、私ども日本の社会は、大体この十年間いわゆるバブルの時期というものを経験したわけでございます。その中で、一九八五年にブラザ合意がございまして、日本の円高を容認する、もしくは円高を誘導していくというのを先進国で合意をしたわけでございます。その後、円高に伴いまして国内で円高不況がございました。

政府また日銀は低金利政策というものをやりまして、それが一つの原因となってバブルが発生したと言われているわけですが、総理大臣または大蔵大臣でも結構ですので、経済企画庁でも結構でございますけれども、大体十一年前に始まりましたバブル経済の時代というものが一体どういうことで起こったのか、また、それに対してどういう責任を政府は感じておられるのかということについて簡単に御説明をいただきたいと思っております。

ます。(発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願います。

○橋本内閣総理大臣 今、大変申しわけありませんが、十分聞き取れなかった部分がございまして、しかし、そのブラザ合意以降、今日に至るまでを考えてみましたら、ブラザ合意というものは、当時の国際経済の中で為替の安定した姿をつくり出すために、主要国の中で議論をされ採用された、私は手法であつたと思います。そして、そのブラザ合意を受けまして、各国の為替調整というものはそれなりに進んでまいりました。

そして、日本におきましては、そのブラザ合意というものは急速な円高を招致したわけでありまして、そして、当然のことながら、その円高は我が国の経済に大きな負担を与え、状況になりました。そして、その円高による不況というものを克服するために通貨の調節その他の手法が行われ、それが結果として、軌道を変えるタイミングを失う中でバブルを生じてしまった、私はそのような受けとめをいたしております。

○高島委員長 与謝野君、じゃ、ちょっと待ってください。

今、理事間で打ち合わせの結果、発言を求められておりますので、森本晃司君の発言を許します。

○森本委員 委員長の御配慮によりまして、発言の場を与えていただきましたこと、感謝申し上げます。また、与謝野委員に對しましては、質問の途中でございますが、我々の主張を述べさせていただく機会を与えていただきました。いましばらくの間よろしくお願い申し上げます。

本日、金融問題等に関する特別委員会の開会宣言を先ほど委員長からなされました。私どもにとり、新進党にとり、こういったやり方に対して強い抗議を申し上げるものでございます。

金融問題等々については、国民の皆さんが大変な関心を持っております。いわんやまして税金を投入するということに対しては、九割の国民の皆さんが反対しているさなかでございます。この金

融問題特別委員会は極めて大事な問題でございまして、我々も国民の皆さんの前で大いに十分なる審議をしなければならぬと思っております。その点を理事会等々で主張してまいりました。

同時に、予算委員会から持ち越されている加藤典子問題につきましても、十分な検討をし、そして合意文からの約束事でございますので、ぜひ加藤典子を実現して、そして国民の皆さんに政治家の責任を明確にした上でこの審議に入るといふ姿勢を貫いてまいりました。

そういったことをこの理事会等々をあわせまして我々は主張してまいりましたわけですが、私どもの理事等々におきまして、私どもがまだ納得していない、協議の最中にもかかわらず、しかも私どもは、あすから三日間総括審議をするのであれば、あすというのは二十九日から、当初は四日間の総括審議をやろうということをお願いしたましたが、どうしてもだめだということでございますので、あえて三日間の総括審議ということと二十九日から三日間審議に入ろうということとを我々は提案したわけでございます。

我々は審議に入ろうと言っているわけでございます。にもかかわらず、委員長は、委員長職権でもうきようからどうしても入りますということとございまして、委員長職権を受けた後、与謝野の理事の方から、我々が抗議しているにもかかわらず、何かおっしゃったようでございます。しかし、我々は抗議の最中でございまして、我々にとりましては聞くことができませんでした。終わりますと、今私の手元にございまして、こういうペーパーが配られてきたわけでございます。

開会九時からということも我々は納得しております。また、こういった与謝野先生初め三人の自民党の委員の先生方が御質問に立たれるということについては、我々も全く、その内容等々あるいは時間制等々については、何ひとつ我々と協議をしないままにこういうことが掲載されたわけです。勝手に言って、勝手に決めた。通常、

理事会の場合には、こういった場合にはこの時間制等々についてもよく話し合いをして、その上で民主的に進めていくのが本来の姿であります。しかもその後に、今日の午後の休憩後に新進という欄がございまして、ここに四時間我々の質問時間が書かれているわけでありまして、これは考えてみますと、我々はまだだれが質問に立つかというところも決めていない。そして、きょう質問に立つならば、通常でございますとゆうべの間に各省庁に質問通告というものをしなければなりません。それをやらなければなりません、きのうの終わった時点からは、とてもじゃないけれども質問通告はできない時間帯であります。にもかかわらず、そういったことがなされたわけでありまして、

我々は、理事会で五十五項目にわたる資料要求をさせていただきまして、これがきのうの午後に出されて、そして質問する委員がこの資料に基づいて質問内容を吟味しなければならぬ、そういった意味で、あさってから委員会に入つて十分な審議をやらうと主張したにもかかわらず、無理やりここのように開会をされることにつきまして、我々は大変遺憾に思っております。この委員会のやり方、それから委員長の職権を通じての強硬なやり方には、我々は納得できません。

思い返しますと、この前の予算委員会のときもさうございまして、委員長がどんどんどんどん職権で、そして物事を進めていく。我々は、審議を行うについても、あるいは資料がないからしばらくの間休憩をとってもらいたいということを主張しても、にもかかわらず時計はどんどん進んでいきます。

そういった状況を考えましたときに、私はあえてここで委員長に申し上げたいわけでございますが、既にきょうの委員会はこういう形で強硬になされてまいりましたけれども、今後も私は、きょうの開会については我が党は納得しておりませんが、今後の委員会のあり方も、また予算委員会と同様の進め方、強引なやり方をされるのですか。

ぜひそういうやり方をせずに、理事会等々でよく話し合った上で委員会の進め方をされることを強く要望いたしますと同時に……(発言する者あり)

委員長、人が発言中にあつた不規則発言をするという人たちがいるわけでございます。我々は、そういったことにも一々抗議をする気はありませんけれども、いずれにしてもこの委員会、ぜひ委員長の公正なる運営をお願いをしたいと思うところでございます。予算委員会のような強力な進め方をぜひなさらない。しかも、この法律は六本でございます。十分な審議時間を我々野党にぜひ与えていただき、我々も一生懸命審議をさせていただきますかと思ひますので、その点十分御理解をいただきたいと思ひます。

時間をちやうどいいまして感謝申し上げますと同時に、ぜひ委員長におかれましては公正なる運営をされること、与党の皆さんにはぜひ野党の我々の意見も十分聞いていただきますことを主張いたします、私の動議とさせていただきます。

ありがとうございます。

○高島委員長 森本君の発言は承りました。

それでは、質疑を続けます。与謝野馨君。

○与謝野委員 ところで……(発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願います。

○与謝野委員 そこで、プラザ合意以降、円高にしようということでは先進諸国が合意をして、大蔵、日銀、政府を挙げて円高に向かったわけでございますが、そのとき恐らく金融当局が考えていた円高の水準と実際の市場で起こった円高の水準とというのは、むしろ円高が進んでしまった。その結果どういふことが起きたかという、やはり大変な不況感が国内であつて、いわば円高不況という言葉が生まれて、政府もその対応に迫られたわけでございます。しかし、どういふわけかその当時の政府は、財政でこの景気対策をやろうということよりは、むしろ金融政策、すなわち公定歩合を下げていくことによって景気を維持しようとした。

た。

実際、六兆円という、有名な、大き過ぎる、遅過ぎるという予算ができたのがその翌年でございまして、実際少し公定歩合政策に円高不況を頼り過ぎたのではないかと反省が今あるわけでございますが、それに対して総理大臣あるいは大蔵大臣、その当時のことをよく、特に総理大臣よく御存じなので、その点は過去のことでございましてけれども、円高不況に対する対応というのが果たして後になって正しかったと思はれるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 私は、よく申し上げますのでありますけれども、その時点その時点におきまして、政策担当者は最善と思ふ努力を当然のことながら選択いたしておると存じます。

ただ、確かにプラザ合意以降の為替の流れを振り返つてみましたとき、議員が御指摘になりましたように、予測よりもその上昇幅が大きかった。そして、それは我が国の経済に非常に大きな負担を生じた。そして、これを解決するためにとられました施策というものはそれなりに有効でありましたけれども、今振り返つてみますと、そのどこかのタイミングで切りかえるべき時期があるいは見失われたのか。そして、早目に変更されるべきものがおくれたために、結果としてバブルを生じたという御批判を受ける部分はあつたかもしれない。そのような反省は私自身も持つております。

○与謝野委員 それから、バブルに関して、政府、日銀の金融政策に関しては、確かにバブルは起きた、過剰流動性を発生して株価は上がる、また株価が上がるから土地が上がる、土地が上がるから株価が上がる、株価が上がるからまた土地が上がるといういわゆるらせん状に物事が進んでいったわけですが、バブルを取束させるときの手段もまた少し乱暴過ぎたのではないか、ソフトランディングが失敗したのではないかという批判も実はあるわけです。その点については、総理は何か御感想はございますか。

○橋本内閣総理大臣 確かに、本院でも予算委員

会等で御答弁を申し上げましたように、私自身が大蔵大臣を拝命いたしました時点、既に地価というものが極めて大きな問題になっておりました。そして、その地価上昇をいかにして食い止めるかというところは、国会における御議論の中でも非常に大きなウエートを持っていたと考えております。

そして、それに対して当時二つの問題が提起をされていたと思ひます。一つは、土地というものの対して基本的なルールをどう定めるか、これは後に土地基本法の方向に進んでまいりました。また、土地に対する税をいかに活用するか、そしてそれによる地価上昇に対するブレーキを考へるか、これは後に地価税の構想に取束していったと考えております。しかし同時に、土地というものの対する投機的な取引を抑制する手法として、資金の供給にブレーキをかけるということがもう一つの課題でございました。

そうしたものを振り返りましたとき、先ほども申し上げましたように、そのときそのとき最善と思ふ方法を選択して行動してきたとは言ひ、後にバブルの崩壊という現象が出てきたことを考えましたとき、反省すべき点が多かつた、そのように申すつもりはありません。

○与謝野委員 例えば東京をとりますと、実際バブルの最盛期を一〇〇としますと、現在行われております土地の取引というのは大体二〇です。実際、担保をとつてあつたものを抵当権を実行しますと、平均の回収率というのは一〇〇に対して一六とか一七とかいふことで、土地を担保にとつていても実際貸したお金はなかなか回収できない、そういう状況にあります。

しかし一方では、一般国民は、土地の価格が常識的なところにあれば固定資産税もそうたくさん払わなくていいし、また相続のときも常識的なことで物事が処理できるということで、国民は喜んでいてある面もありますし、住宅も建てやすい。そういうことでございますが、事土地神話に頼つた銀行、金融機関は、この土地暴落でとにかく貸した

お金が全く回収できない、そういういわゆる不良債権問題というのが発生しているわけでございます。

この住専の問題も実はそういう不良債権問題の一環でございまして、住専ばかりでなくて、一般の金融機関、またノンバンクすべてもこういう問題を抱えておりました。この総額が一体どのくらいになるのかということは、公表されている不良債権あるいはまだ公表されていない債権、これはもう我々の常識を超えた不良債権を抱えて我が国社会というものは今走つて行っているわけです。

そこで、銀行局長にお伺いしたいんですが、今公表されている不良債権というのは、金融機関としては一体どのくらいあるのか、またノンバンクの数字は恐らく持つておられないと思ひますけれども、そういうものを足し合わせると、日本が国民としてあるいは政府として、あるいは金融機関として、ノンバンクとして処理しなければならぬ不良資産というのは今一体幾らわかつているのか、それを伺いたいんです。

○西村政府委員 不良債権として私どもが都市銀行から信用組合に至るまで総計をいたしまして発表している計数がございまして、昨年の九月末現在の数字として三十八兆円ということをおし上げてきたわけでございますけれども、最新時点、ことしの三月末におきまして三十四兆六千八百二十億円となつております。これはノンバンクに対する銀行の貸し付けのうち不良債権化したものをも含んでいるわけでございます。

よく、ノンバンクの不良債権を加えなければいけないではないかという御指摘もございまして、ノンバンクの貸し付けの原資はほとんどが銀行等でございますので、それに加えるということになりますとダブルカウントになりますので、私どもはそういうものをも含まして三十四兆六千八百二十億円、これが日本の全体の不良債権という考え方で臨んでいるところでございます。

○与謝野委員 いずれにしても、これだけ三十兆兆という不良債権を持つていける金融機関が、

産業資本にあるいは商業資本に資本を供給する、あるいは非常に積極的な姿勢で金融業務というものをやりますと、やはり日本の景気というものは本物にならないということですから、私どもは金融機関の不良資産問題というのを、そう一年二年では解決できませんけれども、やはり今後二十世紀を迎える日本としては、きちんと解決をして新しい時代を迎えなければならぬと思っております。

そこで、今回の問題になっております住専の処理の問題も、実はこれは金融機関の不良債権問題の処理の第一歩でございまして、日本の金融機関が抱えている不良債権問題の象徴的な存在としてこの住専の問題を政府・与党挙げて取り組んでいると私は思っております。

しかし、大蔵大臣にお伺いしたいと思いますけれども、必ずしもこの問題は国民の皆様方が十分まだ御理解いただけていない、まだ相当な批判が残っているという中で、大蔵大臣としては、やはりもう少し広く国民にこの問題の本質を御理解いただくという努力をしていただかなければならないと思いますが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○久保國務大臣 御指摘いただきましたように、住専の不良債権処理にしましては、まだ国民の皆様方に十分な御理解をいただくに至っていない点がございます。特に私は、この処理方針の中で財政支出を行うことの必要性について御理解をいただく努力をさらに続けなければならないと思っておりますが、皆様方の両院を通じての熱心な御議論によりまして、住専問題を早期に処理しなければならぬということについて、そしてまたこの住専問題の処理を通じて金融システムの安定のために、新たな時代における金融のあり方というものについても早急にその基本的な立場を確立しなければならぬということについては、国民の皆様方の御理解を相当に深めていただいたものと考えております。

今後この法案を成立をさしていただきました

らば、住専処理機構の今後の活動を通じて、その努力を通じてさらに国民の御理解をいただくように努力をしてまいりたいと考えております。

○与謝野委員 そこで、政府が使っておられる金融システムの安定という言葉は、実は非常にわかりづらい言葉でございます。私もこの住専の処理策をつくるときに与党の一員としてかかわったわけでございますけれども、私は財政資金をなぜ投入するのかということについて一度考えてみました。

これは、住専が持っている資産十三兆のうち六兆五千億がもうとても返ってこない、六兆五千億、ちょうど半分だめになっちゃった。これは一体六兆五千億をだれが負担するかというときに、まあ金融機関、銀行は五兆二千億を負担します、系統の方は五千三百億負担しますというところまで話が来たんですが、そこから先は話が進まない。進まないんだけれども、六千八百億を投入すれば全部の問題が一挙に解決できるというときに、これは六千八百億を惜しんで投入しないでその後の混乱を招いた方がいいのか、六千八百億を投入して問題をその場で解決した方がいいのかという選択を、恐らく大蔵大臣も相当悩まれたと思うわけでございます。

そこで、大蔵大臣にもう一度お伺いしたいのですが、財政資金を投入した方がいいという判断、大蔵当局として、やはり財政資金を投入してでもこの住専問題は解決した方がいい、国際社会からの要請からいっても、あるいは日本の景気を浮揚させるためにも、また社会的な混乱を起こさないためにも、やはり財政資金は投入した方がいいんだという判断を多分どこかの時点で私は大蔵省としてされたと思うのですが、そういう判断をされた背景について、少しわかりやすく御説明をいただければと思います。

○久保國務大臣 これは、時間的に申し上げますならば、昨年の十二月十九日の閣議決定を行いました際に、財政資金の投入が最終的に決められるわけでありまして、その間に、かなり長い期間にわ

たりまして、政府におきましても、また与党の協議におきましても、金融制度調査会におきましても御議論をいただいていたところでございます。

最終的に財政資金の投入を行うことを決めますに当たりまして、これはやむを得ざる措置であるという判断であったと思います。これは、今与謝野さんがお話しになりましたように、日本経済の将来、それから日本の金融が、グローバル化が進みます中で国際的に果たすべき責任、そしてこの問題が早期に解決されなかった場合の影響、そういう問題について諸般の立場からの検討を重ねた結果、この際は、政策判断として、当事者であります銀行、系統金融機関等の負担し切れない部分について財政資金を投入してもこれを解決することが、将来、日本経済や日本の金融の問題を考えると、やむを得ざる場合に最もとらざるを得ない、やむを得ざる措置だったと考えているのでございます。

○与謝野委員 今大蔵大臣が触られましたように、この問題というのはどうしても系統の問題になつていくわけです。系統という言葉はなかなか国民の皆様方にはわかりづらい言葉でございます。これは農協、あるいは農協の連合体の県信連、あるいはその上部団体の農林中央金庫、この三つと県の共済連を入れたものを系統と我々呼んでいるわけでございますけれども、あの当時やはり農林系統の金融機関にも金余り現象が私にはあったのだと思うのです。

それで、系統の方は貸出先がなかなか見つからないということ、やはり住専に大きく貸し込んでいった。それは総量規制があったから貸し込んでいったというよりは、むしろやはり金余り現象があつて、優良な貸出先がない、十分な金利が確保できないという中で、私は、系統の方々の経営方針というのはそう精緻なものでもなかったし、今考えると十分利口であったかどうかは別にしまして、系統の方の考え方が、やはり住専という会社は銀行が出資している、役員の名前を見てもみんな銀行出身の人たちが来てやっていると、中には大

蔵省の方もそこに行っているということで、農林系統の方から見れば、住専というのはこの世で最も信用のできる金融機関に映ったに違いない、ノンバンクに映ったに違いない。

その点は私は系統には同情的なんです、実際は、この住専の処理スキームというのは何を目標にしているかというと、系統金融が住専に貸し込んだ五兆五千億のお金が無事系統に戻るような仕組みを実はつくっているわけです。

その点、農林大臣、多少財政資金を使って、六千八百億も使って農林省の監督のもとにある系統金融を実際は救済しているんだという声がありまされども、これはやはり真実の一面を私は含んでいると思いますが、農林大臣はその点についてどういうふうに思われますか。

○大原國務大臣 今委員御指摘のように、当時として、確かに住専というのは大蔵省の監督下に置かれたノンバンクでございまして、さらにまた、その設立の母体行の極めて優秀な銀行が関与していらつしやること、さらにまたそのメンバーは、御指摘のように役員は大蔵省あるいは超一流銀行の重役の方々。

御承知のように、今御指摘がありましたように、金余り現象、御指摘のとおりであります。貯貸率が非常に悪い。それが農林中金に参り、あるいは系統からいわゆるノンバンクである、しかも大蔵省直轄でございまして住専に行ったという実情はまさに御指摘のとおりでございます。

さはさりながら、大蔵大臣からお話ありましたように、十二月十九日の決着に際して、系統としては、いわゆる母体行責任ということをする強調をいたしましたわけでございます。その辺はもう何回も、委員の最初の予算委員会での御質問にもお答えしたところでございますが、何らかの負担を要請をされました。いろいろ計算してみますと、底は浅い、内部留保は少ない、そういう状況の中で、我々としては、ぎりぎり申しますが、これ以上の負担をすれば次からの系統の金融の運営に支障があるということで、五千三百億円を前農林

大臣のときに決定を見たと思っております。その際に、六千八百五十億円が投入されるということには我々としては全く関知していなかった、農林水産大臣はかように私に引き継ぎをいたしたわけでございます。

いろいろ、委員御指摘のように解釈のしようはございます。六千八百五十億がなければ一体どうなつたであろうかということを考えますと、やはりあの決着のスキームの中でやむを得ない決断であつたのではないかな。御指摘のように、今回のスキームが壊れますと、五兆五千億円という融資が返つてこないという事態も予想されるし、さらにまた、利子の不払いが六百億ほど残つていますが、これについても焦げつきが出てくる可能性がございますので、我々としては、委員御指摘のとおり、現在のスキームが最上のもの、何とか早く決着をしてほしいというのが本音でございます。

○与謝野委員　やはり農林大臣、これは全体のスキームとしては、実は農林系統を救済するという色彩が非常に強いスキームなんです。別に農協とか県信連を助けようとしているわけじゃないです。これは、農協の系統の金融機関が持つてくる預金量というのは七十兆を超えているのです。七十兆という預金というのは一体どのぐらいの預金かと申しますと、日本全体の個人が持つてくる預金というのは大体七百兆をちょっと超えたところなんです。だからその十分の一を農協が持つてくるわけなんです。私どもは、農協という農業団体を助けたとは思っていないのです。農協という金融機関が今後健全性を確保していくためにこの住専処理スキームをつくつたと思っております。

七十兆というお金は並大抵のお金じゃないです。ちよつと三年ぐらい前の数字からいへば、イギリス国民が全体で持つてくる個人の総預金量というのは大体七十兆です。フランスも大体七十兆です。だから、七十兆という預金量を持つていたということは、金融機関としては相当の責任があるのです。その相当責任のある農林系統の判断

が住専に五兆五千億も貸し込んだということについて、多少今、自省自戒の心はないのか。

確かに金余りがあつた。確かに住専というのは見かけは大変信用のあるノンバンクに見えたけれども、果たして系統金融が正しい判断をしていたのかと私は疑問に思つてゐるのです。同情すべき点はたくさんあります。住専というのは、見かけは大変優良会社です。しかし、そこに経営判断としての甘さがあつたのではないかと御指摘については、農林大臣というふうに思われます。

○大原国務大臣　今となつてみますと、やはり自省自戒がなかつたらうと思つてゐます。二度とこういうことが起きないように、いわゆる現在までの、端的に言えば農協系統金融機関は議送船団の代表選手でもあつたかもしれせん。その自己責任原則と透明性、ディスクロージャー、こういうことを果敢に組織の改編と同時にやっていかなければならぬ使命を、私たちはしっかりこの問題を通じて委員御指摘のとおり自省自戒して受けとめなきゃならぬ、かように思ひます。

○与謝野委員　そこで総理に伺いたいのですが、この住専処理のスキームを実行しなくても金融不安は起これないという人もいます。いや、そうじゃなくて、やはりこれをちゃんとやっておかないと日本の金融の将来に対して多少不安だなどという人もいます。この不安は起きないという人の主張も不安が起きるといふ主張もどちらも証明できないというときに、政治家はどう判断すべきかという問題が実はあるわけです。

不安は起きない起きないという主張をする方もいるし、やはり将来ちよつと懸念されることがあるよというこの二つの主張があつたときに、政治家はどつちの道を選ぶべきか。総理はどういうふうに考えられますか。

○橋本内閣総理大臣　今、大蔵大臣、また農水大臣からもそれぞれの角度で御答弁を申し上げましたように、私はこれは問題があると思つております。そして、本院におけるこの住専問題の御議論

の中でも、私どもは日本の金融機関の抱える不良資産の問題を処理していくためのこれを突破口にしたい、喫緊の課題としてとらえました。一方で、氷山の一角というところをえられていた御議論もあります。

そして、仮にこの住専処理法案が成立をしないといった事態が起きました場合に、系統への五兆五千億というのは、これは返つてまいりません。当然ながら大変な混乱を生ずることになります。そして、住専問題というものが、非常に多額の損失をめぐつて多数の関係者の利害が非常に錯綜してゐるという状況であることはもう既に御承知のとおりでありますから、関係当事者間の話し合いだけでは解決を得られない深刻な状況を呈しております。

そうした中におきまして、私は今回の住専処理策というものが国民の皆様の預金を守る、そして経済の動脈としての我が国の金融というものに対する内外の信頼性を確保する、そしてそれが景氣回復を確実なものに、そうした考えの中におきまして、我が国の命運に責任を持たなければならぬ政府・与党の立場として、まさに国民のため

に決断をしてきたもの、そういう位置づけをいたしております。

○与謝野委員　私は、橋本総理の御意見は正しいと思うのです。そういう金融不安は起きないという人、それから起きうるかもしれないという面説があつて、どちらも証明できないときは、やはり政治家は安全な道を選ぶべきだと私は思うのです。

こういう金融問題で国民を巻き込んで実験をするということではできないです。だから、用心深く用心深く政府がやるということは私は当然のことだし、今回、先ほど申し上げましたように系統の金融には七十兆の預金があつて九百万人の預金者がいるわけなんです。今は世の中が発達していますから昔みたいな取りつけというのはいかなかなければいけないけれども、我々が心配しなければならぬのは、静かかつ大量の預金の移動ですよ。これも

ある種の形を変えた取りつけなんです。そういう預金シフトが起きますと、やはり金融機関の経営というのは危殆に瀕する。

これは、私はこの予算委員会での住専問題の議論をずっと聞いておりますと、昭和二年の金融大恐慌のときの議論とそっくりの議論をしているのです。まず、その当時も政党間の政略的な争いがありました。そういう中で、昭和二年に政府が提出しました震災手形二法という法律が実は国会で議論されたわけです。

そのときもどういふことが起きていたかという、大正時代に第一次世界大戦があつて日本は大変な好景氣になつた。その後関東大震災が来て、その前の好景氣の反動プラス関東大震災ということで大変な不況になつた。そこでこの震災手形というものが振り出されて、震災地で手形を出せばそれを金融機関が割り引いてくれて、それを日本銀行が再割引するということで、日本銀行に膨大な不良債権がたまつた。

そこで、これは何とかしなければならぬというので、その当時の若槻内閣が震災手形二法という法律を出して、一億円を限度として日本銀行のそういう債務を面倒見ようということだつたのですが、まあ国会では大きな騒ぎになつて、橋本総理のお父様の時代の政治家で星島二郎さんとか武藤山治さんとかという議員が質問に立つて、質問は今野党の皆さんがやつてゐる質問と全く一緒です。一つは、国民の青血を一部政商に投入するのはけしからぬ。それから、情報開示なんというしやれた言葉はなかつたのだけれども、資料を見せろ、要するに情報開示をしろ、責任問題を明らかにしろ、こういう三つのことを延々とやつていたわけです。

延々とやつていて結論が出ないうちに、三月十四日に、その当時の片岡大蔵大臣が予算委員会の場で、きょうとうとうと渡辺銀行が破綻に至りましたという答弁をした途端に渡辺銀行、中井銀行ほか二行が取りつけに遭つて、金融恐慌のスタートがあつたわけです。

それで、衆議院と貴族院は慌ててとにかくこの震災手形二法というのを国会で通す。しかし、その当時は天皇の御裁可を得なければならぬから、枢密院というのがある。四月十七日にこの震災手形二法というのを否決するわけです。否決する理由は、台湾銀行の責任が明らかでないからこの法律は通せんないということで、若槻内閣が倒れて田中義一内閣に移ったわけです。

それはいいのですが、実は、野党がその後この震災手形を処理しなければならぬといつて出した法案は、若槻内閣が出した法案と全く同じ。しかし、そこで政治がこういう金融問題を政治的に利用したために、結果的に政府の支出というのは、一億円であつたものが最終的には七億円の税金が要った。七億円、七倍のお金が必要だったので、それから、こういう金融問題を余り政党内閣の政治に利用しますと、結果は国民経済が大変な混乱になる。しかも、結果的には政府の財政支出というのはその当時でも七倍になった。ですから、これは我々にはやはり歴史に学ばなければならぬところがあるわけです。

それで、この昭和二年に金融の問題の処理を国会が失敗したために、政治が失敗したためにどういふことが起きたか。昭和四年にはウォール街で株の大暴落があつた。日本は大不況になりました。もう失業者があふれる、会社が倒産をする、いろいろな金融機関もほとんど倒産する、そういう一連の引き金を、実は政治の不手際が引き金を引いたのです。

だから私は、この住専の問題は政略の政略には利用してはならない。静かに迅速に解決するといふことがやはり政治が国民に対して果たさなければならぬ責任だと私は思うのです。これは、金融問題でそのときにとにかく失敗したために、五・一五事件とか満州事変とか二・二六とか、ずっと暗い時代の幕あけになった。やはりこれは、国会が政略の政略を離れて国民のために迅速に処理をしなければならぬ責任があると私は思うのです。

先ほど総理もそういうことをおっしゃいました。が、この住専の処理というものは、実は住専の問題ではなくて日本の金融体系全体の問題だといふことを、やはり総理の言葉でこの場から国民にきちんとお訴えをする必要があるのじゃないかと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 今までも何回も繰り返して申し上げてまいりましたが、先ほど政府委員の答弁でも、日本の金融機関の抱えております不良資産、三十八兆円と言われておりましたものが多少減価して、今三十四兆円という話がございます。しかし、その金融機関の不良資産を処理していかなければ我々は新たな金融秩序といふものの再構築に向かへないわけでありませう。

そして、ここでも何回も議論になりましたように、かつて、護送船団方式と言われる行政の指導の中で、我が国の金融システムといふものはそれなりに安定してまいりました。そして私は、その時代においては護送船団方式と言われたやり方は正しかったと思ひます。しかし、その後金融自由化が進み、金融といふものを取り巻く環境が大きく変化してくる中で、行政の対応が不十分だといふもの、透明性といふものを非常に大きく掲げながら新たな金融秩序を構築しようとする時点におきまして、我々はこの不良資産の問題を処理しなければならぬのです。

そして私は、ですから、氷山の一角と言われた野党の言ひ方も間違つてゐると思ひます。同時に、我々はこの突破口として不良資産の処理をしていこうとしているのだといふ我々の視点も間違つてはいないといふことだけは認めをいただきたい。

そして、全力を挙げて、この住専問題を突破口として我々は不良資産問題を処理しながら新たな金融秩序の再構築に全力を挙げて取り組んでいく、そして金融自由化の時代にふさわしい金融の仕組みといふものを、改めて国民の信任を得られるものにしていくと全力を尽くしております。

ぜひ御協力をいただきたいと思ひます。

○与謝野委員 大蔵大臣、金融機関に対して預金者が信頼を持つといふのがやはり信用秩序の第一歩だと私は思ふのです。

金融不安といふのは起きないんだといふことをよく言う人がいますけれども、金融不安といふのはちよつとしたことで実は起きるのです。

例えば、愛知県のある市の大衆信用のある信用金庫で起きた事件をお話ししますと、その信用金庫に実は就職したいと思つた女子高校生がいた。ところが、成績が十分でなくてその信用金庫に就職できなかった。帰りの電車かバスの中で友達とつり革につかまつて、あんな信用金庫、近くつづれるわよ、こつたつたのです。そうしたら、前に座つていたおばさんが多少慌てん坊で、その信用金庫が本当につづれると思つてしまつた。家に帰つて、その信用金庫から自分の預金を全部おろすと同時に、親戚じやうに全部電話した。親戚も全部預金をおろして、親戚もおしやべりが多くなつて町じやうの人に全部話した。そうしたら、その信用金庫にはもう町じやうの市民が殺到して実は取りつけが起きたのです。それで、日本銀行の名古屋支店は現金をトラックでどんどん輸送して、その不安を抑えるために預金の払い戻しに応じたといふ有名な事件が、実はもう二十年ぐらい前にあつたわけです。

そのぐらい、ちよつとしたマッチをすれば金融不安といふのは起きるのです。金融不安が起きますと、直ちにそういう金融機関といふのは経営危機に瀕するのです。だから、預金者が不安を持たないといふのが金融行政の第一歩であり肝心なところだろうと私は思ふのです。

ですから、今回の住専処理スキームは、私は東京出身の代議士ですから何の農協に同情する余地はないし農協の方におつき合ひはないのですが、やはり系統金融に預金をしてる九百万人の預金者に不安と動揺を与えないといふところが一番肝心なところだと思ふのです。

そのためには、少し農林系統の五千三百億は少ないのじやないかという批判が、実は農林大臣、あるのですよ。もうちよつと出していただけませんかという声があるのですが、五千三百億といふのは本当に系統金融のぎりぎりの体力の限界なのか。これはこの前から農林大臣の答弁、いろいろ聞いていますが、本当にぎりぎりののかといふ点についてはまだ私自身納得してない。その点についてもう一度御説明をいただけないでしょうか。

○大原國務大臣 何回もお答えをしたつもりでありますけれども、五千三百億円が、農協にとつてなお負担余力があるのではないかと御質問だと思ひます。

端的に申しまして、農協の内部留保といふのは、協同組合でございますから、いわゆる内部留保をしない、必要最小限度にとどめるといふのが協同組織の本則でございます。したがつて、現在内部留保は、七年三月の決算では正直に言つて一兆三千億円しかございませんでした。その中の五千三百億を提出するのでありますから、金融機関としての経営に影響を与えるところは極めて甚大でございます。もし委員御指摘のように破産が起き倒産が起きるといふことになれば、支払い余力がないではないかといふ御指摘も受けざるを得ないわけでございます。

しかも、五千三百億を端的に九百万の預金者で割つていただきますと、一人六万円でございます。その一人当たりで一家五人の場合五、六、三十万、これを提出しているのでありますから、これ以上農家、農民にさらなる負担をよこせといふのは、いわゆる母体行の超大型の内部留保と、さらにまた預金者の負担といふことを考えますと、明らかに均衡を失するのではないかと、こう私は今考えております。

○与謝野委員 大蔵大臣にお伺ひしたいのですが、この問題は、しよせんは民間同士の問題じやないか、政府がわざわざ口を出さなくても、裁判所に行つて破産法とかその他の法規で解決すればいいじやないかという議論が実はあります。私は

これには反対なんです、これはやはり国民にわかりやすく、なぜ法的な処理が難しいのかというところはちゃんと説明しておく必要が私はあると思うのですが、その点、大蔵大臣お答えになっていただけますか。

○久保国務大臣 予算委員会でも御審議をいただきました際にも、これは民事の問題であるから法的処理に任せよという御意見もございました。法的処理は、破産処分にする場合、もう一つは会社更生法を適用する場合について御主張がございましたが、まとまってこの方法でということでは具体的な対案的なものとしての御意見はございませんでした。

これはなぜかといいますと、破産処理にいたします場合には、今与野党を通じて御意見のございます母体行責任ということに逆行するのではないかと、そして、その負担は系統金融機関により大きくなっていくのではないかと。仮に債権に対する比率で六兆四千億を負担するということになりまして、場合によっては、経費を別にいたしまして、母体行の場合には一兆七千五百億、一般行の場合には一兆九千億であります。それで、系統金融機関の場合には二兆七千五百億ということになります。これでは、今農水大臣も御答弁になりましたけれども、母体行責任、住専問題に対する母体行の責任ということの結果、ことにならないのではないかと、そういうことが一つございました。

それから、会社更生法を適用いたします場合には、果たして再建の見込みがないものに對して裁判所がその認定を下すことができるのかどうかというところで御議論もございました。そのことは実際には難しいのではないかと。

結局、政府が、今お話がございましたように、実験をしてはならない可能性を考える場合には、その可能性を政府の責任において防ぐことが日本の経済、国民の利益を守る道である、こういう判断に立たざるを得なかったものであります。私といたしましては、そのような立場で決定をされました昨年十二月十九日の決定を、橋本内閣として

もこれを引き継ぐことを決定をし、この国会に御審議をお願いをいたしているわけでございますから、ぜひ御理解を賜りたいと考えております。

○与謝野委員 一部の政党から、これは法的に処理しろ、こういう御意見が出ましたけれども、普通の会社の倒産とか破綻という場合には、会社更生法を使う場合もありますし、和議を使う場合もありますし、破産法を使う場合もありますけれども、今回のこの問題は当事者が多過ぎる。まず、金融機関が大体二百ある。系統が九十五ありますから、これは掛け算したら、法律関係だけで二万の法律関係ができるわけで、しかも債権債務の関係が大変複雑になっていて、そんなことがなかった糸をほどこしている暇はないのです。それは十年、十五年かければほどこせるかもしれないけれども、時間をかけて解決したのでは意味がない。

しかも、例えば、大体三百の当事者がいますから、一社十人弁護士の方にきていただいて手伝っていただいたって、それは三千人の弁護士が必要なんです、三千人の。それで、日本国じゅうに一万人八千人しかない弁護士のうち三千人が住専問題をやっていたら、それは法律費用が物すごくかかる、社会的なコストが物すごくかかるということとで、こういう法的処理というのは現実的でない。

しかも、一部会社更生法をやろうという意見がありましたけれども、今大蔵大臣が言われたように、再建の見込みのないものに会社更生法などというは裁判所は認定するわけがない。それから、実際、例えば認定したとしても、住専側が三分の一以上の議決権を持つていないからこれは成立しないというので、実はこの住専処理スキームというのは、社会的コストの面では最も安い方法で処理をしているのです。

これは、法的に処理をするといったって、今東京地裁に行つてごらんない。東京地裁はオウム事件で忙しくて、民事部の裁判官も全部刑事部に走つて、オウム裁判の応援をしているのですよ。住専からあるいは系統からとどんどん民事訴訟が起

きたら、こんなものとはにかく東京地裁、裁判所で処理ができないほどの争い事になる。十年、十五年かけてはこの問題の処理は意味がない。だから、一部の方々が主張していた法的処理というのは、確かにそういう方法はあるけれども、現実性がないということ、社会的費用、法律費用がかかり過ぎるということ、これはとり得ないというふうな私どもは考えました。

西村局長に伺いたいのですが、法的処理ということは大蔵の事務当局で考えたことがあるのか、あるいは考えたけれどもやはり難点が多過ぎて難しいというふうな判断されたのか、その点を簡単に御説明をいただきたい。

○西村政府委員 私どもも、金融機関の破綻処理において法的な手続というものが有効であることは承知をしておりますし、今回の御提案申し上げております法律の中にも、そういう手続をスムーズに行うための法案もございいます。

しかしながら、ただいま与謝野委員御指摘のように、今回のこの住専という問題について申し上げますならば、法的な手続というものによつて解決することは非常に難点の多い問題だ、このような判断をいたしました次第でございます。

○与謝野委員 そこで、住専問題というのは急にきのう悪化したわけではなくて、徐々に徐々に悪化してきたわけですね。一次再建策、二次再建策と、こういういろいろやってみたのだけれどもうまくいかなかったというのですが、国民の目から見ると、住専に対して、金融界、この母体である銀行も、あるいはこういうものを監督している大蔵省も、もう少し早く手を打てなかったのか、そういう実は批判があるのです。特に二次策については、問題を先送りしたのではないかと、そういう批判も実はあつて、国民は行政に対する批判というのには割に、大蔵大臣、厳しいのですよ。問題を先送りしてきたのではないかと、その批判は実はあつて、金融行政そのものをやぱりちよつと見直さなければいけないなんという議論も出てきています。

これはもう過去のことで、もう済んでしまったことです。今言つてもしょうがないのですが、やはり国民の気持ちとしては、この間、住専の母体である金融機関はちゃんと自分の子会社の住専を指導できなかったのか、あるいは住専を貸金業法を通じて監督している大蔵省は一体何をやっていただんだ、それから農林大臣、農林省は系統金融の監督官庁、一体何をやっていただんだ、みんな。そういう批判は実は非常に強いのですよ。ですから、その反省の弁を込めて、大蔵大臣、農林大臣からちよつとその件についての御感想は承る必要があると思つています。

○久保国務大臣 御意見がございまして、この住専の問題について結果的に先送りになりましたことがこの傷口を広げることになったと思つております。そして、今、これ以上の先送りを許さないという状況の中で、我々は、とり得る最善の策を考え、皆様方に御審議をお願いをしているわけでございます。

したがって、このような事態に至りますまで、その時点時点においては一生懸命に判断をしまいたつたと思ひますが、振り返つて、的確な判断がなされたかどうかというふうな点については、十分に責任を感じなければならぬことであると考へております。

○大原国務大臣 我々としても一方の当事者でございまして、今大蔵大臣がおっしゃいましたように、その責任の重大さは極めて我々としてもしっかりと受けとめなければならぬと思つております。同時に、先ほども申し上げましたが、今までの金融のあり方については、民間銀行以上に、市中銀行以上に、今後その再建、整備に当たつてもっとドラスチックな改革手法をとつていかなきゃならぬ、かように反省をいたしております。

○与謝野委員 住専処理に公的資金、財政資金を投入するわけですから、この間得をするというふうな人間がいては困るわけです。借り手で、お金を借りておいてどこかに一千万もお金を隠している人がいたり、私的に流用したりというふうな

不祥事が多分あると思います。そういう問題で、やはり住専からお金を借りている人の責任もちゃんと追及しないと、またそこから回収してこないと国民はなかなか納得しないという面もあります。今後借り手責任、住専に対する債務者の責任、これについて大蔵大臣はどのような御決意で臨んでいかれるのか、その点について伺いた

○久保国務大臣 今回御提案を申し上げております法案の中にも、預金保険機構に対して罰則で担保されました財産調査権を与えることにいたしております。

なお、既に、現行法において追及すべきものにつきましては、国税、検察、警察の全面的な協力のもとに毅然たる追及を行っているつもりでございます。

○与謝野委員 そこで、今回、住専処理法案のほかにいわゆる金融三法というものも出してありますし、あるいは民事執行法、あるいは商事債権の時効を延長するというような議員立法も出ております。

金融三法については信用組合の破綻に備えたスキームをつくるというわけですが、今回の住専処理法案と金融三法の関係というのは国民の皆様方よくまだおわかりいただいておらないと思います。局長で結構ですから、住専処理法案というのとはこういう法律です、それから金融三法というのを手短かに簡単に国民に御説明をいただきたい。

○西村政府委員 金融三法は、先ほど三十四兆円余りに上ると申し上げました不良債権問題をできるだけ金融全体として早期に処理すること、また金融機関の経営の健全性を維持するためのいわば一般原則を示したものの、あるいは今後五年間の限的な措置の一般原則を示したものと考えております。

これに対しまして住専処理法は、既に生じてしまった最大かつ象徴的な不良債権問題を緊急避難

的に、一刻も早く処理するために、先ほど総理のお言葉では突破口というお言葉もございましたが、この不良債権問題解決の突破口とするための緊急避難的な処理策として御提案を申し上げてい

○与謝野委員 住専処理法案というのは過去起きたことに対する処理策、それから金融三法は今後起きるであろう信用組合を中心とした金融破綻を未然に防いだりあるいはそれに対する対応策を今からつくっておくという、将来に対するものと過去に

そこで、私がお伺いしたいのは、その中でまず預金保険というものの仕組みをさらに充実させなければいけない。要するに、預金保険について感

○西村政府委員 現在の預金保険制度のもとにおきましては、一千万円以下の預金について保護をしていくわけでございます。しかしながら、現下の金融情勢あるいはデイスクロージャーの状況にかんがみまして、今後五年程度の間は一千万円を

預金保険料を七倍に上げるわけですが、そのうち四倍相当分は従来の枠組みに対応するためのもの、三倍相当分はこの五年間の緊急事態に備えるためのもの、このような位置づけをいたしております。

○与謝野委員 総理、大蔵大臣、この議論の場で簡単にみんな自己責任原則なんという言葉を

使わないという世界をつくり出せるかどうかということなんです。これはむしろ、大蔵大臣、制度の問題じゃないのですよ。国民の考え方を全部変えないとそういう制度に移行できないという問題があるのですが、五年後に本当にそういう自己責任原則の世界をつくり得ると、また、つくるためには一体どういふことをしなければならぬかということをお伺いしたいと思っております。

○久保国務大臣 自己責任原則と市場規律に基づいて、新たな時代の金融システムが確立をされていくことが求められているわけでありまして。

今でも、預金保険機構としては一千万のペイオフを実施しようとするわけでありまして、

○与謝野委員 それでは、今、大蔵大臣言われたとおり、やはり五年後には一人一人の預金者が、自分

○久保国務大臣 自己責任原則と市場規律に基づいて、新たな時代の金融システムが確立をされていくことが求められているわけでありまして。

も、金融機関が破綻したら一千万円しか返ってこないという世界をつくり出せるかどうかということなんです。これはむしろ、大蔵大臣、制度の問題じゃないのですよ。国民の考え方を全部変えないとそういう制度に移行できないという問題があるのですが、五年後に本当にそういう自己責任原則の世界をつくり得ると、また、つくるためには一体どういふことをしなければならぬかということをお伺いしたいと思っております。

れたつて、何にも知らないで預金をしていたのにひどいじゃないかという話になるのです。

しかし、今の、金融に対していろいろな検査とか審査とかというのをやっているのは、まあ大蔵省を中心に行っている部分と、それから日銀が個々の取引を各銀行とやっているから、審査という制度を通じてそれぞれの金融機関の健全性を見ている。また預金保険機構も、多少、預金を引き受ける以上はその相手の金融機関の健全性を見なければいけないわけですが、今の検査・監視体制で自己責任原則に移行するために十分なものになっているのか。今後さらに補強をして検査・監視体制が円滑に行われるような仕組みを考えた方がいいのか。

まだ結論は出ていないと思いますが、大蔵省、大蔵大臣としては、今後自己責任原則、五年後には自分の金融機関の健全性は自分で判断しなければいけない。そのためにはしっかりと金融機関を見張っていなければいけないし、見張った結果、いろいろなことを国民、預金者に知らせる必要がある。今の金融行政の体制、検査の体制で十分なのか、あるいは多少改良、改善、改革の余地があるのか、その点はどういうふうにお考えになつておられますか。

○久保國務大臣 今回御提案申し上げております金融法案の中にも幾つかの改善すべき点について取り上げていると思つておりますが、早期は正でありまして外務省の問題、モニタリングの徹底の問題などがあると思いますが、そのような検査、監査上の問題だけではなく、検査や監督の機構などについても十分に今後改善の方向で検討すべきものと考えております。

○与謝野委員 そこで、人によつては、もういいじゃないかと。そんな五年も待たなくて、例えばアメリカと同じように、もう破綻したら一千万までしか返さないという仕組みで、二年後で三年後でもいいじゃないかというのです。私は、まだ国民のメンタリティーというか、金融に対する考え方が変わっていないうちにそんな世界に突入す

れば混乱を増すばかりだと思つていますが、なぜ今後五年間も自己責任原則を確立するまで待たなければいけないのか、そういう議論も実はあつて、その五年間というのは一体何を意味するのか。これはちよつと御説明をいただきたいと思うのです。

○久保國務大臣 少なくとも五年後にはというところであると私は理解をいたしております。極力これらの体制を整備しながら、早く不良債権も処理され、そして自己責任原則が確立される、そういう時期を見出さなければならぬと思つておりますが、五年というのを最終期限としてゐるものだと考えております。

○与謝野委員 そこで、次に出ておりますのは、早期は正措置に関する法律です。

これは、私の理解では、例えば信用組合を診断してみたら少し体力が弱つてゐるな、このままほつておくとどんどん悪くなるというときに早目に治療や手当てをする、そのためには政府、大蔵省が会社更生法を適用してその信用組合を立て直す、そういう法律構成になつておりますけれども、西村局長、これを非常にわかりやすく説明をしていただきたい、早期は正措置というのは一体何なのだと。

○西村政府委員 早期は正措置は、現在アメリカにおいて既に導入されているものでございますが、私どもも、そういうものを参酌しながらこの措置を導入したいと考えているわけでござい

ます。その趣旨は二つあるかと思ひます。一つは、金融機関の健全性維持、あるいは破綻処理について迅速に手続を進める、迅速性の問題でござい

ます。もう一つは、その判断をする場合に透明でなければならぬ、行政措置をとる場合の判断が透明であること、この二つの、迅速性、透明性というものを私ども、今までの行政の反省の上に立ちまして、この早期は正措置というものによつて確保してまいりたい、このように考えているところ

でございます。

○与謝野委員 過去、二信組の問題とかそういうときに、何か、お金を貸している理事長と借りて

ております。その路線価の水準は、今年一月の地

価の動向を見ましても、確かに、例えば東京圏の、商業地では二割弱下落しておるということござ

います。私も、私どもが想定いたしました状況がなかなか厳しくなつてゐるということは私も否定

できないところでござい

ました。一層この債権の回収努力とい

うものを深めていかなければいけないと思つて

いるところでござい

ますが、その点については、現

在の体制におきま

すが、先ほど大臣が御指摘ご

さいましたように、あらゆる努力を講じまして、

既にある程度の成果を上げてゐる点もあろうかと

存じます。住専処理機構を充足させていただきま

すならば、一層の努力をしてまいりたいと考えて

おります。

○与謝野委員 住専処理スキームの中で私が非常

に残念に思ひますのは、日本銀行がこの全体のス

キームに対する貢献度が非常に低い。実際は一千

億しか出資してゐない。だけれども、日本銀行と

から母体も今みたいに逃げ回っていないで、やはり貢献できるものは貢献する必要がある、私はそう思っています。

それで、今はとにかく六千八百五十億がないと問題が解決しませんから、これは使わせていただくことにしても、将来そういうものを少しでも圧縮するということが、国民に対する誠意ある誠実な政府の態度であり、与党の態度であると私は思っています。そういう中で、系統の立場、日本銀行の立場、母体行の立場、これを大蔵大臣、大蔵大の立場からそういうものに対して取り組んでいただきたいと私は思っているわけです。

それで、我々、昨年の四月に東京都知事選挙というのをやりました。そのときに、機関委任事務で信組の問題は東京都が監督することになっていたので、その当時の東京都は三百億のお金をその信組の処理に使おうとした。その途端に、何と、自民党と公明党と社会党と民社党と連合が共同推薦した候補者が青島さんという人に負けちゃったんですよ。

だから、我々は、もともと公的資金を使うということについては、これは政治的ななかなか大変だなと思っていまして、しかし使わなければ問題は解決しないとしたら、やはり使うのが政治の責任なんです。しかし、使うと同時に、国民の負担を軽減するということもあわせて考えていくということがやはり我々に課せられた非常に大きな責任だと私は思っています。それについて、この住専処理法案は迅速に処理しなければならぬけれども、引き続きそういう軽減策ということもちゃんと考えながら進んでいくことがやはり誠実な態度だと私は思いますが、大蔵大臣、最後にそのことだけお答えをいただきたいと思います。

○久保国務大臣 仰せのとおり考えて、今日までも私の方でも可能な努力を続けてまいりましたつもりでございますが、とりわけ両院の御審議におきまして、与野党を問わず、今お話がございました点について政府は一層の努力をすべきであるという

御意見がございました。これらの国会における御意見におこたえするよう、皆様の御協力もいただきながら今後も努力してまいりたいと考えております。

○与謝野委員 どうもありがとうございます。
○高島委員 長 この際、尾身幸次君から関連質疑の申し出があります。与謝野君の持ち時間の範囲内でこれを許します。尾身幸次君。

○尾身委員 政府が今国会にこの住専問題の解決案を提案されているわけですが、この案の中におきまして、特に六千八百五十億の財政支出について国民の理解が十分に得られているとは言えない状況であります。そして他方、総理大臣や大蔵大臣は、関係金融機関等に新たな寄与を求めたいというような趣旨の発言をされているところでございます。

そこで、私は、この質疑におきまして、政府の住専処理案の基本的性格、それからまた新たな寄与についての政府の御見解を伺いまして、国民の皆様によりよくこの問題を理解をしていただく、そういうことにしたいと考えている次第でございます。

いわゆるバブル経済がはじけた後、いわゆる不良債権問題は、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるためにはどうしても避けて通れない、解決をしなければならぬ問題であります。不良債権問題というのは、例えて言えば、バブルの最中に、十億円の土地を持つていた会社がその土地を担保にしてビルを建てる、そしてそのビルを売るなり貸すなりしたいということで、土地の値段は十億円でありまして、八億円借りてその上にビルを建てたい、こういうふうな考えたとする例があるわけでありまして、それに対して銀行は、当時、今の価格が十億円のものは来年は十二億になる、再来年は十五億になる、土地はどんどん上がっていく最中でありましたから、八掛けの八億円ぐらいならば絶対大丈夫だということで、安心してお金を貸しました。ところが、バブルがはじけて土地の値段が十億

円から五億円にどんと下がってしまった。もちろんビルを建てるどころではなくなつて、お金も使っちゃった。それで、貸していた銀行が、土地を担保にしてありますから、これを回収しようと思つたら、十億円だった土地が五億円になつちゃつて、八億円貸していた金が五億円で戻つてこない、こういうふうなことになるってしまったわけでありまして。

このようなものがいわゆる不良債権でございます。今不良債権が日本経済全体でどのくらいあるか、大変大きな額であります。先ほど銀行局長のお話ですと、最近の、三月の調査では三十四兆七千億あるというお話でございました。この数字を信用すればそのとおりであります。一説によつては四十兆とか五十兆とかいう不良債権があるというふうにも言われているわけでありまして。この数字は、一年間の日本経済のGNPの約一〇％、一割に相当する大変な額であります。

この住専関係の不良債権は、大蔵省の試算であります。約八兆円と言われているわけでありまして、日本全体の不良債権の大体四分の一から五分の一ぐらいだと考えているわけでありまして、その内容が実は極めて悪質なものでありまして、日本全体の不良債権の処理における最大の悩みの種である。したがって、この一番の中心の住専の不良債権問題を解決しないと、日本経済は立ち上がれない、立ち直れないということになるわけでありまして。

したがって、この住専問題をどうしても解決しませんが、日本経済に対する国際的な信用にも響き、そしてまた景気の本格的な立ち直りも実現できない。そういう意味で、現在の最大の政治課題とも言つていいと思うわけでありまして。

少し復習をさせていただきますと、住専、七社でありますけれども、もともと住宅金融専門会社というところで、マイホームローンをやるために設立されたわけでありまして、その後、マイホームローンがだんだんだんだん銀行に仕事をとられて、不動産融資にのめり込んでいった、そしてバ

ブルがはじけて大変な経営状態になったということでございます。

昨年の夏に大蔵省が調査をされましたら、住専については、七社合計で、一方で十三兆円の借金がある、借金といいますが、具体的には借金と資本金でありますけれども、債務と資本、そういうものがある。片方で、名目的には十三兆円の資産が同じくバランスシートに立っているわけです。

しかし、その十三兆円の資産をよく調べてみたら、実は甘く見てもそのうちの六兆四千億ぐらいはもう戻つてこない。先ほど申しましたような意味で、担保を競売にしてその金を取り戻すということにしても、六兆八千億ぐらいしか戻つてこない。したがって、ネットでは六兆四千億が九々赤字になつていて、債務が十三兆円あつて、ネットの資産が六兆八千億しかない。したがって、借りているお金と貸しているお金の差額が六兆四千億もあるということで、大変ないわゆる債務超過になつていくわけでありまして。

そういうわけでありまして、もとよりこの住専は経営を再建するなんということは到底できませんで、つぶれる運命にある。また、つぶさなきゃならないわけでありまして、先ほど申しましたように、損失、債務超過の規模が六兆四千億という非常に巨額な額になつていくために、そのつぶし方、あるいはこれを考えて、社会的な摩擦をできるだけ少なくするような形でこの住専をつぶして、そして日本経済を正常化させなければならぬ、そのつぶすときの摩擦及び国民の負担を可能な限り少なくしなければならぬということを考えて、私は政府の住専処理策であると思つております。

その処理策の中身は、七社合計、合わせて名目で十三兆二千億、実質で六兆八千億しかない住専の全体の資産を特殊会社であります住専処理機構に売却をする。売却する価格は、十三兆円はネットでないわけでありまして、六兆八千億がネットの実質的な価値、甘く見て六兆八千億でありますから、その六兆八千億で売り渡して、そし

それで、この問題が大変深刻な話題になりました。昨年の十二月に、六兆四千億欠があっているわけでありますから、今までの債務が十三兆あるということは、ほかに、つまり貸している方が、会社が十三兆四分の、十三兆二千億分の債権を持っているわけです。それを六兆八千億にまで縮めなければいけないということでありますから、どうしてもその段階で、六兆四千億をこの債権者のうちだれが負担するかということを決めなきやならない。

そこで、片方で母体行と一般行と言われる銀行側、それからもう片方で農協系統と言われる農業関係者で、いろいろとどういうふうに負担をするのかという議論を昨年の秋からしたわけであります。農業関係者、農協系統の方は、もともと金融機関の一〇〇％子会社なのだから、その金融機構、母体行が中心となつて責任を持つて六兆四千億を全部負担してもらいたいという主張をいたしましたし、片方母体行側は、これは債権の額に比例して比例配分的に負担するのが商法原則であるということ、実は意見がまとまらなかったわけであります。そこで、先ほどの、解決しなければならぬ六兆四千億のいわゆる債務超過の負担をどこでだれが持つかということについて、どうしても手が握れない、話し合いが決裂という状態になりました。

その話し合いが決裂したときにどういう手段が我々政府あるいは政治家の方であつたかといふと、私は三つあつたと思うのであります。一つは、今政府が提出しているような住専処理案を決めること、もう一つは、そのまま問題を先送りすること、それからもう一つは、破産処理手続、法的な手続でどんどん破産処理にしてやつてしまふ、そういうふうな三つの選択があつたと思つてゐるのであります。

そこで、住専の処理策において六兆四千億の損失の負担についてどうやったかという点、実質的に経営をコントロールしてきた母体行に對しましては、設立の経緯とかその後の支配の状況等、実質的な非常に重い責任を考えて、母体行が出資している額全額と、それから住専に貸し付けている借権の全額、三兆五千億を全部放棄していただなく。それから、直接かかわっていないけれども、一般行と言われている銀行等については、一兆七千億の負担をしていただく。農林系統について

は、もともと親会社の大銀行を信用をして五兆五千億という融資をしたわけでありますけれども、しかし、融資の額が五兆五千億という非常に大きなものでありました。そしてまた同時に、農林系統の体力、支払い能力等も考えて、最大限の負担、五千三百億をしていただいたというのが実態であります。しかし、それを全部合わせてもなお六千八百億不足していた、そこを財政資金で穴埋めをする、我々の税金で穴埋めをするという構想になったわけであります。

私はこの考え方というのは講談にあります。大岡越前守の三方一兩損という考え方と似ていると思っております。昔、江戸時代に、お金を三兩落とした人があります。拾った人がいる。拾った人が落としたところの人に三兩を持っていきました。あなたのお金を私が拾ったからお返ししますと。そうしたら、落とした人が何と言ったかという、いや、これは一たん落としたものだから私のお金じゃありませんから、一たん落としたお金は受け取れませんと言いました。拾った方のお金は、冗談じゃない、私は自分のものじゃないお金

大願ぎになりまして、裁判になった。大岡裁判
であります。大岡越前守裁判長は、自分が懷から
一両出して二人に二兩ずつ分けて、自分が一両出
す、落とした人は三兩落として二兩しか戻ってこ
ないから一兩損、拾った人は三兩拾って二兩しか
手に入らないから一兩損、そして私も一両出すか
ら一兩損で、三方一兩損で、これで決着をしよう
という名裁きであります。

これは、この深刻な住専の問題の例え話としては大変不謹慎であるという感じもするわけでございますけれども、そして問題は、この裁判と違ふところは、両当事者がこの負担をしたくない、お金を出したくないといつて頑張つて、どうしてもお金を足らないという状況になつたわけであります。

そのままだってよくと、両者の話し合い、つまり農協系統側と母体行側の話し合いは決裂をして、住専の処理策は、先ほど申しました二つの別の案。そのままだっておくことになるか、あるいは破産処理手続の法的な手続に入るか、どちらがしか選択がない。しかし、その選択をとった場合には、日本経済に大変な負担をかける。結果的には国民に非常に大きな負担をかぶせることになる。したがって、どうしてもここで話し合いをつる。したがつて、どうしてもここで国民全体に大きな負担を出さなければかって、この処理策でできたというふうに理解をしているわけであります。

私はこの住専処理案の一番のポイント、基本的な性格というのは以上のようなことであるというふうに考えているわけでございますが、この点についてきましてどうお考えか、総理のお考えをお伺いしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣　今、議員は大岡裁きの三方一兩損という例えを使われました。私は、これが適切な状況かどうか、これは必ずしもそうは思いません。ただ、本来、確かに民間の債権債務関係

今回の住専処理策というものにつきましては、さまざまな御批判がございます。しかし、関係金融機関による最大限の負担というものを前提としながら、国民の皆様の預金を守ると同時に景気回復というものを確実のものにしていく、そうしたためにとりました決断であるということは繰り返して申し上げてまいりました。

細かいことを繰り返して私は今長々と申し上げるつもりはございません。しかし、この六千八百五十億円の財政支出というものは、各当事者が最大限の負担を行つてもなお埋め切れないその損失を処理して、住専問題の早期かつ円滑な処理というものを行うためには不可欠な措置、国民経済全体の立場から政府として決断をし、与党にもまた御決断を願つた、そのようなプロセスであつたことをもう一度申し上げたいと思います。

○**尾身委員** 住専の処理策について、実は今でも国民の間に非常に厳しい批判があるわけでありま
す。その原因の一つは、税金を投入してまで解決
する住専処理策について、住専自身あるいは住専
の経営者等、そして住専からお金を借りている不動
産業者等が、この国の支出する六千八百五十億で
むしろ救済されるんじゃないか。普通の人のなら
ば、借金をすれば当然全額返さなきゃならない。
もし返せないようなことになった場合には、担保
に自分の住んでいる住宅が取り上げられたり、あ
るいは、それで足りなければ一生働いてこれを返
す、非常に厳しいわけでありまして、これが一般
庶民が借金をしたときの状態であります。
しかし、我々が見ていますと、住専から莫大な

お金を借りて返済しない本当に不届きな借り手が、高級車を乗り回している、高級住宅に住んでいる、そして優雅な暮らしを一方で続けている。そしてまた、返済のめども立たないようなルーズな貸し付けをした住専の経営者も高給を取って普通に暮らしている。一体これはどういうことなんだ、そういう人たを救うために国民の税金を出しているんじゃないか、こんな不合理なことはないという憤りが国民全体の国民感情的な気分になつていっていると思ふわけであります。

私は、これはある意味でいうと大変な誤解でありまして、政府がやはりこの点を明確に説明する必要があります。

一つは、これは案外国民の皆さんが思っていることなんです、住専はつぶれないで残ると思つていてる人が多いわけです。住専という会社は七社とも全部つぶすんだ、間違つてもこれを救済することはない。住専を整理しますなんて言っている説明がありますが、整理なんというんじや実はわからないので、住専は全部つぶす、そういうことをはっきりしていただきたい。

それからもう一つは、不動産会社等の借り手からは徹底的に取り立てる、その取り立てるための体制を整えるのが住専処理機構であり預金保険機構であるという、その点を明確にしていきたい。今は高級車を乗り回して高級住宅に住んでいるけれども、何千億も何百億も借りている人は当然個人保証もしているわけでありまして、刑事や検察あるいは国税職員まで動員して、預金保険機構と住専処理機構で力を合わせて強力に取り立てるんだ、その点を実は明確にしていきたいと思ふ。

この点についてまだ国民一般の理解が得られていないと思ふので、この点はぜひ総理に明確にお答えをいただきたいと思ふ。

○橋本内閣総理大臣 確かに、今議員からも御指摘がございましたが、そうした誤解がなかなか解けておらないということは、私も時々感じる場合

がございます。

そして、今回のその処理方策というものによりまして、住専はこれでつぶれるのであります。これは消滅をいたします。そして、住専という私企業を救済するものでは全くありませんし、同時に、この措置というものは、住専の借り手に対する救済といったものでないこともこれは言うまでもありません。殊に財政措置を伴うものなどから、弁済が可能なものにもかかわらず弁済しないといった債務者がありますなら、それは決して許さず、その責任を厳しく追及してまいります。

それは、具体的に何遍も、ここでも、今まで予算委員会等で御説明をしてきたことでありまして、預金保険機構に罰則つきの財産調査権を付与すると同時に、回収困難な事案につきましては、預金保険機構のみならず取り立てることができるようにもいたしておきます。当然のことながら、回収に際して違法な妨害行為があれば、捜査当局と緊密な連携をとり、積極的に告発するなど、厳正に対処していくことになりま。

たしか、副総理・大蔵大臣が、地の果てまでも追ひ詰めるという言葉を使われました。私どもは、その同じ気持ちでこれに当たっていこうとしております。

○尾身委員 バブルがはじけた後の不良債権の処理の問題というのは、実は日本だけではありまして、外国でもかなりの実例が見られるわけでありま。

特に、アメリカにおきましては、一九八〇年代の終わりから九〇年代の初頭にかけてまして、日本で言ういわゆる信用組合のような機関でありますSアンドL、セービングス・アンド・ローン、日本語で貯蓄貸付組合というのがありましたが、そのSアンドLが数多く倒産をいたしました、この処理に大変苦労したと聞いているわけでございますが、アメリカの議会等におきまして、大激論の末、多額の財政資金を投入して解決をしたわけでありま。

そこで、アメリカの実例であります、アメリカでは一体この不良資産の処理、SアンドLのためにどのくらい財政資金を使ったのか、そしてまた、幾つぐらいたの数の会社がつぶれたのか、また、刑事責任等を追及した人はどのくらいに上がるのか、そういう点につきまして、アメリカの問題につきまして大蔵省から御説明をいただきたいと思ひます。

○西村政府委員 アメリカの八〇年代後半におきまます貯蓄貸付組合の破綻処理の問題でございますが、八九年のRTCの設立から九五年にRTCが解散されるまでの間、七百四十七の貯蓄貸付組合が処理されました。そのために使われた財政支出の総額は十八億ドル、約十九兆円と見込まれております。

なお、RTCの年次報告書によりますと、八九年から九四年末までに刑事責任を追及されたSアンドLの関係者の数は、二千二十八人ということでございます。

○尾身委員 今のお話のとおり、アメリカでも十兆円という巨額の財政資金を使ってSアンドL関係の不良債権の処理を行つたわけでありま。そしてまた、何千人もの人を刑事的な訴追もしたということでありま。これに比べて、実は日本の金額に六千八百億は、アメリカとの比較でいうと金額的に少ないわけでありま。しかし、なかなか国民の理解が得られていないというのが実情であります。

私は、どうしてそういう違いが出てきたかというところを考へるわけでありま。アメリカの場合には、SアンドLという組織が倒産をした、全部倒産をして、そのSアンドLに預金をしていた預金者の預金を保護する、預金者に財政資金でお金を返すという、そういうことにお金を使つたために、十九兆円のお金を使つても国民的理解が得られた。

しかし、日本の場合には、実は、住専はつぶすわけでありまけれども、住専の処理、つまりつぶすことに伴う連鎖倒産を防ぐことによって預金

者を保護する、預金を守るという間接的な方法であります。したがって、そのために、だれがこの処理策によつて助かるのか、どうして国民経済的に見てこれが必要なのかというその一点で、なかなか理解が得られていないという実情があるわけでありま。

先ほど与謝野議員から、農協系統の負担を少なくするのではないかと御質問もございましたけれども、いずれにしても、住専の処理に伴つて連鎖倒産が起こる可能性を断ち切っていくためには、先ほどの話のとおり、ある種の和解策で六兆四千億の負担をして、そしてそれによつて名目十三兆円の債権、実質六兆八千億の債権を住専処理機構に全部移管をして、そしてその債権回収をそこで統一的に図るということが必要であるというのが政府の案だと思ふわけでありま。

この政府案は、実は国民が負担をする額、税金の額という点から見ると非常に少ない点で、今の状況において最善の策だというふうにも私も考へておりますけれども、しかし、これによつて連鎖倒産を防いで間接的に預金者を保護するというところで、直接的に預金者にお金を渡すアメリカ方式と比べて、非常に国民的理解が得にくい。しかし、このやり方の方がはるかに国民的な負担が少なく、社会的摩擦も起こらないで問題を解決できるという点で、本来の国民の立場に立つならば、この案の方がはるかに、日本の実情を考へた日本の対応策としてはベターであるというふうにも考へるわけでありま。これにつきまして政府側のお考へをお聞かせいただきたいと思ひます。

○西村政府委員 先ほど十八億ドルと申しましたが、千八百億ドルの間違ひでございます。失礼いたしました。

ただいまの御指摘でございますが、アメリカのSアンドLの処理に際しましては、御指摘のように、預金受入金融機関でございますSアンドLの処理のために財政支出を行いましたために、比較的わかりやすい、見えやすい方策であつたように思ひます。いわば事後処理、預金受入金融機関が

破綻した後に対処する事後処理方式であつたわけ
でございます。

しかしながら、今回の住専処理の問題は、その
波及効果、系統金融機関等に対する波及効果が極
めて大きく、また現下の金融情勢のもとにおきま
しては、はかり知れない経済全体に対する影響が
懸念されるということで、事前処理、住専そのも
のはつぷするものでありますが、その次に、いわば預
金受入金金融機関への影響という点においては事前
処理という形をとつたわけでございます。

いずれも、預金者保護という意味では共通して
おと思ひますけれども、その実情に應じまし
て、事前処理をとるか事後処理をとるかという点
での違いがあつたと考えております。

○尾身委員 実には、先ほど申しましたけれども、
今の政府案のような処理策にかゝる具体的な対策
として、一つは、一時新進党の方で主張をしてお
りました法的処理による住専処理をしようではな
いか、したらいではないか、それからまた、会
社更生法を適用したらどうかというお話がござい
ました。

先ほど与謝野議員からのお話にもございました
が、会社更生法はつづれかかつた会社を立ち直ら
せる法律でありまして、七社で合計で六兆四千億
も六がいて、つまり債務超過になつてゐる
ような会社が立ち直れるはずがない。したがいま
して、会社更生法の適用は当然できません。

破産処理の手続ということになりますと、これ
を法的に裁判手続でやるにしても、一つ一つの
担保を持つた債権の価格を決めて、またその回収
を図つてやらなければならぬ。これは実際に、
言うはやすけれど行ふことは不可能である。
そして、それに伴います社会経済の大混乱も起こ
る。それからまた、先ほど大蔵大臣のお話のよう
に、今の債権者平等の原則が適用された場合に
は、むしろ現在の処理案よりも母体行の負担が
減つて、資金的に力の弱い農協系統の負担がふえ
るというふうな結果になりかねない。そういう意
味におきまして、この破産処理手続を法的手続で

やるということとは、国民経済的な観点、国民全体
の利益から見て絶対にとり得ないというふうにと
考へてゐるわけでございますが、これにつきまして
大蔵大臣のお答えを言つていただきたいと思います。

○久保國務大臣 法的処理ということになります
と、大きくは二つの考え方がございまして、会社
更生法につきましては、今お話がございましたよ
うに、実際には困難なことだと思つております。
そして、既に入場企業でございます二つの住専
は、三月二十六日に役員会で再建を断念し、整
理、清算に入つてを決定したのでありまして、そ
のような方法はとり得ないのではないだろうか
と思つております。

また、破産処理の方法になりますと、今お話が
ございましたように、損失の負担割合が、今政府
が当事者と協議をいたしまして合意を得ておりま
す処理スキームにおけるものと全く違つたもの
となつてくるのでありまして、その場合、系統金
融機関の負担が五千三百億から急激に大きくなつ
てくる可能性がございまして、その場合に、そのこ
とがどのような影響を持つてくるかということに
ついて、私どもはいろいろと考へなければならぬ
ことが多く思つております。したがつて、予
算委員会の御審議におきまして、最終的に破産
処理によつてやるべきだという対策的な御主張は
なかつたものと考へております。

そうなつてまいりますと、今政府が六千八百五
十億の財政支出を行つて早急に処理しようとい
つておりますこの財政支出は、絶対額としては決
して小さなものではない、こゝろ思つております
が、やむを得ざるこの財政支出を通じて住専問題
の早期の処理、そしてその早期の処理によつて日
本経済の順調な景気回復をもたつたことで六千八
百億の財政支出を償ふ経済の発展が見られるなら
ば、国民的な利益にかなうものと思つておりま
す。

また、お話がございましたように、この財政支
出につきましては、その後の経済状況また金融機

関の決算等を考えましても、今後新たな寄与につ
いて検討をいたいただくことが、国会の御意見もそ
うでありましたから私どもとしては必要なことだと
考へております。

〔委員長退席、大島委員長代理着席〕

○尾身委員 この六千八百五十億円の財政資金が
なぜ必要かということについて、もう少し一歩踏
み込んだ説明をいただきたいと思ひます。

この六千八百五十億を税金から出さないで、例
えば母体行等の金融機関に肩がわりをさせればい
いではないか、その分税金が少なくて済むではない
かという意見も一方ではあります。そして、そ
ういふことが一体できるかどうか。私は、この
六千八百五十億というものの性格論、先ほど最初
に申しました。十三兆の債務のうち実質的にはそ
れに見合う債権が六兆八千しかないわけでありま
すから、どうしても六兆四千億のいわば債権放棄
をしていただかないと、この七社の債権を住専処
理機構に譲渡するといふことができない。その六
兆四千億の負担割合を決めるときに、農協系統と
母体行の系統が話し合ひをしたけれども、どうし
ても六兆四千億を埋めるということにならなかつ
た。

そして、この話し合ひが決裂をして第二、第三
の道、つまり裁判的な手続による破産処理の方向
に行くか、そのまま問題を先延ばしにしたときに
はもつと大変なことになるといふ御判断で六千八
百億の負担を決めたと思つてありますけれども、
例えば三兆五千億に上る負担をしてあります
母体行は、責任があるからもつと負担をふやし
て、そしてこの六千八百億の肩がわりをさせてい
ければいいではないかという議論が一方であります
けれども、私は、そのことは、実は六兆四千億の
債務超過の負担の割合を決めるときに、その段階
で母体行に現在の債権総額三兆五千億より余計
追つかけてさらにお金を出させるといふことは、
私は不可能である、法律的な責任論から見ても不
能である、むしろこれは株主代表訴訟の問題にま
で波及するような問題であるといふふうに考へて

いるわけでありまして。

この問題を先延ばしをすれば、住専がさらに生
き続ける。そして、そこにお金を貸してゐる農林
系統その他の中小金融機関が元本の支払いまでも
危なくなる。利子の支払いもとまつてゐるとい
う状態で、大変な大きな社会的混乱が起こる。し
たがつて、どうしてもこの問題を今回解決しなけれ
ばならないということになりました。したがつて、六
千八百五十億はどうしても必要だといふふうに考
へるわけでございますが、その点について、もう
一度大蔵大臣の方から明快な御説明をお願い申し
上げます。

〔大島委員長代理退席、委員長着席〕

○久保國務大臣 この問題につきましては、かな
りの時間をかけて当事者との協議が行われた結果
として、損失となります六兆二千七百億と会社の
欠損となつております千四百億、合せて六兆四
千億につきまして、これをどのように負担をす
るかといふことで、母体行責任等も勘案の上決め
られてゐつて、そして最終的に負担し切れなかつ
た分について政府として六千八百億を負担するこ
とを合意して上がつたスキームでございま
す。したがつて、もし政府が六千八百億の財
政支出を行わないといふことになれば、このス
キームに関する合意が成り立たなくなるものと考
へております。

しかし、その後のいろいろな状況等、また国会
の御意見等も考えながら、政府としては、最大限
母体行の負担などについても今後も努力を続けな
ければならぬものと思つておりますが、合意さ
れてゐるスキームは、住専処理機構として発足
させ、そして、この法律に従つて今後強力な債権
の回収を行う中でもし国庫に返還すべき部分の回
収が可能となれば、その分また負担が楽なつてく
るものと思つておりますが、今は、この合意に基
づくものとして、六千八百億の負担と五十億の出
資については、このスキームを早期に発動させ
て、そしてこの問題を決着をさせることが今日日
本の金融、経済にとって絶対に必要だといふ判断

に立てば、この方法をとる以外にない、こういうことだと思ひます。

○尾身委員 今大蔵大臣の御答弁のとおりだと思ひわけでありませう。

この問題が未解決のまま仮に先送りされてしまった場合に一体現象的にとりあえずどういふことが起こるかという点であります。例えばこの一、二、三月の農協系統に対する利子の支払いは六百億がもうできないでいる。このまま放置すれば、さらに四月、六月分の六百億、九月までいけば千八百億の利子の支払いが農協系統になされないというような大問題が生じてくるわけでありませう。

それからまた、この問題が処理できないことにより株式市場の動向、株価の下落等も実は大変に懸念をされていられる。それから、外国の日本の金融システムに対する信頼性という意味でジャパン・プレミアムの問題もある。

ジャパン・プレミアムというのは、日本の銀行が外国の銀行からお金を借りるときに、日本の銀行だけでは危ないから金利をその分だけ上乗せしてくれないと貸しませんよというふうなことを外国の銀行から言われる。そのジャパン・プレミアムがさらに上がる可能性もある。

こういういろいろな問題がとりあえずの現象として起こってくる。そして、それが全体として日本経済に大きなボディーブローとなつて効いてくるといふふうな考えでいるわけでございますが、この点につきまして、農林大臣及び大蔵大臣から実情をお話しをいただきたいと思ひます。

○大原国務大臣 四・五％という金利でお約束をした五兆五千億に対する支払い金利、御指摘のとおり、一月からずっと滞つておることは事実でございます。

ざいしました。それに対して、今委員御指摘のような、金利が返つてこないということになりますと、これは相当な農協に対する決算上のロスを生む結果に相なるわけでございます。

そういうことも考えますと、やはり何とかこのスキームが委員御指摘のようになく実現をされて、そしてすっきりした形で我々は再建に臨める、そういう試金石が今回のスキームである、私はこのように考えて重大に受けとめております。

○久保国務大臣 ジャパン・プレミアムの問題につきましては、御指摘のとおりだと思つております。これは、本年に入りましてからも、日本における不良債権処理に対する海外におきます期待感というものが強くなつたり弱まつたりする中でかなり動きを示してまいりました。今この問題は、予算が成立し法案の審議が進んでまいりますと、ジャパン・プレミアムの問題にはよい影響を与えらるものと考えております。

また、海外におきまして、日本の住専問題の処理につきましては、IMF等におきましても、またアメリカ側からもいろいろな意見がありませうが、この処理の方法につきましては日本が決めることということで私も申しているものでありまして、そして、その影響にかかわつて国際的責任が大変重いものであるということで、海外の各国におきましても、日本の住専問題の処理に対して大変大きな関心を持って、その処理が早期に行われることを期待しているものとG7等の会議を通じて私も強く感じているところでございませう。

○長野政府委員 株式市場に関連いたします御指摘についてお答えを申し上げます。

昨年十二月十九日の住専問題処理の閣議決定以降今日まで、東証一部で時価総額が三十兆を上回る上昇を示しております。もちろん株価はさまざまな要因によつて決定されるものと考えまされども、この昨年末以降の株式市場の顕著な推移につきましては、為替相場の安定あるいは景気の回復期待感の高まりとともに、住専の不良債権問題

の解決への期待感というものが大きな要因であるといふのは、市場関係者の一致した見方であらうかと存じます。市場では、住専処理案が国会での御審議を経て速やかに実行されることを期待しておるものと考えております。

○尾身委員 そこで、先ほどちょっと大蔵大臣が触れられましたけれども、母体行等の金融機関に對する新たな寄与を求めたいといふことを総理も大蔵大臣も実はいろいろな機会に御発言をされておられるわけでありませう。これについて、住専の設立の経緯等について母体行等の金融機関がどうかかわつてきたかといふことを一応考えてみたいと思つておられるわけでありませう。

一つは、住宅金融専門会社、住専は、もととは個人のマイホームローンをするために銀行の子会社としてつくられた。そして、銀行は住専にお金を貸し、そして住専が直接マイホームを建てた人にお金を貸している細かい仕事でありますから、住専という組織を通じて銀行からマイホームローンにお金が流れていたといふことであります。

ところが、ある段階から、銀行がそのマイホームローンの仕事を、悪く言えば住専の仕事を横取りをしてそちらの分野に進出をしてきた。そのために住専が、仕事がなくなつていまして、貸出先がなくなつて不動産融資の方にのめり込んでいく。時あたかもバブルの最中でありませうから、不動産融資も見かけ上非常に利益の上がる金融であつたといふことであつたと思つておりますが、その辺についての経緯について、大蔵省、どういふふうにお考えかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○西村政府委員 住宅ローンという業務分野は住専だけにゆだねられていたわけではございませぬので、他の金融機関とも競争しながらやつていかなければいけない分野であるといふことも認めざるを得ないと思ひます。しかしながら、住専が設立されて以来、住専が主としてこの分野で銀行等の出資に基づきまして仕事を行つてきたわけ

でございますが、その後この分野におきます業務が、銀行本体及び住宅金融公庫等が活躍するといふ中で、住専が成り立ちにくくなつてきたといふことは事実でございます。

こういう点につきましては、金融制度調査会の答申におきましても、住専の急激な事業者向け融資へ傾斜していった状況について、行政も十分な指導を行ひ得なかつたといふ御批判もあるわけでございますが、経済情勢全体がこのように変わつていく中で、住専の経営者あるいは行政全体を含めまして、いろいろと反省すべき点はあると思ひます。

○尾身委員 もう一つは、住専が実質的には、いわゆる母体行と称せられる金融機関の事実上は一〇〇％子会社であるといふ実態であります。それで、どの銀行も本体がしつかりしている限りにおいては、自分の子会社である系列ノンバンクをつぶすような例はない、なかつたといふふうなことをやりますと銀行本体の信用にかかわってくる。したがつて、相当な犠牲を払つてそれを支えながらやっていると申すのが実情であります。

しかし、住専の場合には、農林系統の方でよく主張しておりますように、親会社、母体行が超一流銀行であるから銀行が自分の子会社をつぶすはずがない、そこを信用して、つまり住専自体を信用したのではなしに親会社を信用して貸したのだといふふうな言つておられるわけでありませうが、これは私は非常に理の通つた話だと思ひます。

ただし、実態は子供一人に対して親が何人もいる。母体行の数が一つの住専に対して少ないところでも六つとか七つ、多いところは六十とかそういう数字になるような親企業があるために、何となくその経営に対して、債務に対して、母体行としての、親企業としての責任感がなくなつてしまつたのではないかといふ感じがするわけでありませう。

今までの日本の金融システム、経済システム

がいわゆる護送船団方式とか何とか言われておりますけれども、今までの常識的な世間国民一般感情から見れば、悪く言えば大銀行の子会社が借金踏み倒して、子会社がつぶされるというようなことは考えてもみなかった。そこに非常に大きな強い国民感情があつて、私は、この住専問題の処理というのは今の政府案しかないと思つておりますけれども、しかしこの住専という大きな銀行の子会社にお金を貸したところの債権の一部が回収できなくなるといふことでこの問題の処理がなされるということは、銀行に対するあるいは金融システムに対する国民の信頼感というものを、実は極めて大きく損なう非常に深刻な問題であるといふふうにも考えているわけでありまして、したがって、本来ならば、一つの銀行が一つの子会社のノンバンクを持つていふような場合には、その自分の子会社、実質的に一〇〇％支配の子会社はつぶさないという原則もあるわけでありまして、母体行の持つその住専という子会社の経営実態に対する責任は大変重い。ましてや、人事その他の面で実質的に経営を支配してきたといふふうにも考えられるわけでありまして、大蔵大臣といふふうにも考えられますが、その点について大蔵大臣はいかがお考えですか。

○久保国務大臣 一貫して私どもの考え方を申し上げてまいりましたけれども、母体行が住専の設立の段階から出資、経営、特に人事を含めて、また経営の中では紹介融資等を含めて、母体行が住専問題の今日の状態に対して負うべき責任は極めて大きいと考えております。

その責任の重さから、債権の全額放棄、そしてこの住専問題処理のための低利融資、さらに金融安定化拠出基金への一兆円の拠出、こういうたような問題で今合意をしていられるわけでありましたけれども、さらにいろいろと御審議もいただきまして、中では、御主張のございましたことも含めて、母体行はもつとその責任にこたへるべきであり、それだけの体力も有しているのではないかと、こういうことで、今私どもとしては母体行との協議をしな

ければならないと考えているところでござい

○尾身委員 銀行の経営状態はどうかということでありまして、最近、銀行の経営が大変によくなつた。そのよくなつた原因は、政府の低金利政策である。低金利政策というのは、本来企業活動を活発にさせる、新規投資を促進するという意味で行われているわけでありまして、その結果として銀行の調達金利が非常に低くなつて、しかし貸出金利の方は、そう簡単に借り手との間の契約更改をしないために高いまま残つていふといふ形での経営実態が大変よくなつたといふふう聞いていられるわけでありまして、最近における銀行の利益の状況等につきまして、大蔵省から説明をお願いしたいと思います。

○西村政府委員 金融情勢の影響もございまして、銀行のリストラ等の努力の結果ということもあろうかとは思いますが、都長銀、信託二十一年の七年度の決算は、債券相場が堅調に推移したことによる国債関係損益の増加を主因として、業務純益は前年同期比約七二％増加の四兆七千七百億円となつてございまして、

○尾身委員 母体行は、設立の経緯から住専に非常に深くかかわつてきた。人事的、経営的な支配も実質的にしている。そして他方、経営の実態から見ても、自分の自己努力によらないところの全体の景気政策、低金利政策等の結果として非常に利益を上げていられる。そしてまた、もう一つ実はあります。この経済の動脈である金融の機能を担つていられるという、実は銀行というのは、それ自体高い公共性あるいは社会的責任を持つていられる。そういう責任も自覚していただきたといふふう

先ほど大蔵大臣のお話のとおり、金融安定化拠出基金に対する出資の問題もあり、それから低利融資の問題もあります。それからいわゆる六兆四千億の負担につきましては債権金額の放棄といふことをしているわけでありまして、したがって私

は、法律論的にいいますと、母体行は一〇〇％責任を果たしている。法律責任の追及はこれ以上できないという状態にまで来ているといふふう

思ふわけでありまして、さらにそれとは別に、道義的、社会的に母体行がこの問題の円満な解決のために一層の寄与をされることが妥当なのではないか。

そういうことを期待しているわけでありまして、国民のこの住専処理策に対する正しい理解を得るためにもぜひともこのことを実現をしていただきたいと思つてございまして、この点につきまして総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 法的にぎりぎりの責任を追及をしてい、だから法的にはこれ以上無理なこともない、しかしなお道義的にと言われる、私はそのとおりだと思つて。そして、よく私は、母体行の責任というものは一義的には御自身で判断されることといふ言い回しをさせていただいてきました。

私は、まさにこの問題を処理していく上で、金融機関として、法的に云々ということ以上に、道義的に問われている責任というものを、そしてあるいは紹介融資等において具体的にも例を挙げて厳しい御批判が出ていられるものに対して、みずから思ひをはせていただきたいものと思つて。○尾身委員 そこで、じゃ一体追加負担というものが、新たな寄与といふものがどういふ形でやれるのかといふことでありますけれども、先ほどのお話のとおり、母体行サイドから、今申し上げます点については法務大臣及び総理からお答えをいただきたいと思つてございまして、この追加負担につきましては、母体行サイドで、今や法律的に許されるぎりぎりの負担をしていられるのであるからこれ以上の負担は株主代表訴訟に耐えられないといふ意見がございまして、私自身も、先ほど申し上げましたように、現在の処理案における母体行の負担はぎりぎりの限界まで来ているといふふう

考えておりますので、この母体行側の立場は大筋において、法律論としては大いに理解できるところであります。そこで、この点につきましては、例えば住専法案の一部を修正して、例えばこういう規定を入れたいとか、大蔵大臣は、住専処理機構の円滑な運営に必要があると認める場合には、例えば一兆円を超えない範囲内で特定住宅金融専門会社の出資者であつた金融機関に対し金融安定化拠出基金への追加拠出を要請することができ、そんな種類の規定であります。その種の何らかの立法措置を講ずることによりまして、母体行の経営者が仮にその規定によつて追加の負担をした場合には、これは株主代表訴訟に耐えられるのではないかと、そういう感じもするわけでありまして、むしろそういう環境を整えてやるのが政治的に必要な感じもするわけでありまして、この点につきまして、まず法務大臣から御意見を伺いたいと思つて。○長尾国務大臣 お答えをさせていただきます。株主の代表訴訟の個別具体的な事案につきましては、個別具体的な事情に即しまして、裁判所において判断されることであるといふふう

において、法律論としては大いに理解できるところであります。そこで、この点につきましては、例えば住専法案の一部を修正して、例えばこういう規定を入れたいとか、大蔵大臣は、住専処理機構の円滑な運営に必要があると認める場合には、例えば一兆円を超えない範囲内で特定住宅金融専門会社の出資者であつた金融機関に対し金融安定化拠出基金への追加拠出を要請することができ、そんな種類の規定であります。その種の何らかの立法措置を講ずることによりまして、母体行の経営者が仮にその規定によつて追加の負担をした場合には、これは株主代表訴訟に耐えられるのではないかと、そういう感じもするわけでありまして、むしろそういう環境を整えてやるのが政治的に必要な感じもするわけでありまして、この点につきまして、まず法務大臣から御意見を伺いたいと思つて。○長尾国務大臣 お答えをさせていただきます。株主の代表訴訟の個別具体的な事案につきましては、個別具体的な事情に即しまして、裁判所において判断されることであるといふふう

一般論といたしましては、株主代表訴訟とは、取締役の違法な行為によつて会社に損害が生じた場合に、株主が会社にかつて取締役の責任を追及するといふものでございまして、取締役の会社に対する善管注意義務違反、忠実義務違反等の違法行為の有無が問題にならうと思つて。そのような義務違反の有無は、母体行の置かれた状況等諸般の事情を総合して判断されるものと思つて。○尾身委員 今のような法律論的なお答えが法務

大臣からございましたが、これにつきまして総理大臣の御感想をお伺いしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 私、法律的には法務大臣が今述べられたことに尽きるのだからと思ひます。

その上で感想を申し上げますとするならば、私は、そうした法律上の根拠規定を設けるということとは確かに訴訟の場合における裁判官の判断の一つの重要な要素にはなるだろう、そういうものがあるれば、それは一つの武器になり得るのではないだろうか、そんな印象を持ちました。

○尾身委員 そこで、一般の国民の感覚というのは、この問題について、母体行等の金融機関にもっと負担をふやせば財政資金の六千八百五十億は出さなくてもいいのではないかといいるところに私はあるように感じているわけでございます。しかし、政府は、先ほど来のお話のとおり、六千八百五十億の削減は処理策のスキームを崩すからだめだというような説明をされているわけでございまして、私はもちろんそれとおりに思うのでございまして、私はもちろんその部分がわかりにくいような感じがするわけであります。

ですから、そこについては、実は先ほど来お話しのとおり、六千四百億の債務超過の分を関係者に負担をさせて、これを満額負担をして一十三兆の借金及び資本がある、出資の分がある。片方に十三兆の名目的な資産があるけれども、これは既に六千四百億分は穴があいていて六兆八千億分しか戻ってこない。だから、名目十三兆ある資産を六兆八千億で住専処理機構に売り渡すときに、十三兆の金額の債権者に對して、どうしても六兆四千億の金額に見合う分は債権放棄なりなんやりの形で負担をせよとやらなければならぬというのがこのスキームであります。

その中の負担の比率として、既に母体行側には債権の全額放棄という形で三兆五千億の負担をさせていることでありまして、これ以上この部分で、この六兆四千億の負担のうちの政府の六千八百億の負担を少なくするというこの部分において

母体行の負担増をさせることは、これは母体行の負担能力は十分あるにしても、まさに株主代表訴訟の問題に耐え切れなくて、法律的責任論から見ても不可能であるというふうには私は感じているわけでございしますが、この点につきまして政府側のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○久保國務大臣 今お話しのとおりだと思っております。

六兆四千億の負担につきまして、これは母体行、一般行、系統金融機関、そしてその負担し得ざる部分について政府が財政支出を行うことを合意してこの処理スキームはでき上がったというわけでありまして、今これを要するということとは、この処理スキームを一遍白紙に戻すということにもなってくるわけであります。

しかし、この政府が負担いたします、財政支出いたします六千八百五十億は、今直ちに税収としてこの分を特別に国民に負担をお願いをするものではなくて、これは将来へのツケとして残るものであります。その返済のありようをどのように考へていくかという問題の中で、私はいろいろな解決の仕方、つまり国民の御負担を少なくするという方法を検討し得るのではないかと、このように考えております。

○尾身委員 私は、現在の経済情勢の中で、住専処理法案はどうしても今度の国会中に解決しなければならぬ、それが政治に課せられた最大の責務であるというふうに考えております。この問題の処理を一日でも延ばすというふうなことになると思います、先ほどからお話しのとおり、農協系統などの力の弱い債権者にしわが寄って、大きな社会問題になりかねません。

そしてまた、時間がたてばたつほど、住専からの借り手の不動産会社、新聞等に出ております例えは末野興産の社長とか桃源社の社長などのそういう借り手の側における、担保資産を転売したり、あるいは転貸しをしたりして資産隠しを行ったり、そういうことがどんどん起こってくる。そして、ますます時間がたてばたつほど債権回収が

困難になって国民の負担が大きくなる、そしてまた、経済の混乱が非常に大きくなっていくという危険性があるというふうな非常に危惧をしております。

したがって、この問題は、いわゆる政争の具にはしないで、新進党を初めとする野党の皆様にも建設的な御意見を出していただきまして、どうしても一日も早く解決をしなければならぬ、そしてまた、我々野党側もこの問題の解決のために弾力的に話し合いをしていかなければならぬというふうな考えでいる次第でございます。

我々は責任与党でございますから、本當の意味で国民のためになることならば、言いかえれば、本當に健康を回復するために必要なことであらば、苦い薬でも国民に飲んでいただくかなければならぬ、そして、結果として健康を回復して、ああ、やはり薬を飲んでよかったというふうな思っているいただくような日が一日も早く来ることを願っているものであります。

民主政治の社会でありますから、国民の皆様は理解と納得が得られないような政策は行ない得ません。そういう意味で、私はこの問題の解決のために、ぜひ国民の皆様様の御理解をいただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○高島委員長 この際、原田昇左右君から関連質疑の申し出があります。与謝野君の持ち時間の範囲内でこれを許します。原田昇左右君。

○原田昇委員 平成八年度予算が成立しましてから既に十八日を経過したわけですが、我々は、予算が新進党のピケによって、二十二日もピケを張られたということが原因で大幅におくれたことを大変遺憾だと思っておりますが、また、この十八日もおくれているということは甚だ遺憾であります。見えざるピケが張られておるといふ声も聞かれています。これは、一日も早く住専処理法案と金融関連法案を成立させて不良債権問題の解決に取り組む、国内金融システムの確立、国民生活と国民経済の安定と発展を図らなければならぬ

問題と政争の具と化してはならないと思ひます。これは先ほど来与謝野委員あるいは尾身委員からも指摘があったとおりでありまして、我々は、この非常に重要な住専の処理をおくれていることによって大きな経済的損失をこうむっていると思ひます。

こうしている間も、せっかく解消しかかっているジャパン・プレミアムが再燃するかもしれない。回復基調にある株価が急落するかもしれない。あるいはまた、巨額融資の借り手がその資産を不法に隠し終えてしまふかもしれない。問題処理をさらに長引かせると、金融機関の抱えている不良債権は一層減価して、その回収はますます困難になるかもしれない。また、特に農協系統の資金は凍結されたままでありまして、利払いも停止されているために、系統信連の経営は大きく圧迫されているわけでありまして、いずれにせよ、これ以上問題処理をおくらせて、ようやく回復の兆しを見せてきた景気に再び水を差してはならないと思ひます。

また、G7などで公表されたことによりまして、住専問題の早期解決と新しい金融システムの確立は、今や我が国の国際公約となっているのであります。そして、それは、日本が国際金融に占める位置からいっても、その及ばず影響からいっても、我々が果たすべき重要な責務であると思ひます。住専処理法案と金融関連法案の早期成立について、総理と蔵相の決意をお伺いしたいと思ひます。

○久保國務大臣 ただいま御意見がございました。とおりと考えております。

住専問題を早期に処理しなければならぬというところについては、私は、おおよその方々が意見が一致しているのだと考えております。また、国民の皆様方の御理解も、皆様の御審議を通じて深まっております。

問題と政争の具と化してはならないと思ひます。これは先ほど来与謝野委員あるいは尾身委員からも指摘があったとおりでありまして、我々は、この非常に重要な住専の処理をおくれていることによって大きな経済的損失をこうむっていると思ひます。

こうしている間も、せっかく解消しかかっているジャパン・プレミアムが再燃するかもしれない。回復基調にある株価が急落するかもしれない。あるいはまた、巨額融資の借り手がその資産を不法に隠し終えてしまふかもしれない。問題処理をさらに長引かせると、金融機関の抱えている不良債権は一層減価して、その回収はますます困難になるかもしれない。また、特に農協系統の資金は凍結されたままでありまして、利払いも停止されているために、系統信連の経営は大きく圧迫されているわけでありまして、いずれにせよ、これ以上問題処理をおくらせて、ようやく回復の兆しを見せてきた景気に再び水を差してはならないと思ひます。

また、G7などで公表されたことによりまして、住専問題の早期解決と新しい金融システムの確立は、今や我が国の国際公約となっているのであります。そして、それは、日本が国際金融に占める位置からいっても、その及ばず影響からいっても、我々が果たすべき重要な責務であると思ひます。住専処理法案と金融関連法案の早期成立について、総理と蔵相の決意をお伺いしたいと思ひます。

○久保國務大臣 ただいま御意見がございました。とおりと考えております。

住専問題を早期に処理しなければならぬというところについては、私は、おおよその方々が意見が一致しているのだと考えております。また、国民の皆様方の御理解も、皆様の御審議を通じて深まっております。

問題と政争の具と化してはならないと思ひます。これは先ほど来与謝野委員あるいは尾身委員からも指摘があったとおりでありまして、我々は、この非常に重要な住専の処理をおくれていることによって大きな経済的損失をこうむっていると思ひます。

こうしている間も、せっかく解消しかかっているジャパン・プレミアムが再燃するかもしれない。回復基調にある株価が急落するかもしれない。あるいはまた、巨額融資の借り手がその資産を不法に隠し終えてしまふかもしれない。問題処理をさらに長引かせると、金融機関の抱えている不良債権は一層減価して、その回収はますます困難になるかもしれない。また、特に農協系統の資金は凍結されたままでありまして、利払いも停止されているために、系統信連の経営は大きく圧迫されているわけでありまして、いずれにせよ、これ以上問題処理をおくらせて、ようやく回復の兆しを見せてきた景気に再び水を差してはならないと思ひます。

また、G7などで公表されたことによりまして、住専問題の早期解決と新しい金融システムの確立は、今や我が国の国際公約となっているのであります。そして、それは、日本が国際金融に占める位置からいっても、その及ばず影響からいっても、我々が果たすべき重要な責務であると思ひます。住専処理法案と金融関連法案の早期成立について、総理と蔵相の決意をお伺いしたいと思ひます。

その住専問題の早期処理の方策について、とりわけ財政支出をめぐって御意見がいろいろとございます。私も十分に承知をいたしております。私もとしましては、やむを得ざる、早期処理のために避けて通れないものとして御審議をお願いしてきただけでございます。もし早期処理のためにかかるべき手段があれば、私もとしてみてもできるだけ財政支出をすることなくこの問題が処理されれば最も望ましいことと考えておりますが、今日までの当事者との協議等も通じて検討してまいりました結果は、今日、財政支出をお願いをしてこの問題の早期処理を行うことが重要であると考えております。

○橋本内閣総理大臣 今副総理からも述べられましたけれども、我々は、これを突破口として、我が国の金融機関の抱える不良資産の問題の解決に当たりたい。そして、その努力の中で新たな金融システムを構築し、国民の信頼にこたえたい。その突破口として、何としても今国会におけるこの問題の解決を心から願っております。

○原田(昇)委員 まさに突破口だと思っております。住専問題は、しかし国民の理解と協力が必要だと思っております。これまでの野党は、国会の内外で故意に住専の救済というふうなあいまいな表現を使って、人々に住専を救うために公的資金が使われるという誤った印象を与えるように努めてきたと思うのです。私は、国民に向けた政府の住専問題解決案の打ち出しに手違いがあったように思っています。

住専問題は、特に緊急を要する重大問題であります。国民は、これを一方的な押しつけだと受け取ってしまったのではないかと。最近になって、今度の住専問題解決案は住専を救うためのものではなくて、住専をつぶして預金者を保護するためのものである、新しい税金を納める必要はないことなどが理解されてきましたけれども、一たん燃え上がった火はなかなかおさまらないというのが現状であります。

政府は、住専処理問題の実態について国民の理

解を求めるために、先ほど来御答弁を聞いておりますと非常に的確な御答弁がありました。もっともこれと一般に知らせるための工夫と努力をしていかなければならないと思うわけであります。これについて、大蔵大臣というふうにお考えか。

○久保国務大臣 政府といたしましては、必要な広報活動なども通じて国民の皆様方の御理解をいただくよう努めているところでございますが、何よりも国会における御審議等を通じて、今お話がありましたように、財政支出が破綻した住専を救うためのものでは絶対でないこと、それから、住専からの債務者に対してその債務を一円たりとも棒引きするものではない、そして、その債務者の債務の責任は徹底的に追及されなければならないし、法律を犯している者については、国家の権力をもってこれらの者たちに対しては、こまごまと追及されなければならないということと、申し上げてきたのであります。皆様方から一層の御協力をいただくことも国民の御理解をいただく上で重要なことだと考えております。大蔵省といたしまして、政府の広報活動に一層努めてまいりたいと考えております。

○原田(昇)委員 今国民の心を一番いらさせているのは、住専から金を借りている経営者の態度だと思っております。世論調査によりますと、国民の四割以上が、我慢ならないのは、巨額融資を受けたがそれを返そうとしない、相変わらず豪邸に住んで、高級車を乗り回し、豪遊を続けている不動産業者だ、こういうふうに感じているという結果が出ております。悪事はどんどん進行しているのに、役所や警察の対応はいかに遅い。このままでは悪いやつにすべていいようにされてしまふ。まあもともと、最近ようやく大阪で一件、東京で一件逮捕がありました。悪いやつはまだまだたくさんいるはずだと思います。

国会審議の遅延から住専処理機構の設立がはつきりしないという影響もありますけれども、この事態について、当局はどういうふうに考えてどう

いうように対処しようとしておられるか伺いたいと思ひます。

○倉田国務大臣 住専問題は、政府にとりまして現下の喫緊の課題であり、住専関連事件を含む金融・不良債権関連事件に關しましては、警察庁及び関係都道府県警察において所要の体制を整備し、その捜査を推進しております。昨日の住専大口融資先である不動産会社役員らによる競売等妨害事件の検挙等に見られるとおり、債権回収等にかかわる違法行為につきまして厳正に対処しているものと承知をいたしております。

警察といたしまして、今後とも住専処理機構の設立の前後を問わず、また貸し手、借り手を開かず、住専問題の処理の過程で刑罰法令に触れる行為を認めれば厳正に対処してまいらるものと認識をいたしております。

なお、詳細につきましては、必要があれば政府委員よりお答え申し上げます。

○原田(昇)委員 政府委員から御答弁もいただきましたと思ひますが、同時に国税庁に伺いたいので

なぜこうして企業が大規模な脱税を行っておるのに摘発できないというところになってきておるのか。庶民は徹底的に源泉で取られちゃうわけですから、そういう中で余りにも不公平ではないかと思ひます。この辺も伺わしていただきたいと思ひます。

○若林政府委員 お答え申し上げます。

住専問題に係る関係者の課税問題につきましては、これが適正に行われているかどうかというところにつきましては、国税当局としては大きな関心を持ってきたところでございます。このため、関係者の課税に係る資料、情報の収集に努めてきております。問題があれば調査を行うということで厳正に対処をしましていただいております。こうした中で、悪質、大口と思われる事案につきましては、査察調査も行っておりますのでござい

ます。いずれにいたしましても、国税当局といたしま

しては、適正、公平な課税の実現のために、脱税者に対しては査察調査も含めまして厳正に対処するということで、税務行政に対しまして納税者の信頼が確保されるように今後とも最大限の努力を図ってまいりたいと思っております。

○原田(昇)委員 しっかりやってもいいと思ひます。何といたしてもこの住専問題で、あの巨額の融資を受けながら、返す気がなくて財産の隠匿、資産の隠匿に狂奔しておるという連中は絶対に許せません。これはもう地の果てまで行って財産を回収するということをぜひ考えていただきたいと思ひます。(発言する者あり) そういう法案になつてい

るんだ。黙れ。国民が住専問題に対して不安を抱えているもの

のう一つは、二次損失の問題、これがどうもはつきりしないということもあると思うのです。ね。ぜひこの二次損失についても、しっかりとこれから回収をしていただいて、この額をできるだけ減らすということにお努めいただきたいと思ひます。

○久保国務大臣 そのように考えております。

なお、二次損失に限らず、今御意見ございました、債務者に対して財産隠し等を絶対に許さず、徹底してその回収に努めようということと、こ

の回収の実を上げることに努めております。その

に提案されているのが今度の金融関連四法案だと思ひます。

ですが、その問題に立ち入る前に、金融システムがこのような状態に立ち至ったことについて金融当局がどのような行政責任を感じておられるか、ぜひこの際伺っておきたいと思ひます。

○西村政府委員 金融行政は戦後の歴史の中におきましてさまざまな重点の置き方をしてまいりましたと考えております。当初は、預金者保護あるいは金融機関の破綻を起さないようにするということを重点的に考えておいたわけでございまして、その後の経済情勢の変化に伴ひまして、自己責任あるいは市場規律ということを中心に行政を進めるべきであるという反省のもとに、現在そのような方向で努力を重ねておるところでございまして。

○原田(昇)委員 昨年破綻した木津信用組合、それから大阪信用組合の場合に見られるように、金融機関の破綻処理コストが巨額に上つて、現行の預金保険制度の枠組みでは円滑に処理できなくなつていふと思ひます。もし本格的な問題処理が行われなかつたとすると、破綻した信用組合が持つてゐる資産の劣化によつて回収価値は日に日に下がつていふ、最終的に損失は一層拡大することは必然でありまして、この事態をどういふように見ておられますか。

○西村政府委員 木津信用組合の破綻の状況は今までにないような大変に重いものでございまして、現在の制度をもとにいたしますと、預金者に負担をかけることなくこれを処理することは大変に難しい状況になっております。

このため、今回法案の御審議をお願いしているわけでございしますが、もしそういうことが不可能になりました場合には、この処理が非常に難しくなると同時に、処理が先延ばしになることによつて損害額もふえていくということを懸念しているところでございまして。

○原田(昇)委員 このような事実からしても、新しい金融システムが不可欠であることは明らかであります。

私は、この法案の目標は、自己責任の原則が貫かれた、市場規律による、透明度の高い、金融の自由化、国際化時代にふさわしい金融システムを確立することにあると考えておりますが、そう考へていいでしょうか。

○西村政府委員 今回御提案を申し上げております趣旨は、御指摘のようなことと私どもも考へております。

○原田(昇)委員 その法案の内容ですが、簡単に言えば、我々の理解しておるのには、一つは、金融機関の経営が健全に行われるために必要な制度を整備して問題の再発防止を図るための法案、第二は、預金者の保護を図りつつ金融機関の破綻処理を円滑かつ迅速に行い得る手続を創設するための法案、第三は、信用組合等が破綻した場合にも今後五年間は預金を全額保証するための預金保険機構の業務の拡充の法案、そして第四に、農協や漁協が経営困難に陥つた場合にスムーズに対応措置が講ぜられるようにするための法案の四つから成つていふと思ひますが、それでいいですか。そういうふうに理解してよろしいですか、大蔵大臣、農林大臣。

○西村政府委員 御指摘のように理解をいたしております。

○原田(昇)委員 それでは、法案の個別の問題に移つて御質問したいのですが、今度の法案では、住専以外のノンバンクにどういふ対処をすることになつておられるのか。これだけ融資規模が大きくなつてきたノンバンクでありますから、何らかの規制が要るのではないかとと思ひますが、いかがですか。

○西村政府委員 世界的に見まして、金融の規制を行います場合に、貸し付けというものを対象にするか預金の受け入れというものを対象にするかという大きな二つの流れがございまして。私どもは、預金の受け入れということに着目をいたしまして行政を組み立てていふわけでございまして、ノンバンクは預金受入金融機関ではないことから、銀行や信用金庫とはまた違った体系の規制、

監督が行われてきておるところでございまして。住専を含めまして広い意味でのノンバンクにつきましては、預金受入金融機関と少し違つた観点からの規制をしていふわけでございまして、今回の経験をも踏まえまして、そのような観点から、どのような監督、規制が必要であるか、なお検討をしてまいりたいと考えております。

○原田(昇)委員 しっかりと考へていただきたいと思ひます。

破綻金融機関の処理の目的は、金融機関を救済することではなくて預金者を保護することだと思ふのです。この点は、住専の場合と同様に、国民の十分な理解を得ておかないといけない問題だと思ふのです。救済のために公的な金を出さんだとか、すぐそういうような短絡的な考へ方でやられませんか。

しかし、今度の法案では、今後五年間は預金を全額保護することになつておるわけであります。大口預金者を含めて一律に五年間全額保護しななければならぬのはなぜであるか。例えば大口預金者については、そんなに五年間も保護してやる必要があるのかねという声もあるわけですよ。例えば当面は、三年間ぐらいはこれをやって、そしてもう一回その時点で見直すということにしたらどうかという考へ方もありますが、いかがでしょうか。

○西村政府委員 すべての預金者を保護するということを、今後五年以内のできる限り早期に現在の建前でございまして一千万円以下の預金を対象にするという努力をしてまいりたいと思ひますが、御指摘の大口預金についてはもっと早く何らかの措置がとれないかという点につきましては、金融制度調査会におきましてもいろいろな御議論がございまして。

しかしながら、現在の金融情勢下におきましては、やはり実際に移動が起こりまして影響を及ぼすという点におきましては、大口預金は小口の預金よりもより大きな影響を及ぼす問題でございまして。そのような点も考へますと、できるだけ早く

そのような体制を整備するというところに心がけつつも、今直ちにそういうふうに取り組むことはなかなか難しいかと考へております。

○原田(昇)委員 御答弁よくわかりますけれども、大口預金者になれば、かなり自己責任原則というのに基づいて行動できるところではないかな、こういうふうに思ふものですか。そういう議論が出てくるのではないかな、こういうふうに思つて申し上げた次第でございまして、十分御検討をいただきたい。

さて、相次ぐ金融機関の破綻に対処するため、法案では、預金保険料をこれまでの七倍に引き上げることにしておるわけであります。果たしてそれで十分であるかどうか。また、農協の貯金についても、同様に保険料率を大幅に引き上げ、預金者保護のための十分な貯金保険料や特別保険料を設定する必要があるように思ふけれども、これについてもどうであるか。

○西村政府委員 今般、預金保険料を七倍に引き上げること前提にして制度の改正をお願いしておるわけでございまして、この預金保険料率の引き上げに当たりましては、預金保険機構の資金援助が初め実施された平成四年から七年末までに生じた破綻金融機関の損失額が二兆五千億円程度であったことにかんがみまして、今後処理を要する、木津信用組合等の処理も含めまして、今後五年間に同程度の破綻が生じた場合にも対処し得るようになるとの考へ方に立ちまして、七倍程度に引き上げることとしたものでございまして。

これによりまして、八年三月末の責任準備金残高三千八百六十五億円と合わせまして、今後五年間の利用可能額は二兆七千億円程度に上る見込みでございまして。

○大原国務大臣 委員御指摘のように、貯金保険機構におきましても保険料率を引き上げることについておられます。

五月二十四日でございましたが、貯金保険機構の運営委員会におきまして、現在〇・〇二と

いうのを一・五倍に引き上げる、さらにまた、これは政令事項でございますが、特別保険料につきましても、現在の〇・〇一二を一倍程度にするというところで、二・五倍の案が出ているところでございます。

七倍に対して何でそんなに低いのかという御議論でございますけれども、現在のところ、破綻系統というものが五年に一回ぐらいい起きているわけですね、五年に一回。これは漁協もカバーするわけですが、漁協も五年に一回というケースがございます。しかしながら、一年に一回程度こういった事実が起きるという前提で計算してまいりますと、その程度で賄えるのではなからうか。

さらにまた、特別保険料につきましては、御承知と思いますが、一千万円を超える貯金者というのは非常に少ないのです。一千万円以下でカバー率が高率とも、漁協並びに農協とも八割でございます。高額の預金者というのは余りないわけでございますので、とりあえず一倍程度で賄えるのではなからうか。

さらにまた、現在ございます積立金五十数億円は健全に残っておりますので、その分は現在担保されております。

さらにまた、単協の預金というのは非常に零細でございます。単協は二百四、五十億円が預金規模でございます。漁協が十三、四億円という数字でございます。

したがって、大型の倒産というものは現在予想されていないわけでございますので、将来万が一これが数かふえるということになれば、委員御指摘のように、弾力的に対応していかなきやならぬ、かように考えております。

○原田(昇)委員 今の御答弁で、農協の方は二・五倍でいいんだというお答えでございます。まあ十分理解をいたすわけでございますが、

さらに、農協系統につきましては、組織の整備、改編、改革とかあるいは系統金融に対する監督、検査のための行政のあり方、こういったものもこれから非常に重要な問題として結論を出して

いかなきやならないと思いますが、農林大臣の御覚悟をいただきたいと思ひます。

○大原國務大臣 この点につきましても、これまで何回か申し上げたことでございますが、現在農政審議会におきまして、この夏までを期限といったしまして、信用事業はもとよりでございますが、農協三段階の組織の抜本的改革を御提言をし、御審議をいただいているところでございます。

幸いにして、J Aも昨年からことしにかけて、組織としてのいわゆるリストラを、三〇%五年間で合理化を進めようという提案までいたしていただいておりますので、それによつて、この審議会の審議結果を待つて、そして法案を整備し、次の通常国会には改革案を提案したいと作業を進めているところでございます。

○原田(昇)委員 よくわかりました。

法案では、信用組合の破綻について政府保証をするほか、整理回収銀行という受け皿を用意することになっておりますが、信用組合以外の金融機関が破綻した場合にはどういうように対処するの。信用組合のみに限定して大丈夫でしょうか。

○西村政府委員 私どもは、金融機関が破綻した場合といえども、できる限りというが、原則として金融システムの中におきまして、金融機関の自助努力によりまして対応するというのが原則であろうかと思っております。したがって、通常の金融機関につきましては、預金保険制度というようなものを含みます金融システム内の負担によつて対応すべきものであると考えております。

アメリカにおいても、S A N D L 以外の金融機関の破綻処理については、金融システム内の処理ということで対処したところでございます。

しかしながら、信用組合につきましては、なかなかそういうことだけでは対応し切れないのではないかとということで特別の措置をお願いしております。

○原田(昇)委員 法案では、今後五年間において金融機関の破綻処理費用が不足する場合は、まず

預金保険機構が借り入れをした上で、これを政府が保証するという形になっておると思うのです。住専の二次損失については、預金保険機構に対して直接に補助金を交付する仕組みになっておりますね。ともに信用秩序の維持、預金者保護のための財政措置であるのに、住専と信用組合でこうしたスキームが違うのはどういうことでありますか、国民によくわかるように説明していただきたいと思ひます。

○西村政府委員 住専の損失処理につきましては、仕組みといたしまして、損失が既に生じたものは、あるいは生じた後におきましてどのように対処するか、そのような仕組みで現在の処理策を御提案申し上げているところでございます。

しかしながら、信用組合の処理に際しましては、今後どのような損失が生ずるかかわらないわけでございますが、そのようなものが生じた場合におきましても、できるだけ預金保険等に対応する、そういう枠の中で処理をするということとを前提といたしまして、万が一それによつて対応できない場合には五年後に善後策を講ずる、このような事後的な処理方式になっているわけでございます。

既に損失が生じたものを対象とするか、あるいは今後処理すべきものを対象とするか、その違いによるものでございます。

○原田(昇)委員 今の御答弁でかなりはっきりしたと思ひますが、これについては、やはり国民の間で非常に議論のあるところにならうと思ひますので、十分P R を、ひとつはつきり国民に対しては納得いくようにわかりやすく説明しておいていただきたいと思います。要望しておきます。

それから、信用組合の日常の監督は国の機関委任事務として都道府県知事にゆだねられておるわけですね。知事がそのような権限を持つ以上、破綻処理というプロセスでも知事はそれなりの責任を負っていると思うのです。その意味から、都道府県に対して、信用組合の破綻処理のための応

分の財政支援をする等、その責任に応じた負担を求めるべきではないかと思うのですが、これについてはどうですか。

○西村政府委員 今までも、それぞれの都道府県の実情に基づいて、地域経済に与える影響や民生の安定等を勘案の上、公益上の必要性から自己の責任に基づき判断によつて行われているところでございますが、今後ともこうした都道府県の財政支援が行われることが期待されると金融制度調査会の答申におきましても指摘をされているところでございます。私どもとしても、この考え方に沿つて対応してまいりたいと考えております。

○原田(昇)委員 法案では、金融機関の経営の健全性を確保するために早期是正措置を導入することにしております。これは、行政当局の権限を場合によつては大幅に強化することにならないか、規制緩和と逆行するんじゃないかという意見もありますが、いかがでしょうか。

○西村政府委員 従来から、大蔵大臣には金融機関に対してこのような措置を講ずる権限が法律上、銀行法上与えられているところでございまして、私どももいたしましては、このような手続の発動に關しまして、迅速に対応できること、あるいは透明性を与えるべきであること、そのような観点から、今回早期是正措置という、アメリカの制度をも参酌いたしました仕組みを御提案申し上げているところでございます。むしろ、このことによつて行政権の発動が迅速化、透明化される、こういう性格のものであらうかと考えております。

○原田(昇)委員 信用組合の破綻のケースに、トップが役員が暴走するとか、あるいは他の法人の役員を兼任する、こういうことが目立つわけでございますが、これを禁じるということは大変適切な措置だと思ひます。これによつて暴走は防げると考えていいでしょうか。

○西村政府委員 そのような問題を防ぐためにはいろいろな措置が必要かと存じますけれども、今回御提案申し上げております信用組合につきま

しても、銀行、信用金庫等と同様に、その常務に従事する役員等の兼職等を原則として禁止するといふことは、御指摘のような弊害を防止することにつながるものと考えております。

○原田(昇)委員 アメリカの大手銀行等を見ますと、最近金利等の短期的な変動を収益機会として、これはいわばさや取りですか、そういったことをする、いわゆるトレーディング取引によって収益を得るといふ比重がどんどん増しておるのですね。新しい銀行の形態だと思ふのです。我が国もこの分野で国際競争力を強化するにはどうしてこの分野に進出していかなくやならぬ。

そこで、その場合、リスク管理を充実するにはどうしても取引の実態を正確に反映する会計処理が必要だといふことで、トレーディング取引を時価に評価する制度を今回設けるということになったと思うのです。大変専門的で難しい話でございすけれども、こういうふうに理解していいでしょうか。

○西村政府委員 かねてから、我が国の金融機関の活動が国際的な競争、国際市場における活躍に伍してけるようにこのような措置を講ずるべきだといふ御指摘は受けていたところでございす。今回の法案におきまして、各業法にトレーディング業務の時価会計の導入を可能とする所要の規定を盛り込んでいくところでございす。これは御指摘のようなことに寄与するものと考えております。

○原田(昇)委員 新しい金融制度のあらましは大体以上で質問を終えますが、重要なのは、このような問題を扱うべき大蔵省への国民の信頼が揺らいでいるといふことではないかと思ひます。残念なことに、幹部職員のスキャンダルも絡んで、金融不祥事に関する大蔵省の責任は厳しく追及されているわけでありす。

住専の大量の不良債権の発生の理由は財政当局の失政にあるとして、多くの人々が一斉に大蔵省の解体論とかあるいは改造論を唱えるに至つたの

は御承知のとおりであります。ある新聞に至つては、社説に、現在提出されている金融関連法案についても、透明なルールによる破綻処理を目指しているけれども、その前提には大蔵省の改廃による金融行政改革が絶対に必要だ、こういう指摘をしておるわけでありす。これについて、大蔵大臣どう考えますか。

○久保国務大臣 ただいま与党におきましても、この問題についてのプロジェクトチームで御検討をいただいております。大蔵省といひましても、みずから改革の方向を明確にすべきだと考えておりまして、去る四月二日に第一回の会合を持ちました新しい時代の金融行政のあり方について検討するためのプロジェクトチームが今鋭意検討を進めている段階でございす。できるだけ早く一つの方向を結論として、そしてその改革の実行に移さなければならぬと考えております。

○原田(昇)委員 大蔵大臣、今御覚悟を伺つたわけでございますが、非常に大事な問題です。ぜひ頑張つていただきたい。

さて、これまでの大蔵省の保護行政的な護送船団方式と情報の秘匿方式は既に過去のものになつたと言われておるわけでありまして、自己責任の原則に立つた透明性の高い新しい金融システムは、経済のグローバル化とか取引のスピード化など、未来に向けての時代変化にふさわしいものでありますとともに、万人が望んでいる景気の回復に役立ち、また、総理が今強力に推進しようとしておられる行政改革と財政再建の精神にもかなつたものでなければならぬと思ふのです。

果たして今日の大蔵省にそういう方向に向けての管理ができるか、疑問とする声が少なくないわけでありす。大蔵省幹部は、こういう声をどういふように受けとめておられるか。幹部から直接責任ある御答弁をいただきたい。

○西村政府委員 金融行政に関して申し上げますならば、この十年間、バブルの発生、崩壊という非常に困難な問題を抱えて行政を行つてまいりました。現在その後始末に追われまして、どちらか

という足元の問題の処理に追われているというのが現状でございす。二十一世紀をにらみまして、我が国の金融のあり方、御指摘のような自己責任原則に立脚した、また市場規律を重視した、そのようなシステムの構築に取り組むという前向きな仕事に一日も早く取り組まなければならぬと考えております。そのために、現在の足元の問題の処理を一日も早く片づけなければならぬと考えております。

○原田(昇)委員 私はかねがね、経済がよくなるためには土地が動かなければならぬと思つております。つまり、住専や金融機関が不良債権として抱え込んだ土地が塩漬けになっておる、これを解消することが肝心ではないでしょうか。土地を流動化させ、それを有効利用させるといふことがこの際極めて大事な政策ではないかと思ふのです。

この際、土地政策について思い切つた改革をし、政策を実行していかねばならないと思ひますが、いかがでしょうか。

○高島委員長 鈴木国土庁長官。

○原田(昇)委員 いや、いいです。私がちよつと申し上げておきます。

土地政策審議会で国土庁は提案されたようございすけれども、恐らく御答弁は土地政策審議会ですらやっておりますという答弁だろうと思ふので、とにかくここで、流動化のために阻害する要因の対策としてどうしてもこの際取り上げていただかなければならない、そういう意味で国土庁にお伺ひした次第です。

どうぞ、やつてください。

○鈴木国務大臣 ただいまの先生の御質問でございす。国土庁といひましては、従来の土地のそういった有効利用の促進といふことは大変議論はしてきたわけございす。そのときには三つの観点で議論してまいりました。

それは、一つは民間の土地機構の充実の問題、同時に公共投資の先行取得といふものと、それから東京二十三区のこういう協議会と協議をしまし

て有効利用の促進を図つてきたところでございす。それをもう一歩進めまして、有効利用のもう少し具体的なものを提示して、それで東京都とよく話をしながらやつていった方がいいのじやないかといふことで、具体策の問題として、直接的な有効利用の問題と間接的な有効利用の問題を提起いたしまして、先般国土審議会にかけまして、間もなくその答申をいただきます。今非常に土地の流動化といふのは大切なことだと思ひますので、全力を尽くしてやつてまいりたい、そう考えているところでございす。

○原田(昇)委員 余り知られていないことですが、私も、私が聞いたところでは、例えば税制等についても、短期売買の譲渡益課税が非常に厳しい。そこで、競売への参加者を少なくしてしまうといふことになる。不動産業者も、競売に参加しても短期的に土地を仕入れる気がしない、こういうことだと思ふ。まさにバブル期のようなときならいざ知らずでございす。この税制の問題についても、不動産市場の正常化に役に立つことであれば、限定的に緩和することを考えてはいかがかと思つております。

それから、競売について、例えば占有者がいて処理が進まないという問題がありすけれども、これについては、我々の保岡議員を中心に法案が今国会に提出されているわけでありす。しかるに、これが野党の趣旨説明要求によつてたまたまになつてしまつて、この委員会に付託されてない、こういうことをぜひ指摘したい。(発言する者あり) 民事執行法の改正、よく覚えておきなさい。それをぜひやらなと競売の促進にならなといふことを指摘しておきたいと思ひます。

次に、新進党の住専問題に対する態度についてぜひ私は疑問を呈したいのは、新進党は当初から、六千八百五十億の削除を求めるのみで具体的な対策を示さなかつたのです。しかし、マスコミなどから無策と批判されたために、二月の末になつてようやく対策と称するものを持ち出してきまして、それは、政府案の公的負担のかわりに、

破綻した住専に会社更生法を適用することを骨子としていたわけであります。これがうまくいかなかったことは先ほどの御説明でも明らかでございますけれども、これに対して、大蔵大臣いかがですか。簡単に。

○久保國務大臣 会社更生法の適用は、法律上のいろいろな規定もございます。三分の二の同意でありますとか、再建の見通しがあるかないかといったような問題についての制約がございますので、大変難しいのではないかと、住専の場合にこれを適用いたしますことは非常に難しいのではないかと考えております。

○原田(昇)委員 お聞きのとおりであります。

それにしても、この対案はいつ国会に提出されたのか。においだけは振りまかれたと思うのですが、本体の料理は食えないものというところがわかってこそ引つ込められたのかも知れないですね。まだ提案されているというのなら、委員長、金融問題特別委員会としてその扱いをどうするか、委員長にぜひ確認していただきたい。対案があるのかないのか、我々ははっきりしないのです。

ぜひ委員長にお願いを申し上げたいと思います。

○高島委員長 原田君のたゞいまの御発言でございますが、委員長としては拝見しております。

○原田(昇)委員 国民の税金を私企業の失敗のしりぬぐいに投入するのは決して望ましいことではないけれども、我々がこれをどうしてもやらなければならぬというのは、現在の金融不安を早期に解消するための有効手段として考えておるわけであります。

しかし、この住専の問題を処理するだけで我が国の金融不安が解消されるわけではありません。そのほかに、ノンバンクなど、金融機関にはまだ多くの不安要因が存在しています。我々は、住専問題が残した教訓をかみしめながら、住専処理法案と金融関連法案の速やかな成立を図り、来るべき二十一世紀に前途有為の人々が思い切つて腕

を振るえる、金融不安のない社会を実現しなければならぬと思ひますが、総理の御見解をいただきたい。

○橋本内閣総理大臣 先刻来の御論議の中でもございまして、国民が安心して預金ができる、また融資が受けられる、そうしたために金融システムの安定化というものがぜひとも必要であります。そのために、今回の教訓を我々は生かしながら、二十一世紀に向けて、市場規律を軸とした透明度の高い金融システムをつくり上げていく、そのために全力を傾けていく、我々にはそうしたことが求められていると考えております。

○原田(昇)委員 最後に金融問題、一日も早く解決することが必要だということを今まで御指摘してききましたけれども、喚問問題を持ち出して、なかなかその結論が出ないというのはまさに残念です。早く我々は審議をやらなきゃいかぬというところで、私の聞いておるのは、理事会で、四日間審議の後に協議するというようになっておるそうでございますけれども。

ところで、五月二十二日の各紙の夕刊に宗教団体のワールドメイトの脱税問題が大きく報道されたわけでありまして、宗教団体と税の問題、宗教と政治活動のあり方が、予算委員会からずっと議論されてきておるわけでありまして、この金融問題特別委員会は、金融、税制、財政制度について広く議論することを目的としており、また、四党の国対委員長長の合意によつて、証人喚問問題についてはこの特別委員会を取り扱うことになっております。したがつて、我々は、改めてこの特別委員会において、池田大作創価学会名誉会長、信平信子元創価学会北海道副総合婦人部長、高田明公明党板橋区議会議員、三人の証人喚問を要求いたします。

以上で質問を終わります。

○高島委員長 証人喚問問題につきましては、理事会において協議いたします。これにて与謝野君、尾身君、原田君の質疑は終了いたしました。

午後二時四十分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後三時三十分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。早川勝君。

○早川委員 いわゆる金融改革法案と住専問題がこの委員会の質疑の中心であります。その前段として、バブルの時代があるわけでございまして、バブルというのはちょうど十年ぐらい、つまりバブルが始まってから今日の終息というか、その中でいろいろな問題をもたらしているわけですが、ピークを迎えてそれから低下していく。その中で総理は、時には大蔵大臣を務められ、そしてまた自民党の幹事長あるいは政調会長をやられ、そしてまた現在は総理大臣ということでございまして、そういった中で、どうしてバブルが生じたか、あるいはどこに責任があるのかというのには再三質疑されているわけでございまして、このバブルの十年を通じて一体我が国にどんな風潮が生まれていたのか、一体どんな問題が引き続き引き起こされているのか、これについて総理に伺いたいわけでございまして。

言葉で言えば、いろんな分野で不信が募っているだろうし、不安、その中の一つが金融不安であり、あるいは福祉不安であり、あるいは最近ですと雇用不安が起きている。また、国民の不満が非常に募っているというところでございまして、こういったことを考えてみまして、この十年間のバブルの時代というところを通じて、総理は我が国の今の時代風潮、世相についてどんな考え方を、どんな方をされているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 バブルの十年という言い方をされましたが、これを一言で申し上げることはなかなか難しい問題があるかと思ひます。

殊に、午前中の御論議の中にもございましたけれども、プラザ合意以降、為替の水準の変化に伴つてさまざまな折その折の施策が講じられてまいりました。そしてその間において、一方では前川リポートに象徴されますような積極的な我が国自身の構造改革といった方向も打ち出されておりましたが、むしろ全体の流れの中で必ずしもそうした対応が十分に行えなかったということも、今から振り返るならあるかと思ひます。そして、その間における人口構造の変化というものをある程度お互いが意識をしながら、その変化に対応する社会経済体制づくりが結果としてはうまく組み立て切れなかった、こうした問題もあるいはその反省として取り上げていかなければならないのかもしれません。

そしてその中で、特に本委員会で御論議をいただいております問題の性格に思いを合せますときに、例えば地価でありますとかあるいは株価といったようなものにつきましては、後から振り返ってみますと、経済的な合理性を欠いたレベルにまで高騰していった。しかし、それが経済的な合理性を欠いたレベルにまで上昇しているというところからいへば、必ずしも世間一般の見方ではなかった。そして当然のことながら、そうした動きというものは、マーケットの中である時点での急激な価格低下というものを惹起した。これは、考えてみますと必然的な市場の動きであつたのかもしれません。こうした大規模な、また急激な資産価格、特に地価に象徴されます資産価格の上昇、下落といった事態は、第二次世界大戦後、少なくとも私どもの世代にとりましては初めての体験でもありました。それだけに、その後の実体経済への影響というものの見通しが不十分であつたというところも否定できないと思ひます。

政府としては、恐らくその時点その時点において最善と考えられる施策を講じてきたものと思つておりますけれども、結果としてこうした事態を惹起いたしました以上、バブルの発生からその後の処理というものを振り返りましたときに、政策

的にもどこかでミスがあったという事を言われてもやむを得ない、私はそのような思いを持っておりま。そうした中におきまして、政治家もまた行政の指導者としてその責任の一半は受けなければならぬ、そのような思いでおります。

○早川委員 私、この十年間を通じて日本が非常に金力な社会になってしまった、唯一最高の価値観になってしまっているのではないかと、この一つです。二番目は、責任の所在 責任のとり方というのが、法的に抵触、さねなければいいのではないかと、あるいは経済的な責任が有限であればそれ以上責任をとらなくてもいいのではないかと、こういったことを考えてみますと、一般生活、庶民の生活の中では道理があるわけですね、法律だとかいろいろな責任というのは、非常に高度な道理あるいは道義的な責任というものがあ。わけですが、そういったものも非常に希薄になっているのではないかと、このように思っています。

それからもう一つは、政治への信頼が揺らいでしまった、あるいは経済界に対してもそう、それから行政に対してもそう、とりわけ大蔵省役所の頂点にある大蔵省に対する信頼も失われた、揺らいでいる。それから地方自治体、中央は少々ま。でも地方はいいのではないかと、言われていたこの地方に対しても信頼が揺らいでいる。こういった信頼が揺らいでいる社会ではないかと思っております。

その中で、先ほど言いましたように、不安の問題があるわけ、そういった中で、この金融不安をとにかくこの委員会での機会になくしていくこと、これが私たちの、今政治に課せられた責任だと思っております。

そこで、まず大蔵大臣に伺いますが、今日の金融のいわば危機ですね、金融の安定が揺らいでいる、一体その状況認識について、大体どれぐらいの深刻さなのか、その点についての認識を伺いたいと思。います。

幾つかの指標があるわけですが、例えば不良債

権が三十四兆あるのは四十兆、八十兆とか、外国からは百兆、こう言われておりますね。それも一つの指標ではないかと思うのですが、今日日本は本。当に金融が深刻な状態にあるんだ、そのあたりの指標について、こういう側面から見ても大変なんだというのを御指摘いただければ幸いですと思。います。

○西村政府委員 初めにちょっと数字だけ申し上げてお。きますが、本年三月末にお。きます不良債権の総額は三十四兆七千億でございますが、これは半年前の時点と比較いたしますと三兆四千億円減少しております。債権償却特別勘定残高、すなわち備えが約五兆五千億、相当大幅な増加をいたしました結果、かなり不良債権対策というのは進んでまい。つてお。けるようには考えております。

ただし、これは全体としての問題でございます。個々の金融機関あるいは業態別に見ますならば、まだまだこれから真剣に考えていかなければいけない部門がたくさん残。つてお。ると感じているところでござ。います。

○久保国務大臣 御承知のように、日本の金融機関の国際的な地位は、今日、今政府委員から申し上げました不良債権の巨額な蓄積とい。います。累積等によって、非常に低い地位になってきているのだと思。つてお。ります。

また、東京市場は、かつてニューヨーク、ロンドンと比肩できるような地位を確保いたして。お。りましたけれども、今日では東京市場の地位は著しくニューヨーク、ロンドンに比べて低くな。つてお。ります。それだけではなくて、香港、シンガポールの市場も最近非常に活性化とい。います。か、活発な市場の活動が見られるようになり。ました。そう。いう中で、今、東京市場の活性化の問題も、非常に金融市場における日本の立場とい。うことで問。わ。れている状況ではないかと思。つてお。ります。

いずれにせよ、このパ。ブルの発生から崩壊を通じて、日本の金融における国際的な立場を見。ま。しても、問題がた。くさん発生してきている中で、今日金融システムの安定化とい。います。か、経済の動

脈によ。さ。わしい金融の新たな時代におけるシステムづくりとい。うことが緊急の課題として問。わ。れているのではないかとと思。つてお。ります。

○早川委員 午前中の質疑の中でも、アメリカのS&P、R&Tの問題が出。されました。い。わ。ばこの金融危機あるいは不良債権問題あるいはパ。ブルの問題は、世界共通の現象でもあ。つたわけですね。

それぞれ世界はどういった対応策を講じたかとい。うことを資料で整理をしてみ。ます。アメリカの場合には、約十八兆円、二十兆円の財政支出をした、処理をするに当た。つて財政支出をい。わ。ば軸にして投入してこの危機を打開して。い。った。じ。や。イギリスはどうだったのかとい。うことなんです。が、イギリスはどうもイングランド銀行が通常の融資をや。つただけだ。い。わ。ゆる政府の方からは財政支出を、公的資金を投入しな。かつた。それからフランスは、一切政府、中央銀行からの出資金あるいは財政援助はなしでや。つた。タッチしな。かつた。た。んだ。それからドイツも、これもしな。かつた。北欧の方は、ノルウェーは財政資金を投入した。スウェーデンは金融支援を設立をして、そして財政資金を投入した。それからフィンランドも財政資金でこの危機を打開して。い。った。

つまり、アメリカと北欧の方は大体財政資金を中心にして乗り切。つて。い。った。イギリス、ドイツ、フランスは通常の金融の融資とかさ。う。い。う。中。で。処理をして。い。った。こ。う。い。う。ふ。う。にな。つて。い。る。わけ。です。この二つのパターンと比。べ。たら、この最近の一連の信。組、銀行を含めて、倒産なりあるいは新しいシステムづくりの中。で。い。ろ。い。ろ。な。形。で講。じ。ら。れて。い。る。わけ。です。こ。う。い。う。た。パ。タ。ー。ン。化。を。す。ると、日本の金融危機対策あるいは不良債権対策はど。う。い。う。特。徴。を持。つて。い。るか。この点について、大蔵大臣でも銀行局長でも結構。です。が、今対。比。して二つのパターンをち。よ。つ。と。紹介。し。た。わけ。です。が、それと比。べ。た。場合、日本の対策はど。こ。に特。徴。があるか、それを指摘して。い。ただ。き。たい。と思。い。ます。

○西村政府委員 御指摘のように、一九七〇年代以降、多くの先進諸国では金融危機に苦しんで。ま。い。り。ま。し。て、それぞ。れ。の。国。の。手。法。に。よ。り。ま。し。て。こ。の。問題。を。解決。して。ま。い。つ。た。わけ。で。ござ。い。ます。我。が。国。にお。き。ま。し。て。は、幸。い、最近に。至。る。ま。で。は、少。な。く。とも戦後は。そ。う。い。う。こ。と。を。経験。いた。し。ま。せ。ん。で。した。平成四年に。至。り。ま。し。て。初。め。て。預。金。保。険。とい。う。もの。を。実。際。に。適。用。する。ケ。ー。ス。が。出。て。ま。い。つ。た。こ。う。い。う。こ。と。で。ござ。い。ま。し。て、それ。ま。で。は。い。わ。ば。破。綻。を経。験。する。こ。と。が。な。かつ。た。わけ。で。ござ。い。ます。が、ある。い。は。破。綻。を。未然。に。防。ぐ。よ。う。な。方法。を。も。つ。て。処理。して。ま。い。る。こ。と。が。可。能。であ。つ。た。わけ。で。ござ。い。ます。が、パ。ブルの崩。壊。過。程。以。降、こ。れ。を。現。実。の。問題。として。処理。せ。ざる。を得。ない、こ。う。い。う。事。態。に。至。つて。い。る。わけ。で。ござ。い。ます。

そこで、現在我が国において御提案申し上げ、ある。い。は。試。み。よ。う。と。し。て。お。り。ま。す。処理。の。手。法。で。ござ。い。ます。け。れ。ど、可。能。な。限。り。金融。シ。ス。テ。ム。の。内。部、す。な。わ。ち。預。金。保。険。とい。う。もの。を。通。じ。て。この。処理。を。行。う、す。な。わ。ち。預。金。保。険。料。を。最。大。限。引。き。上。げ。る。こ。と。に。よ。つて、こ。の。中。で。処理。を。して。ま。い。る。こ。と。を。考。え。方。で。臨。ん。で。お。り。ま。す。

私も、通常の金融機関に。関。して。は。その。よ。う。な。考。え。方。で。対。処。を。して。い。ける。の。で。は。ない。か。と。考。え。て。お。り。ま。す。が、た。だ、信用。組。合。に。つ。き。ま。し。て。は、その。不良。債。権。額。に。比。べ。ま。し。て。貸。倒。引。当。金。等。の。手。当。て。が。脆弱。である。こ。う。い。う。こ。と。に。か。ん。が。み。ま。し。て、五。年。間。の。時。限。的。な。措。置。と。し。て、預。金。保。険。機。構。が。行。う。日。銀。等。から。の。借。り。入。れ。に。対。し。政府。保。証。等。の。制度。を。用。意。する。こ。う。い。う。対。処。策。を。考。え。て。い。る。わけ。で。ござ。い。ます。

どちらかとい。う。と、イギリスの中央銀行に依存する。よ。う。な。形。とい。う。よ。り。も。アメリカの形に。近。い。か。も。し。れ。ま。せん。が、日本。独。自。の。方法。だ。と。考。え。て。お。る。こ。と。で。ござ。い。ます。

○早川委員 私、例えば日本銀行が一連の、最近の東京共同銀行、こ。こ。へ。も。日。銀。は。出。資。を。した。わけ。です。ね。い。わ。ば、か。つ。て。な。い。こ。と。で。す。ね。昭和四十年の証券恐慌の。と。き。に。も、あ。れ。は。普通。の。融。資

ですね、日銀は。出資はしなかったわけですね。もちろん金融機関ですから、貸し出しをしていくのはこれはいわば通常だと思ふのですが、よく見えていますと、先ほどの二つのパターンでアメリカ型に近い、こう言われたのですが、よく調べて私なりに理解しますと、三本柱でやっているのじゃないか、やろうとしているのではないか。

つまり、一つは財政支出の問題ですね。預金保険機構で信託勘定で整理回収銀行をつくつても、借り入れて、あるいは政府が日銀から借り入れて、それに対して政府が保証するわけですね。政府保証をする。これは五年後に清算をする。そこで財政が出ていくという形になるわけですね。それから、今回の住専の問題についても、一つはもう再三、最大の焦点になっているわけですが、これも、六千八百プラス五十、六千八百五十億、これは財政支出が出てくる。それから、第二次ロスについても二分の一は財政負担するんだ、まさに財政が出てくる。これが一つの柱になっている。それからもう一つは、先ほど指摘したように日銀が関与してきている。もちろん、融資しているだけじゃなくて、出資という形をとってきている。日銀が入ってきている。

それからもう一つは、一般金融機関。しかも、東京共同銀行のときに、二信組が破綻してこの東京共同銀行が発足したときには、オールジャパンだと。すべての金融機関が、日本の金融機関がござつてこれをサポートするんだ、つまりオール金融機関、全日本の金融機関がすべて入る。これは、預金保険機構の今回の四倍、三倍についても同じようですね。全金融機関が保険料を上げて負担しようじゃないかと。

そういうふうな考えてみますと、三本柱で我が国は金融不安、不良債権問題に対して対処しようとしている、これがスキームじゃないか。いわゆるスキームというのは枠組みですね。私はそう思っているのですが、そういう理解が正しいのか、あるいは無理だというふうに考えられるのか、これは大蔵大臣の政治家としての判断を伺いたい

と思ひます。

事実関係はそんなに違つていないのじゃないかと思うのですが、じゃ、最初に事実関係について。

○西村政府委員 今御指摘の点は、ある意味では御説のとおりだと存じます。ただ、私どもが順番として考えておりますのは、いわば逆の順序になりますようか。

まず第一に一般金融機関、金融システムの中で最大限の努力をする。その場合も、今までは奉加帳方式というような御批判もございましたが、そのような形ではなくて、透明性のある預金保険制度というものを十分に活用した仕組みをもつて金融システムの中で最大限の努力をする、これが大原則であろうかと存じます。

二番目に日本銀行でございしますが、資金的な融通という点にしましては、出資というような特殊なケースもございしましたが、一般的には資金的な融通という、つなぎ融資という側面におきましては、金融システムの安定のために中央銀行のお果たしになる役割は大変に大きいものと存じます。

第三番目に財政ということでございしますが、以上のようなことをしてもいかなる方法もまだ足りない、あるいはそれを放置しておいた場合に経済にはかなり知れない影響を与えるというような場合に限って、かつ時限的な措置としてこのようなことをお願いをするというのが私どもの考え方でございます。

○早川委員 先ほど、日本の金融危機の現状についての認識ということで抽象的に何ったのを、今銀行局長は、いわばその三本柱について、金融機関内部の責任で、それから日銀で、三番目が財政だ、こういう順序立てをされたわけですが、今までは、実質倒産金融機関等はあつたわけですが、救済合併したり、そういう形で処理してきたわけですが、今回の場合は日銀の出資を求めなければいけない。それから、財政がそこに負担をしなければ今日の危機状況は打開できない

という不安は払拭できないと私は理解しているのです。そこそこ日銀が、二十五条で金融システムの安定のために出なくちゃいけない、それを背景にして、根拠にして活動しなければいけない状況にある。そしてまた、財政も必要とあらば負担しなければ今日の金融不安はなくなるんじゃないんだ、それだけ深刻なんだと私は理解するわけですよ。

先ほど三十四兆の話をされて、都銀と地銀とあるいは協同組合関係の比率が全然違うということをおっしゃいました。私は確かにそうだと思うのですが、全体として、日本が直面しているこの金融不安というのは、この三本柱をきちんと使っていないことには打開できないのではないかと、私はそれぐらい今日の我が国の置かれている状況は深刻だという認識なんです、その点大蔵大臣はいかがですか。

○久保国務大臣 今回の住専問題の処理に当たりまして、最終的にやむを得ざる財政の支出を考へなければならぬということでありまして、それぐらい今日の金融問題の深刻さというものはその解決を厳しく迫っているものであらうと考えておりまして、その点では、今早川さんが言われたことと認識は同じかなと思つております。

○早川委員 その三本柱がこれから、あるいは五年間という時限的な考え方立つてもいいと思ひますが、それがいわゆる日本の金融不安克服のためのスキームだ、枠組みだと私は理解するので、その中でこの住専問題、確かに預金者と直接つながっていないんじゃないかという議論があるわけですが、もっと大きなレベルでの発想をすれば、まさにそのスキームの延長線上にあるのではないかと、これは私の理解するところですね。

この住専問題については緊急性がある。これは、私が緊急性と言うのは、世界が、日本がどういった枠組みの中で、どういったシステムの中でこの金融不安をなくしていくんだ、その取り組みの姿勢をきちんと出してほしい、どういった枠組みをとるのか、イギリス型になるのかアメリカ型

になるのか、あるいは日本型かというのを見ているのではないかと、あるいは見たいのだと思ふのです。この住専のときに、そして今回の法案の中でその枠組みが提示できたということで、国際社会、国際金融の社会はそれなりに信頼を日本に抱いたと思ふのです。そういう意味での緊急性がある。そして、これを早く成立させるというものがもう一つの緊急的な要素だと思ふのです。

それからもう一つは、やはりスキームを維持しなければいけない。これは再々言つています。スキームは三本柱ですから、これを崩さないようにしなければいけないということですね。

それから、これは言うまでもないことですが、公的資金、財政を使うわけですから、税金を使うという仕組みをとるわけですから、できるだけ負担は少ない方がいい。これは当然ですね。税金は少ないにしたいことはない。これは大体、今回の住専でいけば、結果として負担が少なくなると思います。トータルとして負担が少なくなる。この住専問題については、実は私はその三つの原則が必要だというふうに考えています。

この点についてのスキームの話を私のような理解をすると、量的な世界が残りますけれども、その柱の三本が立つていけば、その立つていくことがスキームだと。それで、日本的なところには最大限どこがあるかという、日銀も金融機関ですから、財政と金融の世界に二分すればまさに財政のところはウェイトがあるのじゃないかなというふうに私は考えます。それが住専におけるスキームのエキスをいかにというふうに考えるわけですね。六千八百五十億と一兆円が基金のところへ入って、それから住専処理機構を発足させて、こういう数字の世界もあるわけですが、それ以上にその質のところは大切ではないかと思ふのですけれども、この点はいかがですか。

○久保国務大臣 いかにして不良債権を処理するかというのは資金の面から見ますと、スキームというのは今お話しのような形で支えられるということにならうかと思つておりますが、処理スキ

ムといふことの場合には、やはり預金保険機構といふ既存の機構を活用して、そして新たに住宅処理機構を設置することによって、この二つの機構が一体的にどのように機能を発揮するかという機構面から見ました場合には、スキームというのは、そのようなことを土台にして、軸にしてでき上がつていふと言つたらよいのじゃないかと思つております。ここへ投ぜられる資金的な面から見れば、今お説のとおりだと思います。

○早川委員 したがって、これから追加負担の問題が、再々いろいろな機会にいろいろな方々から、責任ある立場の方々から発言されているわけですが、これは何としても、国民の負担を少なくするという原理原則に即して言えば、あらゆる手だてを講じて実現をしなければいけないと思つております。

またその点については触れたいと思いますが、今大蔵大臣も、預金保険機構と住宅処理機構、もちろんこの二つの機関が機能するという意味でもスキームの中に入っていますね。それで、六千八百億とそれから五千三百億と三兆五千億と一兆七千億といふそれぞれの負担割合が議論されて、一言で言えばぎりぎり——ぎりぎりという言葉が年末になると流行語で取り上げられると思うのですが、ぎりぎりという意味はどういう意味なんだろうかなと自分なりに実は考えてみたのです。そうすると、話し合いの中で進められてきたまさに合意点だと、合意が形成されるぎりぎり、これ以上の合意がないという意味でのぎりぎりだと思うのですが、合意の限界みたいなものがあるのじゃないかと思ひます。次に、これは農水大臣も答弁されていましたが、五千三百億というのはまさに体力の限界だといふ、そういう世界がありますね。それからもう一つは、株主の代表訴訟ですね、これに對抗できるという話がありました。そういう意味でのぎりぎりだといふことなんです。これは農水大臣に伺いたいのですが、ノンバンクには公的資金を使わないという一項が入つて

いますね。これはぎりぎりの負担の限界の中に入るわけですか。つまり、入ればもう出さないといふことになるわけですね、最初から言つていますように、金融を守るためには三本柱でやつていくんだ、これが日本の危機対策だ、三つの要素だ、私はそう理解して、そして住宅もそれとわかりました。だけれども、評論家あるいは専門家の世界から指摘されるのは、ノンバンクこそ大変だよと言われている。このノンバンクには公的資金を使わない、このぎりぎりの負担割合を決めたときに入っています。そうすると、今回のこのぎりぎりの意味の中に、ノンバンクについては公的資金を使わない、そう理解してよろしいのでしょうか。これは農水大臣でも総理でも大蔵大臣でも結構ですが、確認させていただきたいと思ひます。

○久保國務大臣 今お話がありましたことは、昨年の十二月の閣議決定の際に確認されたことだと思つております。

○早川委員 閣議決定をされているといふことで、そういう事態が生じないことを願うわけですが、ノンバンクがまさに危機的な事態を生じてても財政資金は使わないんだ、これは内閣の意思だといふことで確認をさせていただきたいと思ひます。

そこで、母体行の責任があるわけですが、最初に行政の責任を整理して考え方を伺いたいと思つております。

まず、行政の責任という、ほとんどが大蔵省の責任になります。一つは、住宅というの本来個人住宅のための融資機関だといふことでスタートしているのは御承知のとおりですね。ところが、事業者向け融資を拡大していった、転換をしていく。そうしますと、大蔵省は住宅業務の是正勧告だとかあるいは告示の取り消しもしなかったのではない、これは大蔵省の行政責任ではないか、これが一つですね。

専の再建を画策したのじゃないか、大蔵省はなおかつ住宅の再建を指導した、これはどういふことだといふことであります。つまり、平成三年だとか平成四年の第一次立案調査結果、大蔵省の行った調査の七社についての報告書を読みますと、早晩、早いうちに経営問題に波及するといふふうなみんな書いています。七社について同じふうな表現しているのです。みずから大蔵省が検査結果をその書きながら、なぜそれに逆行するようなことをやったのかといふことであります。

三番目は、再々指摘されておりますように、平成五年の二月のときの覚書ですね。銀行局長と農水の経済局長ですか、覚書があります。つまり、これによって、民間事業における債務履行を保証します、あるいは農林系統金融機関には負担をかせません、大蔵省は努力する、または母体行に対してそういうふうな指導するといふのがあの覚書の理屈だと思つては、そういうことで、ただしその結果としては、国民に負担を求める結果になつたのじゃないかといふことです。そういう責任があるのじゃないか。

しかもまた、念書というのがあります。三、四年の、先ほど言いました住宅の調査、検査結果を受けて、早晩経営基盤そのものについて判断を迫られていくだろう、そんな検査報告がここに書いてあるのです。それを受けて母体行から大蔵省の銀行局にいわば念書が入ります。読むと大変な、今の力関係を如実にあらわすような文面になっているわけですが、ところが、結局、念書を出させておきながら、役所として母体行には債務履行をさせ得なかった、そういう責任もあるのじゃないかと思ひます。

そしてまた、その覚書の中では、系統金融機関に対しての融資継続を強要していった。これは行政の責任ですが、一言で言えば大蔵省の責任だと思ふのです。これが行政、大蔵省の責任です。それから、母体行の責任についても考えてみたわけですが、先ほど言いましたように、住宅といふのはどういふ機関かといふのを的確にあらわし

ているのが、例えば日本住宅金融株式会社設立趣意書といふのを読ませていただきました。そうしたら、「協力体制の必要」といふことで書いてあるわけですが、その中の二番目にこういう表現があります。「住宅金融の小口、煩雑な事務処理とリスク負担とを代行する専門的機能とを備えた住宅金融専門会社の設立をはかろうとするものである。」協力を求めるときにはこういう文書があるわけですね。小口だ、煩雑だ、リスクを代行するのだ、本来は銀行がやればよいのを、それをやらないうでわざわざこういう機関を設けた。

そういうことの中で、母体行は、銀行みずからが個人住宅に融資を広げていくわけですね。本来はすみ分けをしておきながら、どんどんそちらに入っていく。じゃ、住宅はどうなるか。住宅はその時点でいわば店じまいをしてしまつたのじゃないか、住宅の責任においてやめさせてもよかつたのじゃないか、そういうことをしなかつた責任もあるのじゃないかといふふうに思ひます。

それから、再々取り上げられておりますけれども、紹介融資だとか迂回融資の責任が当然あるわけですね。したがって、これは一体どこまで法的に問ひ得るものか、まさに責任としてどこまで問ひ得るのかといふのは問題があると思ひますが、そういう責任があります。

そしてまた、先ほど出ましたが、念書を銀行局に出した。ここにあります、私たちが努力して再建を図ります、こういうことを書いてあるわけですね。「責任をもつて対応してまいります、こう言っているわけですが、結局、母体行としてはそれはできなかった、こういうことがあります。

それから最後に、やはり今回も国民の負担に対して、問題が解決できないがために国民に負担を求める結果になつてしまつた、こういう責任があると思ひます。

行政責任、母体行責任について、本当はその上には政治の責任があると思うのですが、私が今申し上げたような責任の上に立つて、あるいは追加

負担の問題、母体行の責任に対してどういった形でこれから、つまり二重の意味で大蔵大臣に伺いますが、行政責任は大蔵省の責任が非常に重いですよ、一方に母体行の責任もありますよ、そして、この二つを当面打開するためには、大蔵大臣に大いに努力をしていただかないと、また、していただく中で責任の一端を果たしていただけるのじゃないかと思いますが、その点いかがですか。

○久保國務大臣 先ほど私、ノンバンクに対する公的資金の投入を行わないということを閣議決定と申し上げましたが、十二月十九日に、政府・与党の確證書でございまして、その点を訂正をさせていただきます。同じ日に、政府・与党の間で確認をいたしまして、与党三党の責任者、幹事長、書記長、政策責任者等が署名をいたしましたものであります。したがって、政府においても確認をされたものという点においては変わりはないと思います。

なお、今母体行の責任、行政の責任ということについてお話がございましたが、母体行責任につきましては、私も予算委員会の審議で繰り返し考へ方を申し上げてまいりました。これは、住専の設立から破綻に至ります間、母体行がどのようにここに関与していったかということによって母体行が負うべき責任が極めて大きいということであると思います。

それから、行政の責任ということになりますならば、バブルの発生から崩壊に至る、そしてその影響下においてこれらの住専が破綻していきま過程において、適切な確かな行政の側からの監督指導というようなことが行われたかどうかということについて、振り返って、結果としてその責任は重く存在するものと考えております。

今この住専問題を処理するに当たっての負担関係において責任を論ずるならば、母体行は、銀行の持ちます公共性に照らしても、また住専問題における社会的な責任にかんがみても、もっと負担や寄与についてみずから考えるところがあった方がいいのではないだろうかという立場で、今母体行

側、銀行側ともいろいろと協議を行おうとしている、こういうことであります。

御質問の趣旨にちつとお答えできたのかどうか、私も質問の意図がちつとわからない点もございまして、責任問題について申し上げましたが、もし足らざるところがありましたら、また御指摘をいただきたいと思ひます。

○早川委員 やは、先ほど言いましたように、行政というのは大蔵だけではないと思うのです。でも、今回の金融の問題については非常に重たいということ、先ほど紹介しましたように、住専の成り立ちからしても、またその経過においても、母体行としては、確かに法的に問われることはないだろう、しかし、まさに道義的な責任は果たす、そういう機会があったはずだということをぜひ母体行にもっと知っていただきたいなというふうに思ひます。

そこで、国民の負担をなくすためには、まさに処理機構が早くスタートして強力な回収体制をつくった方がいい、一日も早い方がいいと思ひます。

そういうことで、せっかくですから、議員立法ができていくわけですね。政府立法よりも議員立法こそ重視しなければいけないというその精神に立つてお伺ひいたしますが、時効を今回わざわざ延長あるいは停止する、こういう法案だと思ひますが、ごく簡単に、国民の皆さんにわかるように、わざわざ今回の法案を議員立法でつくられたその趣旨をごく簡単に説明をいただきたいと思ひます。

○保岡議員 住専処理機構が成立しまして、そして、住専から譲り受けた債権の回収を迅速かつ的確に行うためには、住専に所属する債権が二十万件余りあります、そういう大量な債権を一時に移さなければならぬという大変な事務量がありますし、その間、譲渡を受ける最中であるというよう事務を完了する直後に時効が完成するというようなものについては的確に時効の中断の措置をとらなければいけない、それをきちつと行わなければ

債権の回収に全きを得ませんので、住専の債権回収に万全を期する意味で、民法の消滅時効の一時停止の趣旨を考えまして、本法を成立させてそういう債権回収に支障がないようにする措置をとったものでございします。

○早川委員 わかりやすく言えば、この債権回収をしやすくするために、そこへ移った途端に二年間延長するということじゃないですか。そういうふうな言っていた方が国民にわかりやすいと思ひます。

そこで、債権は移った方がいいのですが、本当に回収できるかというのは非常に重要な問題なんです。移っただけで、当初の計画どおりの額面ももちろん減額しているわけですから、その額面により近い、あるいはそれを超えるような回収ができれば益金として国民の負担が減額になるわけですね。そうすると、この回収の仕方、回収のシステムを本当に重視しなければいけないと思ひます。

一つの例を申し上げますと、二つの信組が消滅して東京共同銀行に、同じようないわば回収銀行です。聞きますと、余り回収状況がよくない、六割ぐらいだとかいう話を聞いています。これは多分、その回収する能力なりあるいはそれに携わる人の権限が弱いんじゃないか、一般的な金融機関の能力の範囲しか持っていない、権限しか持っていないんじゃないか、これが一つです。

それから二番目に、今度、いわゆる信組の、信用組合のために整理回収銀行をつくって、そこに移行していくというふうになっていきます。整理回収銀行の持つ権限と、やはり基本は回収ですね、信組はつぶれるわけですから回収です。今回住専処理機構がつくられますね、これも基本的に回収を中心とした機構ですね。そうすると、比べてみますと、整理回収銀行と住専処理機構における能力に若干違いがあるのじゃないか、つまり、住専処理機構の方が強いのではないかなと思ひます。その事実関係とその理由について伺ひたいと思ひます。

その際に、整理回収銀行も、やはり先ほど来言っていますように、今回は財政資金を投入するんだ、保証にしろとにかく使えんだというシステムになっているわけですから、できるだけ強力な回収体制と能力を持っていた方がいいと思ひます。ところが、比へますと、整理回収銀行と住専処理機構に差がある。なぜ差を設けたのか、なぜ一緒にできないのか、説明をいただきたいと思ひます。

○西村府委員 住専処理機構、整理回収銀行いずれも、回収を強力に進めるために、法律案におきまして、預金保険機構が行います両者に対する指導助言、あるいは財産調査、取り立て、報告の徴求権等、特例業務を定めているところでございします。また、住専処理機構、整理回収銀行とも、引き継いだ不良債権につきましては、法律家、不動産取引の専門家等の参加、協力を得まして、法的手段を活用しつつ、債権の回収を強力に進めることとしております。

以上のようなところは共通点でございしますが、御指摘のように、若干の違いがございします。

それは、整理回収銀行に関する預金保険機構の行う債務者の財産調査でございしますが、罰則で担保されていないという点が違ひます。この点につきましては、両者を比較考量し、法制局等におきましても御議論をいただいたわけでございますけれども、整理回収銀行が引き継ぐこととなる破綻信用組合の債権債務関係は、その処理に直ちに財政措置が講じられるわけではないという点、回収額が財政負担に直結する制度とはならないという点から、住専の債権債務関係と同様の公的資格を有することとすることは困難ではないかという点で、その点が差がついているということでございます。

○早川委員 その差は財政支出のところを一つの根拠にされましたが、ただし、日銀から借り入れで使っていたときは保証がついているわけですね。後から、使った後からこれについていまいせんからというのは、後追いは許されないわけでは

ね。やはり事前にきちんとそういった能力の面でも担保をしておいた方がいいんじゃないかと思ひます。

総理、最後に総理に伺いますが、先ほどの行政責任とそれから母体行責任でも、よく考えて、可能な責任の問題についてこれからの展望をする、まさに行政のところにありと思ひます。行政のところを覚えていて、覚書の問題にしろ念書の問題にしろ検査の問題にしろ、非常に内部だけの話で、情報公開もされていい、改善策も客観的に講じられてきていいと思ひます。そういう意味で、行革を大変に重視されている総理に、この住専問題、金融問題からあらわれてくる改革、機構改革あるいは行政改革、こういう問題について御意見を伺いたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 どう申し上げればいいのかわかりませんが、私も、私自身が大蔵大臣として直面をいたしました証券不祥事の際、やはり非常に大きな問題になりましたその後の措置に向けての対策、これは通達行政の見直しというものであります。そして、その当時、非常に膨大でありました通達全部を見直す中で、本来業界の自主的なルールに任せるべきもの、完全に事務的な通達としてそのまま存置し得るもの、むしろ法律にきちんと位置づけるべきものという仕分けをいたしましたとき、いわゆる許認可の件数としては、形の上ではふえたわけでありましたが、実質的には、非常に膨大な通達行政というものを思い切つて見直すことができたと思ひます。

今御指摘がありましたように、私は、従来のいわゆる護送船団方式と言われるような金融行政のあり方というものは、それなりに意味のあった時代が存在したと思ひます。しかし、それが、金融行政というものが変化し、自由化が積極的に進むプロセスの中で、行政が変わらなかつた。これはやはり、結果として、バブルの発生から崩壊というプロセスの中で、金融環境が激変をいたしました時期に行政が十分なチェック機能を果たさなかつたという意味で、私はやはり大きな

反省点であると思ひます。そしてやはり、行政の手法として通達あるいは覚書といった形のものに頼り過ぎていたというところは、少なくとも私、真摯な反省をしなければならぬ点だと思ひます。

今後、当然のことながら、金融システムを再構築し、信頼を取り戻していく努力と並行して、金融行政の手法というものは当然のことながら見直されていかなければなりません。そして、その場合に基本に置かれるべきものは、まさに自己責任原則の徹底と同時に、市場規律を十分に発揮できるように透明性の高い金融システムを構築するというところに尽きていこうかと思ひます。

○早川委員 終わります。

○高島委員 局長 この際、永井哲男君から関連質疑の申し出があります。早川君の持ち時間の範囲内でこれを許します。永井哲男君。

○永井(哲)委員 社会民主党・護憲連合の永井哲男でございます。早川議員の関連として質問させていただきます。今いろいろと言われている中で、母体行責任が質的に違うということは大蔵大臣もおっしゃいます。そういう中で、では母体行の法的な責任とは一体何だろうかということについて少し分析をしたいというふうに思ひます。それは、単に設立の経緯に關係したということばかりではないというふうに思ひます。

第一に考えられるのは、母体行のいわば保証の責任ということであり、これは、融資当初、母体行が系統の借入れに際して銀行保証をしたという例も多いというふうに聞いております。これが更新の際に、この保証がいろいろとなくなつていった、そういった経過もあるようでありまして、その後、再建計画の際に、これはいわば保証とする旨、紛らわしいそういったような文書を交付したようなことがある。また、この

系統の融資引き揚げという際に、母体行も住専と一緒に頼んだ、そういった経過を見るときに、これは明示的な保証ということに仮に言えなくとも、黙示的な保証ということが問題になるのではないかと。保証の責任ということになれば、これは全額放棄をしたといつても、みずから問題になる責任を十分に負つたというふうには評価できないのは当然であります。

次に、二点目に、実質支配をしているという責任がございます。これは、紹介融資であったり、不良債権の押しつけであったり、そういう問題であります。これが非常にひどい場合には、場合により法人格の否認というところまで行き着くわけであり、これもいろいろな事情というものがあつたので、これも問題にする余地が大変にあるところであり、これは、母体行がいわゆる個人向け住宅ローンというものを奪つていったのではないかと、こういう形で問題になる点であります。

四点目には、不法行為の責任。これは、自己の不良債権を住専に押しつけた、また、再建計画を、場合によりこれを實現できないと知りつつ、これを系統等の關係金融機関に押しつけたというようなことがあれば、不法行為責任というものが大きく問題になるわけであり、これは、自己の不良債権を住専に押しつけた、また、再建計画を、場合によりこれを實現できないと知りつつ、これを系統等の關係金融機関に押しつけたという

ようなことがあれば、不法行為責任というものが大きく問題になるわけであり、これは、自己の不良債権を住専に押しつけた、また、再建計画を、場合によりこれを實現できないと知りつつ、これを系統等の關係金融機関に押しつけたというようなことがあれば、不法行為責任というものが大きく問題になるわけであり、これは、自己の不良債権を住専に押しつけた、また、再建計画を、場合によりこれを實現できないと知りつつ、これを系統等の關係金融機関に押しつけたという

手方の事情というものを反対側に立つ者が立証していくというところは非常に困難。そうすると、どういふ結果が起るか。これは法的な責任と言われている問題、早い者勝ち、努力する者は報われる、そういう形で、例えば母体行なり一般行といふものが特別に担保といふものを持つていけば、その方が優先をする。債権額の平等ばかりでなく、そういったような形に変わった法的な責任が問われるというのが法律の世界の話だといふふうに思ひます。

これが果たして妥当性があるといふふうに国民の皆さんに評価されるかどうか。そして、特にこれを放置していた場合に、どういふことになるのか。これは取引の相手方または外国の金融機関にとつても、銀行に対しては、例えばこれが裁判問題になつたといふことを仮定して、母体行、銀行は、いわゆる系統の裁判に全面的に負けるのではないかと、こういうふうな評価して相手の信用力を評価することは必至だと思ひます。系統も、それは言つても、裁判をやつても勝てないのではないかと、このようにして系統の信用力を評価するのは、これもまた同じ理屈であります。このことは、不良債権が、問題となつて不良債権額以上の、倍になつてあらわれるということになるのではないでしようか。

そういう中で、金融システム全体の維持の責任を持つ国として、ただでさえ不良債権で困つているところに、それが実際の額の倍にもなるというような事態を放置していいのかどうか、これが問われた問題ではないでしようか。

そういう中で、経済金融システムは、何といつても決済システムというものが大きなところであり、現金が四十兆、要求払い預金というものが百三十二兆というふうな中で、金融システム、決済システムが担つていられる機能は、全銀システムで二兆を超えて、手形交換で千八百兆を超えて、全部でこれは三千九百兆といふものが、日本の経済構造、経済の活動そのものを支えているわけであり、このシステムに異常があるといふことは

国の経済運営にとっても非常に重大な問題である、そういうことになると思います。

そういう点を考え、最後のこの埋められなかった六千八百億というものを埋めて、金融システムが円滑に機能する、それを重視したというのが今回のこのスキームではないかというふうに私は理解するわけでありますが、総理はどのようにお考えになるでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 何回もここで繰り返してまいりましたし、本院の中における御議論の中で私どもと異なる考え方が存在することを承知した上で、あえてもう一度繰り返させていたのだと思います。

この住専の問題というものを、私どもは、金融機関の抱える不良資産処理についての突破口というところをえ方をいたしてまいりました。そしてその中で、これを法的な手続にゆだねた場合にはその手続に我々は相当な時間を要すると考えておりますし、それは同時に、金融機関の損失額がはつきりしない状態が継続をするということになろうと思ひます。

そしてその間、体力の弱い金融機関は経営不安にさらされ続けることになるわけでありまして、結果的に、預金者に不安が広がり、金融機関の破綻が多発するといった事態も起きかねません。そうなった場合に、現在御審議を得ております政府案以上の資金投入が必要になることすら考えられるわけでありまして、こうした懸念のもとにおいて、景気の本格的な回復も望み得ないものであろう、我々はそう考えます。

そうした思いの中で、責任を持たなければならぬ政府・与党の立場として財政資金の投入を含む住専処理策を決定したわけでありまして、これは議員が先刻来組み立てられた御議論と基本的に方向を一致するものと思ひます。

○永井哲委員 今回、この住専問題を初めとして不良債権が発生するものとすれば、パプルの発生というところに行き着くわけでありまして、そしてまた、過去には狂乱物価というような形で苦

い経験をしたことがあります。これから将来のことを考えた場合に、今、国全体で四百兆を超える負債、国債だけで二百四十兆を超えるというような財政の危機的な状況という中で、国としてのいわば危機管理というような形で考えた場合には、十分に日銀の機能が発揮できなかったのではないかと、それがこのような事態を招いたのではないかと反省も成り立つのではないかと、今に思ひます。

今回のこの状況というものをした場合に、危機管理という側面から、今議論されている日銀の独立という点について、大蔵大臣はどのようにお考えでしょうか。

○久保國務大臣 日銀の役割というのが、今度のパプルの発生から崩壊に至る過程、そして今日不良債権の巨額の累積が生じますこの過程においてどういう役割を果たすべきであったかというようなことについて、これは行政の立場も含めて、今日このことに学ばなければならぬこと、教訓とすべきことは非常にたくさん将来に向かってあると思ひます。

そういう中で、日銀をどう考えるか。今、独立性の立場からのお話であるといひますならば、特に金融金利政策等に関して、日銀の独立した権限というのは今日でも保障され存在しているのではないかと、思ひます。その権限が有効に生かされたかどうかという問題は、これはまたいろいろと検討をしなければならぬ問題だと思ひます。日銀の独立性という点について、今多くの方々の御意見がございまして、日銀法の改正に及ぶ御意見等もございまして、今日までの行政と日銀との関係において、日銀がその独立性を著しく阻害されているというようなことはそんなに多く存在しているのではないかと、思ひます。

○永井哲委員 今回、この住専問題を初めとして不良債権が発生するものとすれば、パプルの発生というところに行き着くわけでありまして、そしてまた、過去には狂乱物価という形で苦

○永井(哲)委員 単に古くなったから、片仮名であるからという形ではない、世界の傾向がそうだからというばかりではない形で、やはりしっかりと日銀と大蔵とのあり方があるべきかという形で考えていたのだというふうに思ひます。

この金融三法を党内で了承するとき、私どもは、政府保証を行うこととすることに伴い、金融機関に厳しい自己責任原則の確立を求め、あわせて今日の事態を招いた行政、金融機関等の責任を明確にする、こう確信をしております。そこで、今、そういう中で、やはりこういった事態を招いた大蔵行政、これがどうあったか、そしてこれにどう対処しなければならぬか、これも大きく求められているところだというふうに思ひます。特に、なぜこれが先送りされて被害が、不良債権額がこのように大きくなるまで放置されたか、そのままだと座視しなければならぬか。いわゆる護送船団方式の指導というところに深く大蔵省が首を突っ込み過ぎていたのではないかと。その大胆な整理というものをやることによってみずからその責任が返ってくる、そういったことを恐れたのではないかと、こういった疑問も提出されているところがあります。いわば、大蔵省としてはこれからコープ役といったようなものは廃止しなければならぬ。ある人は、大蔵の行政指導は政府公認のカルテルを認めるようなものだ、このようにも言っているところがございます。

○久保國務大臣 まさに今改革を求められる重要な問題点を御指摘になったと思ひます。改革ということでは、大蔵行政の見直し、改革ということでは、財政、金融の分離論とかそういう一つの前提を置いて考えるという見方がございまして、これと、私は、そういう立場から改革を考えると、今、世界の財政金融行政のあり方、こういうものを十分に念頭に置きながら、今

日の新しい時代における金融行政のあり方はいかにあるべきか、また、財政構造改革で何が求められているか、こういったような問題に真剣に取り組むことが求められているのではないかと考えております。

確かに、金融行政を取り上げてみても、今までの大蔵省の金融行政のあり方というもののが時代にはきちと対応できるようなものであったかどうかというところは、今永井さんがお挙げになりましたようないろいろな問題が起きてきている、そういう結果に照らしまして、今日改革を求められることはあると思ひます。そういう立場から、大蔵省といたしましては、新しい時代の金融行政のあり方についてのプロジェクトチームが改革の方向の検討を鋭意進めているところであります。

一方また、大蔵行政のもう一つの分野であります財政構造改革についても同じように検討を進めておりまして、この二つを車の両輪として、どのように全体の改革の中で考えていくかという大変難しい問題でありますけれども、これらのことをやり遂げることが、今日の大蔵行政改革に対する私どもが担っている責任であらうと思ひます。

○永井(哲)委員 そういった中で、例えば検査に、これも、これが本当に厳正にされたかどうか、監督庁の意向を受けて、その中で手が緩んだことはないのであるか、こういうことも言われているのであります。そして、その検査結果というものが、行政において有効適切に即時に利用されたのか。また、国民への公開という点から、こういった検査の結果というものを、これから期待される市場規律というものが支配する市場において、大蔵省が、どこが握って知らしめないというような行為というのは、これは是認されないと、そこだというふうに思ひます。そういう点で、場合によつたら、その検査の独立というものも考えてみる余地があるのではないかと、こういう問題があると思ひます。

そういう中で、やはり住専問題を契機にして、その問題を受けた大蔵の行政改革というものが国民に理解される、そういった改革でなければならぬと思います。それは同時に、痛みを伴うものでなければならぬというふうには私は思うのでありますが、大蔵大臣はどのようにお考えでしょう。

○久保国務大臣 今日改革は、今、痛みを伴うものというお話がございましたが、そのことをあえて大胆にやり抜くことができれば改革の名に値しない、そう思っております。

したがって、今後の、特に規制緩和を進める中で改革、機構などについてもどのようにして圧縮できるのか、機構ができるから仕事が増えるというふうなことが長い間続いていたのではないかと、これは何も大蔵省に限らず、行政改革を考える場合に基本に置かなければならない問題だと思っております。

そういう意味では、今、痛みを感じる改革という御意見でございましたけれども、そのような改革をどのようにして遂行していくかということ、今政府に課せられている非常に大きな課題だと思っております。

それから、今のお話の中でございました、情報を握って出さない、こういうことは今後の金融行政においては特に許されないことだと思っております。情報の公開が十分に果たされて初めて自己責任原則の確立が可能になるものだと思っております。

○永井(哲)委員 これは総理にお聞きしたいのですが、先ほど早川議員の質問にも答えられましたが、今、大蔵の行政改革というのは、また全般的に見れば大きな行政改革という一環でもあると思います。そういう中で、この政策立案と執行というものを大胆に分けるといいますか、いろいろなことを考えられているようでありますが、これから、住専を契機とする、国民に理解される改革という点、そしてまた、行政改革を将来に向かつてどう進めるかという点、それらに当たっての総

理の決意というものを再度お聞きしたいと思っております。

○橋本内閣総理大臣 私は、金融行政というものを振り返りましたときに、先ほど来繰り返して申し上げておりますように、自己責任原則というものを徹底していくこと、市場規律の十分な発揮をいけば基礎とする透明性の高い行政を行っていくこと、これが必要であるということは繰り返して申し上げております。

そして、当然のことながら、そうした視点を持ちましたときには、不良債権のデフスクロージャリーの拡充でありますとか、あるいは早期是正措置の導入でありますとか、あるいは金融機関の破綻手続の整備、あるいは預金保険制度の拡充といった対応が必要になり、これが今、金融関連法案に所要の措置を盛り込んできた理由でございます。そして、こうした法律案の御審議を願って、早期の成立を願いますことと同時に、金融行政そのものが、今進展しつつある金融自由化の流れの中で将来変わっていくべき方向を決めていかなければならない、それは御指摘のとおりであります。

ただ、私は、この住専の結果としてとか、あるいはペナルティーを科すような発想での行政改革という考え方はとりたくありません。むしろ、将来どういふ金融行政を必要とするのか、その中で行政当局としての監督責任はどうすれば果たせるのか、あるいは国際金融の世界の中で、殊に重みを増してきております国際金融機関との間にどのような業務が今後想定されるのか、さらにその検査のあり方はどうか、私は、冷静な判断のもとに行政の見直しというものは進めるべきだと思っております。そして、そうした観点での関心はこれからも持ち続けたいと思っております。

○永井(哲)委員 新しい時代、これは大競争の時代とも言われているようでありますが、市場規律が全面的に、世界的に支配していく、そういったような時代であります。とりわけ、世界経済の中で金融というのがボーダーレスというふうな状況

になって、世界化というものが最も推し進められる分野だということに思っています。その中で、何となくもこれは透明性ないしは公開性といったようなものが第一に要求される、そういう観点で、透明な行政というものがそういった新しい市場からの要請でもあると私は理解するところであります。

そういう中で、市場経済ということ前提とするのであります。金融の中においても、大が必ずしも小を全部のみ込むということにはならないというふうには私は思っているわけであります。しかし、中小金融機関に依存する中小零細企業、これはそこから借りているわけでありますから、そういうところから支障がないというふうなこともあわせて、この自由化を図りながらこれは考えていかなければならないところだと思っております。その点のようにお考えでしょうか。

○西村政府委員 大変難しい御指摘をいただいたと存じます。

先ほどから護送船団方式という御指摘をいたしております。私も、決して護送船団方式という原則を守ってきたわけではございませんが、他方におきまして、やはり中小金融機関というものが中小企業者のために必要であるという観点も考えなければいけないという金融行政上の要請もございまして。しかしながら、そういうことに余り重点を置き過ぎると、いわゆる護送船団方式という御批判を受けるということもございまして。

この中小企業のニーズというものをどのように金融に反映させていくかということ、金融システム全体としてどのように効率性を維持していくべきかという、この調和点というものを常に追い求めてまいりたいと考えております。

○永井(哲)委員 世界の流れというものを十分に踏まえた中でそういうものはやっていかなければならないというふうには思いますが、そういった中で、いわば護送船団、さきまがこれは批判されておりますが、護送船団によって実現できたのは、いわば高度成長というふうな形で、いろいろな利

益というものが雇用の拡大や所得の倍増、そういったものになって、それだけの余力があった、そういったような経済的な事情、背景というものがあると思えます。これからそういう時代ではなくなるという中で、低金利による年金生活者また勤労者の目減り、こういったものもこれは配慮されなければならぬ。

そういう中で、これは各種の審議会でもそうでありまして、日銀の政策委員というところで業界の代表が多い。この中になぜ利用者の代表がないのか。こういった人々たちを、しっかりと政策的なところで反映できる、当然専門家でなければならぬですが、そういうものも政策委員として考慮すべきではないか、そんなふうにお考えでしょうか。

○久保国務大臣 日銀の独立性、役割というものを重く考えれば考えるだけ、今御指摘ございました日銀の最高意思決定機関でございます政策委員会の任務は大きくなると思っております。政策委員会での議論が行われ、どのような決定がなされたのかというふうなことが、これがよくわかるようにすべきものだと考えております。

また、政策委員そのものをどうすべきかということについて、私がどういふ方々をどういふようなことを申し上げる立場にございませぬけれども、今御意見がありましたようなことは、今後の日銀の政策委員会のあり方として十分検討が求められている時代になったのではないかと思っております。

○永井(哲)委員 また、この住専問題を契機として、我々は、与党の中で法的な責任検討プロジェクトを設けているところであります。そこにおいて、今回の時勢の停止法案、そしてまた金融の公共的な役割を重視した金融取り締まりの強化というものにも取り組んでいるところでございまして。これはまだ各党の段階において検討されているところでありまして、人の預金を扱う、そして公共的な性格が強いということにかんがみれば、その経営者に十分な重い責任というものも課されて当

然だと。S・アンド・Lのアメリカにおいては、それを契機として刑期が五倍や六倍になるといふような大改革も行われているようであります。

こういった金融関係の取り締まりの強化という動きについて、大蔵大臣はどのようにお考えでしょうか。

○久保岡務大臣 金融犯罪につきましては、今後これをもつと重罰にすべきではないかという御意見等も多くございまして承知いたしております。また、与党の検討プロジェクトにおいてもいろいろ意見が交わされているという事を承知いたしておりますが、金融犯罪は極めて重大な犯罪であり、そのようなことがふえてまいりますことは非常に遺憾なことだと思っておりますので、今御意見がありましたような方向でこれらの問題は検討されなければならないと思っております。

○永井(哲)委員 同じようにこの議員立法で、今の競争が十分に進んでいない、昨日執行妨害で桃源社の人が逮捕されたようでありまして、そういうような暴力団、それに類する人たちが、占有屋という人たちがそういう中に入つていつて執行を妨害しているという状況、そういうものに対処するため、民事執行法の改正というものが提起したところでございます。

その中で問題になったのは、これは議員立法で前回、この民事執行法の問題が国会で修正されておりますが、その国会で修正された理由というのが、実はその中で、労働者不払い賃金を守るためのそういった活動に不測の損害を与えないかどうかというところでもございました。私も、そういった経過にかんがみて、与党の中において労働者の賃金債権確保のプロジェクトチームというものをつくった次第であります。

税金と労働者の賃金債権、この優劣関係をどのようにするのか。同列に扱うところ、賃金債権の方を優位に扱う、そういった外国の法制もございします。そういった労働、破産法制との関係、そして賃金法などでの労働者保護のより充実、そう

いったようなものが必要ではないかという観点からでございます。こういう形で我々はこの与党の中で取り組んでいるわけでありますが、労働大臣としては、これらの動きについてどのようにお考えでしょうか。

○永井国務大臣 お答えいたします。

先生御指摘の賃金債権の確保に関する問題であります。現行法制では、抵当権により担保されている債権や租税公課は、賃金債権に優先するとされているわけであります。

ただし、民法、商法等の規定によりまして、賃金債権には、事業主の総財産の上に先取特権が与えられております。賃金債権をさらに上位に位置づけることにつきましては、取引の安全性あるいはこの債権者間のバランスの問題等をどのように考えるかという問題や、広範な現行法制の根幹に触れる重大な問題を持つております。

他方、賃金は労働者にとって唯一の生活の原資であり、賃金債権の確保を図ることも重要なことであります。各制度を所管している行政機関との連絡をとりながら対応してまいりたいと考えるわけであります。

なお、賃金の支払の確保等に関する法律がございしますが、これは、景気の変動、産業構造の変化などにより企業が倒産した場合に、退職した労働者の未払い賃金について国が立てかえ払いを行う等の措置を講じて、もつてこの労働者の生活の安定に資する、このことを目的にしているわけであります。

未払い賃金の立てかえ払い事業や退職金の保全措置等、賃金の支払の確保等に関する法律に基づく施策につきましては、その実施状況、また各方面の御意見などを踏まえながら、今先生が御指摘になりましたように、労働者の生活保護の立場からこの問題については今後積極的に検討してまいりたい、このように考えているわけであります。

○永井(哲)委員 議員立法の関係での時効の停止法案についてお聞きしますが、もしこれを措置し

なければどのような債権が時効にかかるかもわからない。今のところ、この七社の住専からの調査によると、どの程度そういう額が判明しているのか、その点についてお聞きいたします。

○保岡議員 特定住専七社に所属する債権のうち、本年度並びに来年度中に何らかの措置をとらなければ時効が完成してしまうという債権がございします。

本年度にそういう予定される債権は、件数にして約八百件、金額約一千億、それから来年度は、件数約二千件、金額にして三千二百億。非常に予想以上に大きな金額、件数でございします。このういったものを万漏なきよう回収するために本法の成立が期待されるところだと思っております。

○永井(哲)委員 最後に、公的な負担というものを、国民の皆さんにかかる負担というものをできる限り少なくするような努力をしていかなければならない、これは当然のことだといふふうに思っています。

ただ、今それをやりさえすれば、これまでの行政のあり方、こういった住専問題がなぜ起きたのか、どう対処しなければならぬのか、こういったことに対する改革の意欲というものが何か少なくなっているような感じがしないでもありません。国民の皆さんにしっかりと理解をしてもらうという上にも、そういった制度の改革というものを大胆に進めることを要望申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○高島委員長 これにて早川君、永井君の質疑は終了いたしました。

次に、錦織淳君。

○錦織委員 新党さきがけの錦織でございます。

まず、冒頭に当たりまして、いろいろな紆余曲折がございましたが、とにもかくにも、こうして与野党がそろって総括質疑に入れたということをお受けしたいと思います。

私は、この一月の末から予算委員会の委員とし

て、また予算委員会の審議が終わつてからは金融特別委員会の理事として、この住専・金融問題の審議にかかわつてまいりました。そうした中で、いろいろと自問自答する機会が大変多かったという事をまず申し上げておきたいと思ひます。

それは、こうした、ある意味では我が国経済が直面している大変な状態を前にして、国会あるいは政党、政治家というものが何をすべきなのか、そうしたことをめぐつての国会審議のあり方というところでございします。もちろん、与党と野党に分かれて、それぞれ立場が異なるのは当然でありまして、けれども、国会の本来の任務あるいは政治家、政党というものは、やはり政策をめぐつて激しく論争するというのを期待しているのではないかと、これが多くの国民の声ではないか、このように思つてゐる次第でございします。

ところが、こうした一連の住専や金融問題等の審議が進む中で、国民の間から大変な、いろいろな厳しい声が起きております。特に、いろいろなマスコミの調査結果を拝見いたしますと、政党支持率、つまり無党派層というものが増大してきているということが指摘をされております。つまり、政治一般への不信というよりも政党そのものへの不信感、こうしたものが進んでいるように思われるわけでございします。

そこで、最初に総理にお伺いをいたしますが、今、国民の間でこうした無党派層が増大しているというところについて、その原因をどのようにお考えか、また、そうした状況を打破するために、一人の政党人としてどのようにお考えなのか、そうしたことを冒頭にまずお伺いをしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 私どもがちょうど学生生活を終わり、社会人になります時期、これはちょうど昭和三十五年、安保大騒動の非常に極限に達しようかという時期でありました。そして、当時の学生生活の中に、いわゆる無党派という存在は許されなかつたような雰囲気や学内にもみえなかつたおりました。社会人になりましたから、そうし

た空気が続いておつたように思います。

しかし、その後、たまたま私はスポーツを通じて学生たちとの交流を今も続けておりますけれども、いつの間にか、そうした政治的にどちらかの立場の選択を迫るようなテーマが我々の身近からなくなつていったように思います。そして、それが、東西大陣営対立という時代が終わわり、ソ連が解体をし、いわば自由、民主主義、そして市場経済といった共通の原理をほとんどの国が追い求める状態になった。国際的にも、いずれかの一方を選択しなければならぬといったテーマはだんだん我々の身近から少なくなりまして。

私は、そういう中で自然に特定の党派というものに縛られないという方がふえてきたのは、ある意味では自然の流れであり、それはそれなりに悪いことではないのかもしれないと一方で思っています。しかし、政党人として、それだけの政党が特色を持つて国民に訴え、呼びかけることができなくなつてゐる事実、これは我々としては非常にある意味では情けない状況でもあります。

殊に、私はその無党派という言葉、実は余り好きじゃありませんけれども、よく使われている言葉です。この言葉を使わせていただきます。特定の政党に拘束されないということについては、私はそれを責めるべきだとは思いません。しかし、その結果が各種の選挙における投票率の低下というものに結びついていることに私はある種の危険を感じます。

それだけに、どうすれば政治というものに、これは国政、地方の政治を通じてでありますけれども、関心を寄せていただくことができるのか、そして、その中で選択を迫るようなテーマをつくり得るのか、これが我々のこれから考えなければならぬところではないでしょうか。

○錦織委員 ありがとうございます。

私は、無党派層の増大というのが、総理のおっしゃられるように、必ずしもそれだけで悪いことだというふうには思っておりません。むしろ懸念をしておりますのは、投票率が低下をしていると

いうような現象に見られるように、その無党派層の増大というものが国民の間から何かに対する期待感が失われているということについての危惧を持っています。まことに御指摘のとおりだと思います。やはり何と云つても、政治家がきちっと政策を語り議論するということはもちろんのことでございますが、政党が政党らしく政策体系を語る。個々の政治家の持つてゐる単純な政策の集まりではなく、きちんとした国づくりのビジョンを持つた政策体系を政党が持てるかどうかということが私は今我々に共通して問われている問題ではないか、こんなふうには思っているところでございます。

〔委員長退席、大島委員長代理着席〕

そこで、私はことしの一月三十一日の予算委員会の冒頭の総括質疑のときに質問に立たせていただきました。そしてそのときに、この予算委員会の審議の主要なテーマである住専問題の前には与野党なしということをお願いしたわけでございまして、つまり、この金融特のまず一番考えなければならぬテーマは何かということをお願いした整理をいたしました。一つはもちろん今後どうするかということでございます。つまり、住専問題なりあるいは金融破綻、そうした事態についてどう対処するのかという、今文字どおり目の前に迫っている問題について具体的な対策を立てるといふことも一つの問題であろうと思ひます。

後ほど申し上げますように、私は、この点についてこの国会での議論が実りあるものになるためには、政府・与党の提案に対して野党の側から対案が出される、そしてその対案と政府・与党の提案とが議論を闘わせるという構造が望ましいのではないかと申し上げたわけでございます。残念ながら、その予算委員会の経過の中では結局対案としてまとまつたものが出たのかどうかすらはつきりしない。こういう状況については後ほど申し上げます。しかし、もう一つ私がこの際この委員会できちんとさせておかなければならないのは、政治家あ

るいは政治の共通の責任は何かということでございます。

その一月三十一日の質疑のときにも申し上げましたが、この大量の不良債権の山を築いたその直接の原因は、バブル経済が形成され、それが崩壊し、そしてその形成から崩壊までの期間が比較的短期間であつた、こういうことがこの問題を深刻にさせたということでございます。問題はなぜこういうことが起きてきたのか、その原因の解明と対策でございます。つまり、この後処理をどうするかということももちろん当面の課題として大切ではありますが、我々はこの教訓から何を引き出すのかという点についての議論をきちっとしておかないと、同じ誤りが二度繰り返されることになるわけでございます。

そういう点で、このバブル経済の形成とその崩壊過程、予算委員会でも、また今日の朝からの質疑の中でもいろいろと質疑応答が交わされておりますが、私ははいはいこの掘り下げが必要ではないか、こういうふうには思っております。つまり、このバブル経済を形成した過程がプラザ合意に始まり、あるいは四高への対策、そうしたことにあつたことは言うまでもありません。そしてその過程で予想外の地価や株価の上昇があつた、それに伴つていろいろの対策をとらなければならなかつた。その経過は確かにお互いに既に共有していると思ひます。

問題は、ではなぜそれを防ぎ得なかつたのか、なぜ不良債権の山を築く結果になつてしまつたのかという点での分析でございます。その点で申し上げますと、確かにそのときそのときはよかれと思つてやつた、最善の政策をとつたというところになるのかもしれない。私もそれは信じております。しかし、大変皮肉な言い方をすれば、地獄への道は善意で敷き詰められてゐるという言葉もございします。問題は、善意であつた、そのときそのときは的確な判断だと思つてやつたということだけでは十分ではないのか。この点を突き詰めていく必要があると思ひます。

私は、はっきり言つて行政のいろいろな施策に大きな問題があつた、つまり誤りがあつたといふことは、行政の側の政策の決定、形成についていろいろの誤りがあつたのは確かに相当程度明らかになつたと思ひますが、政治の側が、あるいは国会の側、政党の側がそうした誤りについてそれを抑制できなかったといふことについての掘り下げがいかに不十分であるような気がしてなりません。

特に、一月三十一日のときの質問で、繰り返しませんけれども、平成三年、平成四年、もはや大変な不況、そういうものが明らかになつてゐるときにも、その当時の国会の議論を振り返つてみると、まだ景気は底がたいというような認識が語られておりました。そして、その認識の基礎になつたものはこれこれの数字である、例えば消費者のこうした動向をあらわす数値がこのように表示されている、そうしたことを引用しながら、まだ景気は底がたい、こういうような論法が立てられてゐるわけでございします。

私に言わせていただければ、まさに、ではその情報は一体だれがつくつたか、それが整理したもののか。そして、それをどうのみにした結果、こうした過ちになつたのではないのか。こうした点については、私はきちんと反省、分析を加える必要があるのではないかと思ひます。この点について、まず総理の御見解をお伺いしたいと思います。

〔大島委員長代理退席、委員長着席〕

○橋本内閣総理大臣 確かに我々政治家は、政治家自身で資料を持つておるわけではありません。そして、今議員の御指摘を拝聴しながら振り返りまして、我々もまたそのときそのときに行政から、あるいは報道を通じて、さらに経済界から提供される数字というものをベースにして、その分析が足りなかつたという御指摘は甘受しなければならぬと思ひます。ただ、その上で私は、こうした場合に議員が私の立場におられたらどうされたか、一つのケースを挙げてみたいと存じます。

しかし、当時土地を売るなどおっしゃった方々は、その言葉を御自分が吐かれたことも忘れられております。だれがいい悪いではありません。これは、だれがいい悪いではございません。例えば東京都からも、その入札はやめてくれという話はあったのですから。

○錦織委員 私がお伺いをいたしましたことはもちろん、後から振り返ってみればこのときこうすればよかったという意味で反省を加えるべきだということを申し上げているわけではございませんで、つまり、そのときの行政の政策決定の判断の仕組み及び政治の判断の仕組み、その仕組みのどこかに欠陥がなかったのかという問題でございます。

○橋本内閣総理大臣 先ほど私は、多少議員の御質問の趣旨を取り違えたかもしれません。その点はおわびをいたします。

その上で、あるいは今議員が御指摘になりましたような状態というものはあったのかもしれない

いいですか、日差しの豊かな時間の長く続くことを無意識のうちに求めていたのかもしれない。そうした思いを持って数字を眺めたことがなかったとは、私自身振り返ってそれを否定することはできません。と思います。

○錦織委員 次に、大蔵大臣に同じ問題についてお伺いをしたいと存じます。

私も、このバブル経済の形成から崩壊過程につ

確かに土地の公共性というように、とにかくみなから、できるだけ安い、そして庶民がみずから居住のための土地あるいは家を手にすることができるような政策というものが求められているという点を強調をしながら考えてまいったと思つ

ク管理体制も、つまり金融システムの基本的な立場というものも確立されていない、そういう中で市場に長期にわたる低金利のもとで金が大量に流れることによって株や土地に投機的に使われていった。そういう中で、ここでは非常に、経済政策の面から見ました場合には混乱があったように思います。そういうことが、結局の確な対策としての金融行政というものにつながり得なかったもの

した過ちを原因をどのように考えかつぞうした過ちを克服するためにどうしたらいいのかというところについての御見解をお伺いしたいと思います。

○田中國務大臣　私は、平成三年から平成四年に

か年計画」というのが一月に宮澤総理から経済審議会に諮問がなされて、六月の三十日に閣議決定されたわけですから。精力的な審議が行われたわけですが、百数十人に及んだそこに参加した委員の皆さん、これは日本を代表する企業人、学者、言論人、それこそそうそうたるメンバーであります。

しかし、この平成三年から四年と私が申し上げ

111

くらい参加したのですが、その審議は、自然した議論といえ、これから労働需給が逼迫するから外国人労働者をどうするのだ、そういうようなところにあつたわけですね。そういう議論と今の現状を考えた場合、本場に経済政策とは難しいものだし、しかも、日本で最も一流と言われる人たちがそろって、そして考えて、議論して、そうだったのだということを私は思い起こすわけであります。

それで、経済政策の政策決定が的確に行われるためには、これは何よりも実体経済が正確に把握されなければいけない。正しい認識をしなければ、政策決定が正しいはずはないと私は思います。そうであれば、政策決定の場に、経済に関連する資料、情報が迅速に、正確に、かつ網羅的に集められなければいけない。これはもう前提条件だと私は思います。そういう点で十分ではなかったのじゃないかという感じが今してあります。

例えば、ある部局の情報、資料が、これはこの次、来月出そうと思つていたら、その分認識がずれるわけですね。あるいは、これは出すと責めを負うかもしれないから出さないということであれば、また認識はずれる。当然です、これは。そうであるから、それがもしも経済社会の基本にかかわるようなものであればあるほど政策決定がゆがめられていくということを私は感じますから、情報収集体制の一元化というものが非常に大事なことで、たとえ今痛感を感じております。そういう体制を整備していかなければいけない。

そして、それを分析し、そしてそこから政策立案、幾つかの政策の選択肢が出てくると思います。そういうものをつくり出す機能というものを整備して、それで最終的には、これは政治の役割ですが、どれを選んだという政策決定を行う、そういう体制をつくって、そして、政治と行政が一体となつてその経済政策を執行する、そういう体制が望ましいというふうに思います。そのために、行政の改革、行政と政治の関係の改革、こういう

ものが必要な、一番大事なことになつてくる。要するに、あの当時の時代まではよかったのだ、対応力は失つたのだという、そういう観点から、政策の意思決定のあり方まで含めての改革というのは必要だと私は思つております。

○編集委員 ありがとうございます。

私は、今おっしゃられたような意味で、いろいろな情報を集積して行くシステムも大切だと思いますし、同時に、どうしてもひつかつてならないのは、なぜ失敗したのか。いろいろな原因があると思ひますが、確かに日本の官庁、優秀な方がおられて、大変精緻な仕組みをつくつておられることも承知しておりますし、さまざまな努力をしていろいろな情報を収集し、その分析を加えておられることもわかつてはおるわけですが、それでも、しかし、ではそれを信用したら果たして正しい政策ができたのかという点で、いわば弘法も筆の誤り、そういう意味で、官庁のそうしたさまざまな数値にも落とし穴があつたということをやばりはつきりさせておく必要があると思ひます。

そういう意味で、私は、情報の多元的な収集ルート、とりわけ政治が、あるいは政党、政治家が民間あるいは経済の現場から直接に情報を収集し、そしてそれらの情報と行政が収集した収集とを突き合わせる、そうしたような何らかの仕組みとすることが必要ではないか、こういうふうに思つております。そこら辺については、いずれまた政府の方でもいろいろと御検討をいただきたいと思ひます。

この点についてはこの程度にいたしまして、時間の関係で次の質問に移させていただきます。

先ほど冒頭に申し上げましたように、この住専問題の前に与野党なし、一つは、先ほど来質問してまいりました、過去の経過について政治の側が与野党の区別を超えてどういう教訓を学ぶかというのが一点でございます。

もう一つは、今後どうするか。これは非常に差し迫つた当面の問題でございます。その関係では、この委員会に今六つの法案がかつておりま

す。その中で、大蔵省から出された金融三法と農林水産省から出された一つの法律、金融四法案と呼びますが、この金融四法案と住専処理法案、これとの関係、相互の関係がどうなつていっているかということについてひとつお聞きをしたいと思ひます。

まず、いろいろなところからこういう御指摘がございまして、住専には預金者がいないではないか、その住専についてこういう処理案をつくつて、そして預金者のいるさまざまな金融機関にこのような金融四法案をつくるのはおかしいではないか、こういう指摘がございまして、そこで、まず預金者保護という考え方、このことを少しきちんとさせておく必要があると思ひます。

まず、預金者をなぜ保護しなければならぬかというところでございまして、

預金者を保護する理由は、預金者の数が多い、つまり大量の国民が預金者としてこの日本の国に存在をしておいて、その量が、数が多い、そしてそれは消費者という、そういう側面を持つていて、こういうことが主たることなのか、それともそうではなくして、もうちょっと別の角度から預金者保護というものを考えていかなければならぬのか、この点は非常に重大な問題である、私はこのように思ひます。

というのは、六千八百億あるいは六千八百五十億の公的資金を導入するぐらいだったら、例えば阪神・淡路大震災の被害者をなぜ救済しないのか、こういうような議論がある。あるいは、このお金を別のところに使えばいいではないか、こういうような議論がなされております。そのところをきちんとさせておく必要があると思ひます。

例えば、預金者が大量に存在すること、それが消費者であるということ、したがって保護をしなければならぬのかということになりますと、私は、その論理はこれは当然他にも拡大されていくということになります。つまり、同じように多数の被害者、消費者被害というものが存在すると

いうことはございまして。あるいは、消費者被害というふうにはくくれないまでも、多くの国民に共通して存在をする被害、こうしたものが出てくる場合というものはあるわけでございます。そうした場合に、それをそれだけの理由で救済をするのかどうか、それ以外にも他の理由があるのかどうかという点ははつきりさせておかなければならないと思ひます。

そこで、これまでの予算委員会での議論を振り返つてまいりますと、金融システムを保護する、金融システムを守る、こういうのはいかにも抽象的で概念的過ぎて、そして何の実体もない、こういうような議論も行われました。しかし、私はそのように思ひないわけでございまして。

つまり、今回金融機関のさまざまな行動が問題になりました。あらゆる私企業に当然企業の社会的責任と呼ばれるようなものはございまして。しかし、それは金融機関であろうとメーカーであろうと商店であろうと全く同じでございまして。では、金融機関に特有の要請される行動規範、あるいは経済人としての規範、あるいはそうした金融機関として守らなければならぬルール、こうしたものがあるのかどうか、こういう点も考えてみなければならぬと思ひます。

そういう意味で、預金者保護、預金者保護と言へば泣く子も黙るということでは私はないと思ひます。もうちょっときちんと、なぜその預金者保護をすることが今必要なのか、そしてその預金者保護という根本に何があるのかということをはつきりさせておかなければならないと思ひます。私はそれは、金融機関というものの公共性、これを一般私企業とどう区別するのか、そういう点とかかわつていっていると思ひます。非常に大事な点だと思ひますので、できれば大蔵大臣の方からお答えを願ひたいと思ひます。

○久保国務大臣 今最初にお話ございました預金者、つまり消費者を守るという視点、観点は重要な要素の一つだと思つております。もう一つ、もっと重要なことは、金融に対する、金融機関と

言った方がいいかもしれませんが、銀行と言った方がまだわかりやすい、ここに対する預金者、つまり国民の信頼がなくなるといことは、これは経済のみにとどまらず、社会的にもルールがなくなるということです、秩序を失うわけでありまして、このことは極めて重大な問題だと思っております。そういう意味では、預金者を守ることによって金融機関と国民大衆との関係、つまり社会的なルール、秩序が守られることによって私どもは社会的な安定を期することが出来るものだと考えております。

○錦織委員 端的に申し上げます、住専の場合は、住専の債権者というのは、母体行、一般行などの銀行、もちろん保険会社なども存在するわけですが、通称母体行、一般行と呼んでおります、そうしたグループと、それから農協系統、この三グループが存在するわけでありまして、住専七社が経営破綻をして、その住専七社を解体、清算をするということになれば、まず直接的に打撃を受けるのはその住専七社の債権者であります。つまり母体行と一般行として農協系統ということになるわけです。そこだけを見ておきますと、確かに、預金者というのはその債権者として、つまり住専七社に対する債権者としての預金者は存在しないわけです、直接的には。

しかし、ではこの住専七社の解体、清算を、例えば破産法とか会社更生法にゆだねた場合どういことが想定されるか、これはかなりの時間が要します。つまり、現行法の会社更生法や破産法の仕組みでは、これはもう予算委員会でも述べましたから繰り返し申し上げますが、吸収主義をとっていない、ベスト主義をとっているために、債権者相互の紛争というものはその会社更生手続や破産手続の中では解決できないわけでありまして、そういうわけで、ベストで争いなさいということになるということでございます。したがって、母体行責任の有無のような論争を始めますと、これは大変長期の裁判をやらなければならぬ、こういうことになるわけですから、これは大

変長期を要します。

他方で、会社更生法にゆだねたにせよ、あるいは破産手続にゆだねたにせよ、これは短期でやるということもある一定期間はどうしてもかかります。私の経験した破産事件などでも、例えば二年間で破産手続が終わったとすれば、中規模の会社とすれば、まあまあ早く終わった方だということになると思います。

しかし、その二年間で終わった例えば破産会社の破産手続の内実を調べてみると、こういう問題がございます。破産管財人がどこか第三者に損害賠償請求訴訟を起こしたり、あるいはその破産財団に属する財産かどうかというのを争って訴訟を起こした。ところが、その訴訟が大変難航している。ひよっとして最後までやれば勝てるかもしれないけれども、今持っている証拠を考えると勝てるかどうかははっきり見通しを立てられない、あるいは相当の時間がかかってくる、こういう場合もございいます。

そういう場合には、破産管財人は裁判所と、この訴訟の見通しを考えて、これ以上この訴訟を続けていくことが適当かどうか、それよりも早く破産手続を終結させて配当すべきは配当していくかどうか、そういうことを相談するわけでございます。その場合に一つの価値判断が加えられて、その結果、例えば破産管財人が起こしている訴訟を相手方の同意を得て取り下げて、そして破産手続を終局させるといこともございます。この場合に、仮に今回の住専のように、そんなことは許されない、損害賠償請求訴訟は最後までやれ、こういうような背景でこの手続が進んだ場合には、当然その損害賠償請求訴訟が大変難航し、時間もかかることもあるわけでございます。そういうことを考えますと、大変、この住専七社の解体、清算には相当の長期を要するということを想定をしておかなければなりません。

その間どうなるかという、当然、母体行はもちろん、一般行もそうであり、農協系統もそうでございますが、そうしたところが持っている債権

というものは直ちに回収できないわけでございます。例えば農協系統が持っている五兆五千億、住専七社に今多額の現金があつて、返してくれと言われればそっくり返せる、こういう状態であればともかく、それを破産手続にゆだねてしまえば、現金はゼロですから、当然住専七社の持っている債権を回収して、あるいは資産を処分して、そしてその中から配当するということになる、これは大変な時間がかかる。その間、農協系統は一兆、二兆どころか、五兆五千億そのものの回収がほとんど困難になって、それが事実上長期化していく、こういう事態が想定されるわけでございます。そうなれば当然、その農協系統にさまざまな権利関係を持っている組合員あるいは取引関係者、こうしたところにさまざまな波及効果が生じるわけでございます。

だから、私が申し上げたいことは、預金者保護、つまり直接に預金者がいるかどうかというように、そういう形式的な基準でこの問題を考えるのは適当ではない。むしろ住専七社のそうした債権債務の関係というものと、それから現在金融四法案で処理しようとしているさまざまな金融機関というものが破綻した場合と、それがどういう社会的な影響を与えるのか、それが我が国の経済構造にどういう影響を与えるのか、こういう観点からきちっと論理的な分析を冷静に私はやるべきだ、こういうふうに思うのですが、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○久保国務大臣 先般、予算委員会でも、錦織さんから御専門の立場からの御意見が述べられ、私もはそのときの議事録も詳細にまた検討させていただきました。大変、私もが今回の住専問題処理について考えておりますことを理論的にきちっと整理をされた御意見を述べられた、このように考えております。

さつき質問に立たれた早川さんが少し質問の中で述べられた住専問題処理の緊急性、必要性、重要性といったようなことについて、これは、緊急性、必要性、重要性というのは一体のものだと考

えておりますが、そういう今住専問題の処理で求められている課題というものを錦織さんがたいま分析をしてお述べになりましたその考え方は、私どもと全く同じ考え方に立つものだと思うっております。

○錦織委員 それから、金融四法案が対象としてある領域と住専処理法案が対象としている領域とどう違うか、あるいはどこが同じかという問題でございますが、次の点はいかがでしょうか。

少なくとも住専七社は、平成三年に、あるいは平成四年にかけて調査をしたときに、大変な不良債権を抱えておたわけですから、もう破綻寸前あるいは事実上破綻していた。そしてさらに、そのときに先送りされ、平成五年の調査を受けた。そのときにも、破綻をしていることが明らかになつたけれども、解決策が最終的には講ぜられなかつた。そして、今我々のこの状態を迎えている。こういうことを考えるならば、これは文字どおり遅過ぎたとも言っているわけでありまして、少なくともこれ以上この問題を先送りするのはできない。したがって、これはこれで独自の解決が必要ではないかというふうに思うわけでございます。

そういう点で、住専処理法案と金融四法案との関係でございますが、私は、これは論理的に共通性があるからとかなんとかということだけでこれを比較するのは必ずしも妥当ではないと思うのです。その点について、先ほど来自民党の方々もいろいろと御質問をされていたのであります。この二つの関係をどう考えるのか、もう一度大蔵大臣のお考えをお伺いをしておきたいと思ひます。

○西村政府委員 住専処理法案あるいは私どもから提出いたしております三法案、それぞれ金融システム安定のためにぜひ必要なものではございまして、三法案が、これから生じますこと、あるいは全般の問題を取り扱っておりますのに対して、住専処理法案は、既に起こりました、しかも一日も早く解決をしなければならぬ課題

に取り組むものでございます。これにつきましては、一日も早く住専処理機構を設立をし、この課題に取り組めるように、よろしくお願い申し上げます。

○錦織委員 それじゃ、予定した質問で、特に財務諸表の時価主義の問題についてぜひ伺いしたかったのでございますが、御準備いただいた方々には申しわけありませんが、時間が参りましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○高島委員長 これにて錦織淳君の質疑は終了いたしました。

次回は、明二十九日水曜日午前九時委員会、午後一時理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十四分散会

平成八年六月四日印刷

平成八年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

O